

法科大学院認証評価

自己評価書

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

平成 30 年 6 月

大阪市立大学

目次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	10
第3章	教育方法	31
第4章	成績評価及び修了認定	43
第5章	教育内容等の改善措置	65
第6章	入学者選抜等	78
第7章	学生の支援体制	104
第8章	教員組織	126
第9章	管理運営等	142
第10章	施設、設備及び図書館等	155
第11章	自己点検及び評価等	161

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

大阪府大阪市

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数：52 名

教員数：13 名（うち実務家教員 3 名）

2 特徴

法曹養成のための専門職大学院である大阪市立大学法科大学院は、平成 16 年 4 月、大学院法学研究科の「法曹養成専攻」として設置され、平成 30 年 5 月 1 日現在、専任教員 13 名、収容定員 90 名から構成されている。

設置年の前年に当たる平成 15 年は、大阪市立大学法学部が、昭和 24 年法文学部として発足し、その後昭和 28 年に法学部として独立して以来、創立 50 周年を迎えた節目の年であった。本法科大学院の母体とも言える大阪市立大学法学部および大学院法学研究科には、現在、法学および政治学の幅広い分野にわたって総勢約 40 名の教員が在籍し、創立以来の自由と民主主義の学風のもとで教育と研究に日々努力している。また、半世紀という歳月のなかで、多くの優れた研究者を輩出し学界に多大な貢献を行うとともに、約 1 万 2 千名にのぼる有為の卒業生を社会のさまざまな分野に送り出してきた。大阪市立大学法科大学院は、このような半世紀にわたる伝統と成果を基礎として、法学部および法学研究科の全体の支援を受けながら設置・運営されるものである。

本法科大学院は、「都市で学ぶ、都市から学ぶ法科大学院～市民のための法曹養成を目指して」というキャッチ・フレーズを掲げて創設された。それは、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを目標とする趣旨である。大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置

することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記に掲げる目標の下に、これら 3 つの法的問題領域を念頭に置き、それぞれに対応した高度の専門性を備えた法曹の養成を行っている。

とりわけ、文部科学省の平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムとして採択された「中小企業法臨床教育システム」は、以上のような教育目標を具体的に実践するものであった。本システムは、「大阪市立大学中小企業支援法律センター」における無料法律相談の実施を教育カリキュラムに取り入れ、大阪府域およびその周辺の中小企業が抱える様々な法的ニーズに対応できる法曹の養成を目指していた。支援プログラム終了後も、このセンターおよび中小企業無料法律相談を組み込んだカリキュラムは、「中小企業向け法律相談」として継続されている。本法科大学院の学生は、中小企業の法実務の現場を知り、その現場で法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスができるだけ知識と技能を身につける絶好の機会を提供されている。

また、現行法を相対化し、批判的に検討できる能力をも高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させている。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用できる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることを目指している。

さらに、エクスターンシップを正規の授業科目とし、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争にじかに接する機会を提供している。これにより、善もなせば悪もなす人間という存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることを目指している。

そして、上記のような本法科大学院の理念に共感し高い志を持つ者が軽い経済的負担で学べるよう、また設立当初から追求していた公立大学の法科大学院としての存在意義をより強く打ち出すべく、平成 29 年度より学生納付金を軽減する措置を決定した（入学科を全額免除するとともに、授業料を年間 804,000 円から 535,800 円に引き下げた）。これも、本法科大学院の特徴となるであろう。

Ⅱ 目的

1 教育上の理念および目的

本法科大学院は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。

2 養成しようとする法曹像

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念および目的を踏まえ、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指す。

第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えらるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

3 教育課程編成の考え方

上記の理念および目的を踏まえて、以下のような考え方に基づいて教育課程を編成する。まず、法律基本科目に属するほとんどの科目を必修科目とし、全ての法曹に不可欠な法的知識と考え方を全ての学生に確実に身につけさせ、加えて、展開・先端科目に属する多数かつ多様な科目を選択必修科目とし、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行う。また、現行法についての十分な知識のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を高めるため、基礎法科目や外国法科目を充実させ、かつ、その履修を学生に推奨する。これにより、現行法についての十分な知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、法の発展に寄与することのできる「善き法律家」を育てることができる。加えて、エクスターンシップ等の法律実務基礎科目により、学生が市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供する。これにより、善もなせば悪もなす人間と言う存在への深い関心と愛着をもちつつ、社会正義の実現にコミットすることができる「市民のための」「善き隣人」としての「善き法律家」を育てることができる。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

1 「適切性」について

本法科大学院は、大阪市の市域において創設された唯一の法科大学院であり、大都市であるがゆえに発生する多様かつ広範な法的問題に即応できる高度な法的能力を備え、幅広い教養と国際的な視点を備え、豊かな人間性と職業倫理に裏打ちされた真のプロフェッションとしての法曹を養成することを、教育の理念および目標として設定している。

すなわち、大都市において発生する法的問題は、(1)大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、(2)様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、(3)大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されるところ、本法科大学院では、上記の教育の理念および目標を踏まえ、かつ、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指したカリキュラムを構築している。

第1に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。

第2に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。

第3に、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。

これらのうちのいずれのタイプの法曹を目指すにせよ、法律基本科目についての正確な知識と、その知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力が求められることは言うまでもない。そこで、本法科大学院においては、1年次生前期・後期および2年次生前期に多くの法律基本科目を必修科目とし

て配置している。本法科大学院の学生は、まずはそれらの必修科目として提供されている法律基本科目を徹底して学習し、法曹として必要な最低限の法的な知識および思考能力を身につけたうえで、主として2年次生後期以降に、上記の3つのタイプの法曹を念頭に置きつつ、選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されている法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のうちから、自らの関心にかなった科目を履修することになる。

選択必修科目もしくは自由選択科目として提供されている諸科目のうち、法律実務基礎科目については、大阪市等で長年にわたり法実務に従事している経験豊かな法実務家を教員として迎え、法実務に直結する基礎的な知識や能力とともに、法実務家として必要な倫理感覚をも涵養することを目的とした授業を提供している。基礎法学・隣接科目においては、法の基礎理論や外国法を学ぶことを通して、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力を身につけることが目指されている。そして、展開・先端科目では、法律基本科目の学習を通して身につけた基本的な知識と思考能力を、先端的な法分野において生起する様々な新しいタイプの法的問題に応用する能力の涵養が図られている。

以上のような教育を通して、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性および職業倫理を備えた法曹を養成することが本法科大学院の教育の理念および目標である【解釈指針1-1-1-1】。

2 「明確性」について

本法科大学院が、大都市であるがゆえに発生する多様かつ広範な法的問題に即応できる高度な法的能力を備え、人間性と職業倫理に裏打ちされた真のプロフェッションとしての法曹を養成することを教育の理念および目標としていることは、入試説明会や新入生ガイダンス等の場で繰り返し強調されており、Web サイト (<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/consept/index.php>) やパンフレット《別添資料6 大阪市立大学ロースクールパンフレット p.4 参照》にも明確に記載されている。また、3つのタイプの法曹のいずれを目指すかを決定した学生が、その希望を実現するためには主としてどのような選択必修科目や自由選択科目を履修すればよいかは、3つの「履修モデル」として、Web サイト (<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/pdf/risyumodel2017.pdf>) やパンフレットに掲載されている《資料101 参照》。

それとともに、本法科大学院においては、各期の期末試験が終了した後に、全学生を対象として、次の期に開講される科目の履修ガイダンスを実施しており、そこで、各科目の意義やねらいが、それぞれの科目の担当教員によって説明されるとともに、選択必修科目や自由選択科目の選択に迷う学生には、この履修ガイダンスの際に、それぞれの科目の担当教員や教務委員が必要なアドバイスを与えるようにしている。この履修ガイダンスの場も、本法科大学院の教育の理念および目標を再確認する場として機能していると考えられる【解釈指針1-1-1-2】。

資料 101 履修モデル

3つの履修モデル

理念・目的を実現するために、学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かく徹底した少人数教育が可能な教育体制の下で、3つの履修モデルに沿った多彩な科目を提供しています。

	I 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生 の履修モデル	II 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生 の履修モデル	III グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生 の履修モデル	
選択必修科目・自由選択科目	商法理論の展開 中小企業向け法律相談 金融・保険法 経済法 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 知的財産法演習 中小企業法 弁護実務基礎論 民事模擬裁判 英米法 中国法 民事執行・保全法 破産法 民事再生・会社更生法 国際民事手続法	刑事法総合演習 刑事模擬裁判 刑事政策 社会保障法 労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 国際人権法 公法理論の展開 弁護実務基礎論 法社会学 法哲学 環境法 消費者法 破産法 民事再生・会社更生法 国際家族法	国際法 国際経済法 国際取引法 国際財産法 国際家族法 国際民事手続法 国際人権法 商法理論の展開 弁護実務基礎論 民事模擬裁判 英米法 中国法 ドイツ法 環境法 金融・保険法 経済法	
必修科目	人権の基礎理論 民事訴訟法Ⅰ 行政活動と法 商法総合演習Ⅰ・Ⅱ 刑事訴訟法総合演習 法文書作成	統治の基本構造 刑法ⅠA・ⅠB・Ⅱ 公法総合演習Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法Ⅱ 法曹倫理	民法ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲ 刑事訴訟法 民法Ⅳ 民事訴訟法総合演習 民事訴訟実務の基礎	商法 民法総合演習Ⅰ・Ⅱ 刑法総合演習 刑事訴訟実務の基礎

【出典：別添資料6 大阪市立大学ロースクールパンフレット】

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、必修科目であるか、選択必修科目ないしは自由選択科目であるかにかかわらず、提供されるすべての科目が、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とするものとして位置づけられている。それゆえ、すべての科目において、ただ単に知識を修得させるのではなく、思考能力の涵養を図ることに重点が置かれている。すべての科目について詳細なシラバスが作成されており、学生には、シラバスにおいて授業前に読んでおくべきものとして指示されている判例や文献の、徹底した予習が求められている。そして、授業は、学生がそれらの判例や文献を十分に予習してきていることを前提として、予習によって得た知識に誤りがないかを確認するとともに、その知識を応用する能力を養うことを目的として、討論を重視した双方向的ないし多方向的なやり方で実施されている。期末試験も、概ね、学生の思考能力を試すことに重点を置いたものとなっているが、成績評価は、そうした期末試験での得点のみならず、授業での発言や授業時間中に実施される小テストの結果等をも考慮しつつ、本法科大学院の教育の理念および目標に鑑みた総合的かつ厳密な評価が行われている。各科目において相当数の学生が「不可」と評価され、また原級留置の対象となっているが、このことは換言すれば、厳格な成績評価の下、本法科大学院の教育の理念および目標を達成した者のみが修了できる教育が行われていることを意味する（各年度の進級・留年に係る具体的状況については、基準4-1-2に係る状況、特に資料409参照）。

本法科大学院は、平成18年以降総計で285名の新司法試験および司法試験の合格者を輩出している。新司法試験・司法試験合格者の中には、令状のないGPS捜査に関する最高裁大法廷判決において主導的な役割を果たした弁護士や、社会的活動が評価され新聞等で紹介された何人もの修了生——少年と社会をつなぐ存在となるべく少年事件を中心に手がける弁護士、LGBTの人権保障のため書籍出版を含む諸活動を行う弁護士、子どもの貧困やヘイト・スピーチと闘う弁護士等があり、多様な活躍をみせている《別添資料13 修了生の活動状況資料参照》。企業法務部にインハウスロイヤーとして就職し法曹として企業に貢献する修了生も少なくない。また、司法試験合格後公正取引委員会に就職し、手続的側面にかかわる立法業務に携わっている修了生もいる。このように司法試験に合格した修了生は幅広く活躍しており、司法試験合格者との関係では、本法科大学院の教育理念および目標は十分に達成されている。

司法試験に合格しなくとも、企業の法務部において、あるいは地方公共団体の公務員として、本法科大学院における教育を活かして活躍している修了生も少なくない。また、法律系出版社に就職して編集者として活躍している修了生——この修了生は、記述の正確性やわかりやすさなど内容に踏み込んで著者をサポートできる今までにない編集者としてすぐれた業務を行っている——と高く評価されている——の例などは、法務部以外においても法科大学院における教育がその後のキャリア展開に大きなプラスの作用をもたらしたものとして、ここで紹介に値する。以上のことに照らせば、本法科大学院における教育が十分な

成果を上げているといえよう【解釈指針1-1-2-1】。

とはいえ、その成果は、司法試験結果に関するデータとの関係では、必ずしも満足できるものではない。平成21年から平成25年の期間中に本法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験合格者の割合は49.3%であり、望ましいとされる7割には至っていない《資料102参照》【解釈指針1-1-2-3】。

資料102 平成26～30年の期間中に修了後5年が経過した者の司法試験合格率等

修了年度	修了者数	司法試験合格者数	合格率(%)
平成25年度	42	(20)	/
平成24年度	54	26	
平成23年度	51	29	
平成22年度	62	31	
平成21年度	71	32	
合計	280	(138)	(49.3%)

※平成30年に実施される司法試験の結果は未公表のため、確定していない数字についてはカッコ書きで表記

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

もっとも、平成26年から平成30年までのうち平成26年度から平成29年度までの4年間に実施された各年度の司法試験について、本法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験合格者の割合は、全国平均を下回ってはいるものの、全国平均の割合の2分の1に満たない年度は存在していない《様式2-2参照》。

また、同じく平成26年から平成30年までに実施された司法試験について、平成29年度末までの5年間に本法科大学院を修了した者に対する、本法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合も、全国平均の割合を下回るものの、その2分の1の値を優に上回っている《様式2-2参照》【解釈指針1-1-2-2】。

このように、全国的な法曹志願者数の低下および入学者の質の低下という状況の中でも、一定の水準を保ってきたのは、本法科大学院の教育を通じて、教育の理念および目標が達成されていることの1つの現れといえる。しかし、必ずしも満足できるレベルには至っていない状況に鑑みて、入試の成績および在学生の学力をふまえた教育の在り方につき、個々の教員、分野別、あるいは本法科大学院全体での検討を常時行い、施策を打ち出している。これらの努力によって、本法科大学院の教育がいっそう充実したものになること、そして、今後、本法科大学院が、その理想とする法の担い手をさらに多く輩出していくことを、確信している。

2 特長及び課題等

1 特長

まず、本法科大学院は、設置以来約15年が経過し、その修了生の中から、GPS捜査に関する画期的な判決を得た弁護士や、LGBTの諸問題に精力的に取り組む弁護士など、真のプロフェッションとして社会的に活躍する修了生を多数輩出している。これは、本法科大学院の教育の理念および目標が達成されていることの証左となろう。

もっとも、今後も、教育の理念および目標が達成され続けていくかは、中長期的に注視していかなければならない。この点に関しては、すべての教員が、「真のプロフェッションとしての法曹の養成」という理念を踏まえて教育に取り組んでいる。法律基本科目においては、学生に、判例の要旨や主要論点に対する典型的な解答をただ覚えることを求めるのではなく、法律の条文と事案を構成する諸事実とを起点として粘り強く論理的に思考し、その結論を明確に表現する力を身につけさせることに主眼を置いた教育が実践されているし、法律実務基礎科目では、基礎的な実務能力とともに、法曹が担うべき公益的な使命にふさわしい職業倫理を涵養することが重視されている。また、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含むすべての科目において、現にある法を無批判に受け容れるのではなく、その問題点を批判的に考察し、それを克服する方策を検討する創造的な思考力を高めることを重視した教育が行われている。これらは、いずれも、中長期的な視点に立って、本法科大学院が理念として掲げる「真のプロフェッションとしての法曹の養成」を目指す取組である。このような取組を通じて、本法科大学院の理念は、多くの学生の意識のうちに、十分に内面化されていると考えられる。

2 課題

第1に、司法試験全体の合格率が全国平均で2割近くにまで下がっていることから生ずる課題である。すなわち、司法試験の合格率が低いことから、教員も学生も、否応なしに、試験を意識した教育・学習（試験を「意識」した教育・学習ということであって、試験「対策」の教育・学習ということではない）にならざるを得ず、その結果、多様な問題を、多角的に分析したうえ、しなやかに対応していく能力を養うための教育に時間を割くことが年々難しくなってきたのである。

第2に、入学してくる学生の学力の低下に直面して、法科大学院における教育内容をどのように再構築するか、という課題である。司法試験の合格率の低下、弁護士の就職難などにより、法曹や法科大学院の魅力は薄れてきており、法科大学院全国统一適性試験（以下、「適性試験」という）や法科大学院の受験者は大幅に減り、さらに減少を続けている。それにともない、本法科大学院においても、設立当初のように優秀な学生を多数確保することは困難になってきており、司法試験の結果もそのような状況を如実に反映したものとなりつつある。

上記2つの課題を生み出している背後にある、法科大学院にとってみれば主として外的ともいえる要因は全国的なものであって、本法科大学院独自の努力のみによって対処できる問題ではない。本法科大学院としては、対外的には、これらの要因の解消を強く求めるとともに、対内的には、それぞれの授業において、また、カリキュラムや指導体制の検討

によって、基礎的学力の修得に比重を置きつつも、多角的な視野に立ってしなやかに対応できる能力を養えるよう、今後も努力を続けていきたいと考えている。

第3に、本法科大学院の教育の理念および目標の達成状況を判断するためには、特に修了者の進路および活動状況を把握することが重要であるが、その把握が困難であることである。その把握が比較的容易である司法試験合格者についても、活動状況を十分に把握しているとはいいがたい。司法試験に合格しなかった修了者については、進路を把握することさえも容易ではない。教職員と修了生との個人的なつながりによって把握しているケースも少なくないものの、すべてを把握できているわけではない。修了生の進路および活動状況の把握のために本法科大学院としても、隔年で修了生の現況調査を実施するなど一定の努力をしているが、修了生全体の活動状況を把握するための仕組み作りに引き続き努力したいと考えている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）ならびに教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）《別添資料9 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻3ポリシー 参照》を一貫性あるものとして、以下のように策定している。

法律基本科目について、本法科大学院においては、法曹になる以上必ず身につけておくべき法知識、思考力、分析力、表現力等を、すべての学生が確実に修得することができるよう、1年次および2年次に配当される法律基本科目のほとんどを必修科目としている。まずは1年次において、基礎的内容を徹底的に学習したうえで、2年次には、その学習成果を主として演習形式で提供される授業を履修することにより、より一層深めるという「積み上げ型」のカリキュラム構成を採用している。

法律実務基礎科目について、本法科大学院において、2年次および3年次に配当される法律実務基礎科目の授業においては、法律基本科目の履修を通して修得した法についての理論的知識が、実務上どのように用いられているのかを体得させることを目的とした教育が、実務家教員によって行われている。すなわち、理論的教育と実務的教育を架橋することを意識した教育である。ここでも、法律基本科目についての理論的知識を基礎とし、そこに法実務に関する基礎的な知識を積み上げていくという、積み上げ型の発想が活かされている。

こうした積み上げ型のカリキュラムに沿って、基礎から応用へと、そしてまた、理論的教育から実務基礎教育へと、段階的に学修していくことにより、すべての学生が、法曹としての職務を行っていくうえで必要な基礎的な法知識を修得するとともに、法曹になった後に直面するであろう新たな法的諸問題に的確に対処できる能力の基礎を、あわせて身につけることができるよう配慮している。

本法科大学院においては、法律実務基礎科目のうち法曹倫理を必修科目とし、すべての学生が、法曹としての責任感と倫理観とを身につけることができるようにしている《別添資料3 シラバス、pp. 35～37参照》。同じく、法文書作成も必修科目とし、すべての学生

が、法曹に求められる基本的能力としての法文書作成の基礎技術を身につけることができるようにしている《別添資料3 シラバス、pp. 65～66参照》。

また、エクスターンシップを正規の法律実務基礎科目として取り入れ、学生が、市民の日常生活の中で生じる生の紛争と紛争当事者にじかに接する機会を提供している。エクスターンシップでは、法曹としての専門的技能の基礎を修得させることを目的として、法律事務所において、弁護士の直接指導のもとで、実際の事件を題材とした実務研修が行われている《別添資料3 シラバス、pp. 112～113参照》。

さらに、本法科大学院に特徴的な法律実務基礎科目として、中小企業向け法律相談がある。この科目は、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費（平成16年度）の交付を得て開設されたものであるが、学生が、中小企業の事業主を対象とした法律相談に、弁護士とともに同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものであり、いわゆるクリニックとして位置づけられる科目である。エクスターンシップとともに、法実務の現場にふれる機会を学生に提供することを強く意識した科目となっている《別添資料3 シラバス、pp. 140～141参照》。

展開・先端科目について、本法科大学院では、多様な科目を選択必修科目として多数開設し、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応する専門的能力を高めるための教育を行っている。そのうち、環境法、消費者法、知的財産法Ⅰ、民事執行・保全法、倒産法演習、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習については、大阪市域で開業している弁護士等を教員として迎え、法実務の最先端で生じている問題を素材とした授業を提供してもらうことによって、学生が先端的な法的問題に対応する能力を養うことができるよう図っている。なお、展開・先端科目に分類される諸科目については、その大半を2年次以降においてのみ履修できるものとすることにより、法律基本科目についての理解を踏まえて、それを多様な法分野に発展させていくという履修パターンとなるよう留意している。これもまた、積み上げ型の発想に基づくものである。

基礎法学・隣接科目について、現行法についての専門的な知識と能力のみならず、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる能力をも涵養することを企図して、基礎法学・隣接科目に分類される科目も充実させている。

以上のようなカリキュラムを提供することを通して、本法科大学院は、現行法についての十分な専門的知識とそれを適切に活用することのできる能力のみならず、現行法を固定的で万能なものとするのではなく、それを批判的に検討し、その問題点を克服する方策を考察することを通して、法の発展に寄与していく能力をも備えた法曹の育成に努めている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 43～50：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-1-1】。

本法科大学院においては、法学未修者を対象とした1年次生のカリキュラムを、法学既修者を対象とした法律科目試験に合格した者と同水準の法的な知識と能力とを身につけることができるよう編成している。このカリキュラムに沿って学習することによって、本法科大学院の1年次の学生は、法学部において4年間かけて行われる法学教育（理論的教育）のエッセンスを、1年間で集中的かつ効率的に修得することができる。

これに対して、本法科大学院の2年次以降のカリキュラムは、「法曹養成に特化した専

門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われる」ことを重視した編成となっている。そのことは、(1)法律基本科目については、2年次において、原則として演習形式の授業で、法実務を意識したかたちで、再度その全体を学習できるようにしていること、(2)2年次の前期に「法曹倫理」を必修科目として配置し、法曹に求められる責任感と倫理観の涵養を図っていること、(3)多くの学生が2年次と3年次との間の春期休暇の期間中に「エクスターンシップ」を履修し、法実務の現場について学んでいること、(4)3年次に配当されている「民事模擬裁判」や「刑事模擬裁判」などの法律実務基礎科目によって、2年次までに修得した法的な知識や能力を法実務の現場において活用していくための、基本的なスキルを涵養することに努め、司法研修所における実務教育への架橋を図っていること、に具体的に現れている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.43～50：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、ならびに別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-1-1】。

本法科大学院においては、飛び入学者のための特別の試験は実施しておらず、飛び入学者についても、通常の入学者と同様に、法律科目試験に対応して法学既修者の認定を行っている《資料413参照》。飛び入学者を法学既修者として認定する場合、一般の法学既修者と同様に、法科大学院教育の段階性および完結性を維持するため、カリキュラムの適切な編成および学習指導に十分な配慮がなされている(解釈指針2-1-1-1に係る状況、資料702、資料708参照)【解釈指針2-1-1-2】。

なお、本法科大学院においては、法学部または法学研究科法学政治学専攻と合同で実施される授業科目はなく、法学部での履修状況に応じて一部授業科目の履修を免除することもないし、学部学生が本法科大学院の授業科目を履修することも認められていない。また、他の法科大学院からの転入学の制度もない【解釈指針2-1-1-1、解釈指針2-1-1-3】。

なお、社会人や他学部出身者に対する学習支援として、入学手続の際に、法学入門書を紹介するほか、法科大学院における勉強方法等の個別相談を実施している。この他に、平成25年度から1年次入学者向けおよび2年次生向けに、導入プログラムを導入し、法科大学院の授業についていけるように、法学の勉強方法や裁判例の読み方等を指導している(基準7-1-1に係る状況、特に資料708参照)。平成29年度からは、「人権の基礎理論」を従来の2単位から3単位とし、また、「民法I」4単位を「民法IA」4単位および「民法IB」2単位として、従来の導入プログラムの内容を取り込んだ形で授業内容を充実させた。その結果、現在では導入プログラムは2年次生向けに限られている【解釈指針2-1-1-4】。

資料 201 カリキュラムの全体像

カリキュラムの全体像
(平成29年度以降の入学生)

記号の意味 ◎=必修 * =選択必修 ○=自由選択 表示の意味 科目名=隔年開講科目

	法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
1年次前期	人権の基礎理論 (3単位◎) 民法ⅠA (4単位◎) 民法ⅠB (2単位◎) 民法Ⅱ (4単位◎) 刑法ⅠA (2単位◎)		法哲学 (2単位*) 中国法 (2単位*)	刑事政策 (2単位*)
1年次後期	統治の基本構造 (2単位◎) 民法Ⅲ (2単位◎) 商法 (4単位◎) 民事訴訟法Ⅰ (4単位◎) 刑法ⅠB (2単位◎) 刑法Ⅱ (2単位◎) 刑事訴訟法 (2単位◎)		法社会学 (2単位*) 日本法制史 (2単位*) 英米法 (2単位*) ドイツ法 (2単位*)	
2年次前期	行政活動と法 (2単位◎) 公法総合演習Ⅰ (2単位◎) 民法Ⅳ (2単位◎) 民法総合演習Ⅰ (2単位◎) 民法理論の展開Ⅲ (2単位◎) 商法総合演習Ⅰ (2単位◎) 民事訴訟法Ⅱ (2単位◎) 刑事訴訟法総合演習 (2単位◎)	法曹倫理 (2単位◎) 民事訴訟実務の基礎 (2単位◎)	法哲学 (2単位*) 中国法 (2単位*)	刑事政策 (2単位*) 社会保障法 (2単位*) 国際家族法 (2単位*) 国際民事手続法 (2単位*) 国際人権法 (2単位*)
2年次後期	公法総合演習Ⅱ (2単位◎) 民法総合演習Ⅱ (2単位◎) 商法総合演習Ⅱ (2単位◎) 民事訴訟法総合演習 (2単位◎) 刑法総合演習 (2単位◎) 刑事法総合演習 (2単位◎)	エクスターンシップ (2単位*)	法社会学 (2単位*) 日本法制史 (2単位*) 英米法 (2単位*) ドイツ法 (2単位*)	租税法 (2単位*) 環境法 (2単位*) 破産法 (2単位*) 消費者法 (2単位*) 労働法Ⅰ (2単位*) 経済法 (2単位*) 知的財産法Ⅰ (2単位*) 国際法 (2単位*) 国際経済法 (2単位*) 国際取引法 (2単位*) 国際財産法 (2単位*)
3年次前期	憲法訴訟理論の展開 (2単位◎) 民法理論の展開Ⅰ (2単位◎) 民法理論の展開Ⅲ (2単位◎) 商法理論の展開 (2単位◎) 刑事法理論の展開 (2単位◎)	刑事訴訟実務の基礎 (2単位◎) 公法系訴訟実務の基礎 (2単位*) 法文書作成 (2単位◎) 弁護実務基礎論 (2単位*)	法哲学 (2単位*) 中国法 (2単位*)	2年次前期開講の展開・先端科目に加え、 金融・保険法 (2単位*) 民事執行・保全法 (2単位*) 民事再生・会社更生法 (2単位*) 倒産法演習 (2単位*) 労働法Ⅱ (2単位*) 経済法演習 (2単位*) 知的財産法Ⅱ (2単位*) 国際法演習 (2単位*)
3年次後期	公法理論の展開 (2単位◎) 民法理論の展開Ⅱ (2単位◎) 民事法総合演習 (2単位◎)	民事検察裁判 (2単位*) 刑事検察裁判 (2単位*) 中小企業向け法律相談 (2単位*)	法社会学 (2単位*) 日本法制史 (2単位*) 英米法 (2単位*) ドイツ法 (2単位*)	2年次後期開講の展開・先端科目に加え、 労働法演習 (2単位*) 経済法発展演習 (2単位*) 知的財産法演習 (2単位*) 中小企業法 (2単位*)

※各年度における、科目の開講時期等に関しては、当該年度の時間割に定めるとおりとする（法曹養成専攻履修規程第8条但書参照）。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

基準 2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準 2-1-2 に係る状況)

到達目標については、各授業科目のシラバスにおいて、学生が修得すべき適切な知識・能力の内容・水準が、概括的に示されている《別添資料3 シラバス参照》。必修科目においては、「共通的な到達目標モデル」と授業とが対応しており、かつその対応関係が明示されている。また、選択科目であっても、法律基本科目であれば「共通的な到達目標モデル」と同程度以上の内容および水準の到達目標が設定されている。「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目についても、シラバスで概括的な到達目標を記載し、記載されている到達目標が学生に示されている【解釈指針 2-1-2-1】。

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本法科大学院においては、以下の授業科目を開設している。なお、本法科大学院においては、以下の4つの科目区分に該当しない授業科目は開設されていない《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 43～50：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」および資料201「カリキュラムの全体像」、別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-3-1】。

(1) 法律基本科目

1年次の必修科目として、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法ⅠA・ⅠB・Ⅱ、刑事訴訟法を開設している。また、2年次の必修科目として、行政活動と法、公法総合演習Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅳ、民法総合演習Ⅰ・Ⅱ、商法総合演習Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法総合演習、刑法総合演習、刑事訴訟法総合演習を開設している。これらはいずれも、すべての法曹に不可欠な法的な知識と考え方を身につけさせるための基本的な科目としての位置づけがなされている。さらに、これらの必修科目に加えて、2年次の自由選択科目として、刑事法総合演習を、3年次の自由選択科目として、憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開、民法理論の展開Ⅰ・Ⅱ、商法理論の展開、民事法総合演習、刑事法理論の展開を、2・3年次の自由選択科目として、民法理論の展開Ⅲを開設している【解釈指針2-1-3-2】。

(2) 法律実務基礎科目

2年次の必修科目として、法曹倫理と民事訴訟実務の基礎を、2年次の選択必修科目として、エクスターンシップを開設している。また、3年次の必修科目として、刑事訴訟実務の基礎と法文書作成を、3年次の選択必修科目として、公法系訴訟実務の基礎、弁護実務基礎論、民事模擬裁判、刑事模擬裁判、中小企業向け法律相談を開設している。実務家教員によって提供されるこれら諸科目を履修することを通して、学生が、法曹としての責任感や倫理観と法実務に従事していくうえで必要な専門的な技能の基礎とをあわせて修得することができるよう図っている【解釈指針2-1-3-3】。

(3) 基礎法学・隣接科目

法社会学、法哲学、日本法制史、英米法、中国法、ドイツ法の6科目を開設している。これらの諸科目はいずれも、社会における法の機能や役割を深く理解するとともに、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる視角や能力を陶冶することを目的とするものである【解釈指針2-1-3-4】。なお、法哲学、日本法制史、ドイツ法の3科目は、隔年開講科目である。

(4) 展開・先端科目

1年次から履修可能な選択必修科目として刑事政策を、2年次から履修可能な選択必修科目として、租税法、環境法、破産法、消費者法、労働法Ⅰ、社会保障法、経済法、知的財産法Ⅰ、国際法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際家族法、国際民事手続法、国際人権法を、3年次においてのみ履修可能な選択必修科目として、金融・保険法、民事執行・保全法、民事再生・会社更生法、倒産法演習、労働法Ⅱ、労働法演習、経済法演習、経済法発展演習、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、国際法演習、中小企業法を、設けている。学生には、これら展開・先端科目群に分類される諸科目を履修することを通して、法律基本科目の学習を通して身につけた法的な知識と能力を基礎としつつ、個別の法分野に特化した法的知識を修得するとともに、現代社会に発生する新たな法的問題に適切に対応できる能力を陶冶することが期待されている【解釈指針2-1-3-5】。このうち、刑事政策、租税法、国際法、国際経済法、国際取引法、国際人権法は、隔年開講科目である。

以上にあげたすべての科目は、適切な科目区分にしたがって開設されており、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関する科目が、展開・先端科目に区分されたり、法律実務基礎科目に区分されていることはない【解釈指針2-1-3-6】【解釈指針2-1-3-7】【解釈指針2-1-3-8】。なお、中小企業法については、法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目に該当する部分が混在しているが、後者に該当する部分が過半を占めることから、展開・先端科目に区分されている【解釈指針2-1-3-9】《別添資料3 シラバス、p.151 参照》。

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

本法科大学院では、以下のとおり、基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的および本法科大学院の教育の理念および目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 43～50：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

第1に、法律基本科目は、24科目（57単位分）が必修科目として開設されており、これに加えて、9科目（18単位分）が自由選択科目として提供されている。

このうち、公法系科目では、1～2年次に配当される5科目（11単位分）の必修科目に加えて、憲法訴訟理論の展開（2単位）および公法理論の展開（2単位）の2科目（4単位分）が、3年次の自由選択科目として開設されている。

民事系科目では、1～2年次に配当される13科目（34単位分）の必修科目に加えて、5科目（10単位分）が自由選択科目として提供されている。すなわち、民法理論の展開Ⅰ（2単位）、民法理論の展開Ⅱ（2単位）、商法理論の展開（2単位）、民事法総合演習（2単位）が3年次の自由選択科目として、民法理論の展開Ⅲ（2単位）が2年次および3年次の自由選択科目として開設されている。

刑事法系科目では、1～2年次に配当される6科目（12単位分）の必修科目に加えて、刑事法総合演習（2単位）が2年次の自由選択科目として、また、刑事法理論の展開（2単位）の2科目（4単位分）が、3年次の自由選択科目として開設されている。

必修科目として開設されている法律基本科目は、すべて1～2年次に配当されており、たとえば、親族法・相続法を扱う「民法Ⅳ」は、2年次配当の必修科目とされているなど、法律基本科目の基本分野に関する授業科目は、必修科目として開設されている【解釈指針2-1-4-1】。これに対して、自由選択科目とされているものは、法律基本科目の中でも基本分野以外を扱う科目であったり、発展的な内容を含むものであり《別添資料3 シラバス参照》、原則として、3年次の配当科目とされ（民法理論の展開Ⅲのみ2年次・3年次配当）、段階的に履修がなされるように配慮されている。なお、民事法総合演習は、開設当初は2年次配当科目として提供されてきたが、検討の結果、その内容や他の開講科目とのバランス上、3年次配当科目とすることが望ましいものとされ、平成25年度より3年次配当科目として提供されている（基準5-1-1に係る状況、特に資料506参照）《別添資料3 シラバス参照》。

第2に、法律実務基礎科目は、4科目（8単位分）が必修科目で、それに加えて、6科目（12単位分）が選択必修科目として開設されている。必修科目に加えて、選択必修科目のうちから2科目（4単位分）を修得することが、修了要件となっている。このうち、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする「法曹倫理」は、2年次前期という比較的早い時期に配当されており、それ以外の法律実務基礎科目を段階的に履修する前

提となっている。

第3に、基礎法学・隣接科目は、6科目（12単位分）の授業科目が選択必修科目として提供されており、このうちから2科目（4単位分）を修得することが修了要件となっている。これらの諸科目はいずれも、社会における法の機能や役割を深く理解するとともに、現行法を相対化し、批判的に検討することのできる視角や能力を陶冶することを目的とするものであり、1年次から3年次までのいずれの学年でも履修可能としている。このうち、法哲学、日本法制史、ドイツ法は、隔年開講科目となっている。

第4に、展開・先端科目は、28科目（56単位分）が選択必修科目として開設されている。このうち、14単位分を修得することが修了要件となっている。それぞれの科目の特性に応じて、1年次以上配当科目（1科目）、2年次以上配当科目（15科目）、3年次配当科目（12科目）に区分されており、発展的な内容を含むものは3年次配当科目とされている。このうち、刑事政策、租税法、国際法、国際経済法、国際取引法、国際人権法は、隔年開講科目である。

本法科大学院のカリキュラムの中でいくつかの科目が隔年開講となっているのは、それらの科目については、その内容と学生の関心とを勘案すると、受講を希望する学生はそれほど多くはないことが予想されることから、双方向的、多方向的な授業を可能とするためにある程度の人数の受講者を確保する必要があり、毎年開講するのではなく、隔年に開講することが適当であると判断したためである。もっとも、今後の受講者の状況次第では、必要に応じて毎年開講科目とすべきかどうか検討していく必要がある。

必修科目、選択必修科目および選択科目の学年配置は、「カリキュラムの全体像」《資料 201 参照》に記載されているとおりであり、積み上げ型の発想に基づいて、基礎的な科目から応用的な科目へと無理なく履修できるよう配列されている。また、本法科大学院においては、「大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に的確に対応できる高度な法的能力を備えた真のプロフェッションとしての法曹の養成」を目指し、そのために、「企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」、「社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」、「グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル」の3つの履修モデルを学生に提示するとともに、各年の時間割の作成に当たっては、それらの履修モデルに沿った履修ができるよう配慮している《資料 101 参照》。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

（基準2-1-5に係る状況）

本法科大学院においては、必修科目である法律基本科目として、以下の授業科目を開設している。なお、本法科大学院においては、4年を超えた標準修業年限の定めはなく、法律基本科目において以下の(1)～(3)に区分できない授業科目は開設されていない《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.43～50：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》【解釈指針2-1-5-1】【解釈指針2-1-5-2】。

法学未修者について、平成28年度まで法律基本科目の民事法系の必修科目として1年次に配当されていた「民法Ⅰ」（4単位）に代えて、平成29年度から「民法ⅠA」（4単位）および「民法ⅠB」（2単位）を民事法系の必修科目とし、また、平成28年度まで法律基本科目の公法系の必修科目として1年次に配当されていた「人権の基礎理論」（2単位）を、平成29年度から「人権の基礎理論」（3単位）とした。これにより、基準2-1-5ただし書による単位数として、3単位を必修単位とした。

(1) 公法系科目

人権の基礎理論（3単位）、統治の基本構造（2単位）、行政活動と法（2単位）、公法総合演習Ⅰ（2単位）、公法総合演習Ⅱ（2単位）の5科目（11単位分）が必修科目である。

(2) 民事系科目

民法ⅠA（4単位）、民法ⅠB（2単位）、民法Ⅱ（4単位）、民法Ⅲ（2単位）、民法Ⅳ（2単位）、民法総合演習Ⅰ（2単位）、民法総合演習Ⅱ（2単位）、商法（4単位）、商法総合演習Ⅰ（2単位）、商法総合演習Ⅱ（2単位）、民事訴訟法Ⅰ（4単位）、民事訴訟法Ⅱ（2単位）、民事訴訟法総合演習（2単位）の13科目（34単位分）が必修科目である。

(3) 刑事法系科目

刑法ⅠA（2単位）、刑法ⅠB（2単位）、刑法Ⅱ（2単位）、刑法総合演習（2単位）、刑事訴訟法（2単位）、刑事訴訟法総合演習（2単位）の6科目（12単位分）が必修科目である。

本法科大学院においては、以上のとおり、標準単位数を超えた必修科目が開設されているが、基準内に収まっている。また、必修科目数を増加させることによって、法学未修者の自学自習が阻害されることにならないよう配慮をしている。

基準2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

本法科大学院においては、法律実務基礎科目として、以下の授業科目を開設している《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 43～50：「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

本法科大学院では、法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するにあたり、担当する実務家教員は、当該科目に関連する分野の研究者教員と緊密に連携をはかるようにしている。たとえば、民事系の科目については、関連する教員が「民事系基本科目と実務科目の接続」、「民法(債権法)改正への対応」などについて、懇談会を開催し、相互に意見を交換している(基準5-1-1に係る状況、特に資料506参照)。また、法律実務基礎科目の授業内容に関する実務家教員と研究者教員の協力の一環として実務家教員担当の「民事訴訟実務の基礎」の授業を研究者教員が見学するとのも平成30年4月の法曹養成専攻会議(以下、「専攻会議」という)における決定を受けて、同月27日に原田裕彦教授担当の当該授業を民事系の研究者教員が見学し、意見交換を行っている。さらに、法文書作成の授業で扱う取引基本契約書について、担当する実務家教員は、関連分野の商法の研究者教員と相互に連絡をとりあっている。刑事系科目についても、実務家教員と研究者教員とが定期的に集まり、綿密な意見交換を恒常的に行っている。刑事訴訟法総合演習は、実務家教員と研究者教員とが共同で授業を担当し、授業の企画、準備、実施に当たって有益な情報交換をしている《別添資料3シラバス、pp. 33～34「刑事訴訟法総合演習」【解釈指針2-1-6-1】》。

(1) 法律実務基礎科目における必修科目

本法科大学院においては、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを教育内容とする「法曹倫理」(2単位)、要件事実および事実認定に関する基礎的な教育を含む「民事訴訟実務の基礎」(2単位)、および、事実認定に関する基礎的な教育を含む「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)の3科目(6単位)に加えて、法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させることを教育内容とする「法文書作成」(2単位)の合計4科目(8単位)が必修科目として開設されている。

(2) 法律実務基礎科目における選択必修科目

本法科大学院においては、(1)に掲げる必修科目8単位のほかに、以下の6科目(12単位分)が選択必修科目として開設されており、このうち2科目(4単位)を修得することが修了要件となっている。

選択必修科目として開設されているのは、民事模擬裁判(2単位)、刑事模擬裁判(2単位)、弁護実務基礎論(2単位)、中小企業向け法律相談(2単位)、エクスターンシップ(2単位)、公法系訴訟実務の基礎(2単位)の6科目(12単位)である。このうち、公法系訴訟実務の基礎は、その重要性に鑑み、予算状況が厳しい中で、平成26年度から新

たに開設された科目である。

(3) 法曹倫理

本法科大学院においては、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを教育内容とする「法曹倫理」は、独立の授業科目として、2年次前期に担当されており、法曹三者の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている《別添資料3 シラバス、pp. 35～37》【解釈指針2-1-6-2】。また、法実務の現場で一般市民と直接的に接することを通して学修することを主眼とする「エクスターンシップ」と「中小企業向け法律相談」については、「法曹倫理」の単位を修得していることを履修要件としており（法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程第3条第1項および法曹養成専攻中小企業向け法律相談実施規程第2条）《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 59～61、pp. 62～63参照》、これらの科目を中心として法曹倫理に留意した教育が行われている。なお、エクスターンシップの履修可能者の数について、本法科大学院では制限は設けられておらず、履修を希望する学生全員が履修できる。

(4) 法情報調査および法文書作成

本法科大学院においては、法情報調査についての授業科目は開設されていない。しかし、本法科大学院では、未修者については必修科目である民法IAにおいて法情報調査に関する講義が行われており、2年次前期に担当されている商法総合演習Iと2年次後期に担当されている刑法総合演習においても、法情報調査に関する指導が行われている。また、株式会社TKCが提供している法律情報データベースLEX/DBインターネットを、判例検索のために導入し、それを利用するためのIDをすべての学生に割り当てている。平成20年度からは、新入生全員を対象として、4月に、この法律情報データベースの利用方法についての講習会を開催し、学生が早い段階でインターネットを介した判例検索に習熟するよう図っている《資料202参照》。平成30年度からは、講習会に欠席した者については別途個別に資料室職員の講習を受けることが義務づけられている。法律基本科目や基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の多くでも、判例の意義や読み方が、それぞれの科目の授業内容に即したかたちで教育されており、演習形式をとる科目の多くで、学生が自ら法令、判例、関連論文等を調査し、その概要を報告することを求めている。それとともに、法律実務基礎科目の多くで、法令や判例を調査し、それを踏まえて文書を作成するという課題が学生に与えられている。これらの科目の履修を通して、学生は、法情報調査の技法を十分に修得することができる【解釈指針2-1-6-3】。

本法科大学院においては、法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させることを教育内容とする「法文書作成」（2単位）について、前述のとおり、必修科目として開設している【解釈指針2-1-6-3】。

資料 202 TKC ガイダンス案内

TKC LEX / DB 講習会のお知らせ

法曹養成専攻新入生を対象とした TKC の判例検索システム LEX / DB の講習会を、下記の要領で開催します。これから、法曹養成専攻の授業の予習や復習に必要な判例検索のために、LEX / DB を使用することが多くなりますので、新入生は、必ずこの講習会に参加するようにして下さい。講師は、TKC 社より派遣していただくことになっています。参加できない場合は事務室に申し出てください。

記

日時：2018 年 4 月 4 日（水）9:15～10:15（予定）

場所：学術情報総合センター9 階情報教育実習室 3

※全学認証システム利用者 ID 及びパスワードについて（学術情報総合センター（杉本）仮入館証）を持参してください。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

基準2-1-7

基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-7に係る状況)

本法科大学院においては、基礎法学・隣接科目として、法社会学(2単位)、法哲学(2単位)、日本法制史(2単位)、英米法(2単位)、中国法(2単位)、ドイツ法(2単位)の6科目(12単位分)の授業科目を開設しており、学生がそれぞれの関心に応じて履修を行うために十分な数の授業科目が開設されている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.43~50:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

なお、本法科大学院創設時には、行政学と公共政策論が隣接科目として開設されていたが、全学的な教員定数の削減や、担当教員の他大学への転出等の事情から、平成19年度以降、これらの科目の開講を取り止めている。

基準2-1-8

基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-8に係る状況)

本法科大学院においては、展開・先端科目として、以下の28科目(56単位分)が開設されている。その内訳は、刑事政策(2単位)、租税法(2単位)、環境法(2単位)、破産法(2単位)、消費者法(2単位)、労働法Ⅰ(2単位)、社会保障法(2単位)、経済法(2単位)、知的財産法Ⅰ(2単位)、国際法(2単位)、国際経済法(2単位)、国際取引法(2単位)、国際財産法(2単位)、国際家族法(2単位)、国際民事手続法(2単位)、国際人権法(2単位)、金融・保険法(2単位)、民事執行・保全法(2単位)、民事再生・会社更生法(2単位)、倒産法演習(2単位)、労働法Ⅱ(2単位)、労働法演習(2単位)、経済法演習(2単位)、経済法発展演習(2単位)、知的財産法Ⅱ(2単位)、知的財産法演習(2単位)、国際法演習(2単位)、中小企業法(2単位)であり、多様な内容の授業科目が開設されている。本法科大学院の養成しようとする高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている《資料101参照》【解釈指針2-1-8-1】。なお、国際法演習(2単位)は、担当者の退職があり、かつ本演習を受講する者も毎年0～数名であったため、平成23年度以降は、不開講としている《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp.43～50:「法学研究科法曹養成専攻カリキュラム」、別添資料3 シラバス参照》。

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

本法科大学院においては、講義形式で行われる授業についても、演習形式で行われる授業についても、毎週1時間15週の計15時間の授業をもって1単位としている。したがって、週1回1コマ開講される授業は2単位、週2回2コマ開講される授業は4単位となる。こうした扱いは、大学設置基準第21条第2項に適合したものである。

授業期間は、平成30年度を例にとれば、前期は、期末試験の期間も含めて、4月3日から8月8日までの18週、後期は、同じく期末試験の期間を含めて、10月1日から2月14日までの18週（冬期休業期間を除く）で、総計すると36週となり、大学設置基準第22条および第23条に適合している《別添資料2 法学研究科法曹養成専攻便覧、p. 1：「学年歴」、同、p. 3：「平成30年度カレンダー（法曹養成専攻）参照》。

なお、やむを得ない事情で休講となった場合のほか、祝日等の関係で所定の授業時間が確保できなかった場合には補講を行うこととしている。補講は、学期ごとに設けられた補講日（平成30年度は、前期が7月17日、7月18日、8月8日、後期が1月24日、1月25日、2月14日）か、通常の授業日の当該授業の受講者が他の授業を履修していない時間帯（たとえば、1年次の必修科目の授業の場合、2年次以降においてのみ履修できる授業しか開講されていない時間帯）に実施されている《資料203参照》。

資料 203 休講・補講一覧

平成29年度休講・補講日程表					
科目	担当者	曜日・時限	休講日	補講日	補講時限
消費者法	島川	火・4	4月11日(火)	4月26日(水)	2
刑事訴訟実務の基礎(乙)	高見	木・2	4月27日(木)	4月28日(金)	3
刑事訴訟法総合演習(乙)	高見	木・3	4月27日(木)	4月28日(金)	2
刑事訴訟実務の基礎(乙)	高見	木・2	5月11日(木)	5月17日(水)	2
刑事訴訟法総合演習(乙)	高見	木・3	5月11日(木)	5月17日(水)	3
民事執行・保全法	仲田	金・2	4月28日(金)	5月10日(水)	2
民事執行・保全法	仲田	金・2	5月19日(金)	5月31日(水)	2
人権の基礎理論	渡邊	月・2	5月1日(月)	5月19日(金)	4
人権の基礎理論	渡邊	月・2	6月19日(月)	6月16日(金)	4
人権の基礎理論	渡邊	月・2	7月10日(月)	7月18日(火)	3
租税法	渚	金・4,5	5月12日(金)	6月23日(金)	4,5
経済法演習	和久井	火・3	5月16日(火)	7月14日(金)	3
経済法演習	和久井	火・3	6月20日(火)	6月30日(金)	3
公法系訴訟実務の基礎	山下	火・5	5月16日(火)	5月19日(金)	3
民事訴訟実務の基礎	原田	金・3	5月19日(金)	6月14日(水)	5
民事訴訟実務の基礎	原田	金・3	6月23日(金)	7月18日(火)	2
法文書作成	山本	月・1	5月29日(月)	7月18日(火)	1
社会保障法	木下	火・2	5月30日(火)	7月4日(火)	1
社会保障法	木下	火・2	6月27日(火)	7月11日(火)	1
民法ⅠA	杉本(好)	水・2	5月31日(水)	6月13日(火)	2
刑法ⅠA	金澤	木・3	6月22日(木)	6月29日(木)	4
商法理論の展開	小柿	水・3	7月5日(水)	7月19日(水)	1,2
公法総合演習Ⅰ	渡邊	金・5	10月13日(金)	1月25日(木)	2
統治の基本構造	渡邊	水・4	10月11日(水)	11月7日(火)	4
刑事法総合演習	杉本(吉)	火・2	10月10日(火)	1月23日(火)	2
知的財産法Ⅰ	松村	火・1	11月14日(火)	11月24日(金)	4
法哲学	早川	金・3	11月22日(水)	1月26日(金)	3
弁護実務基礎論	山本	月・1	10月23日(月)	1月22日(月)	1
民事訴訟法総合演習	高田(昌)	月・2	10月23日(月)	12月25日(月)	6
民事訴訟法Ⅰ	鶴田	月・3	10月23日(月)	11月14日(火)	4
民法総合演習Ⅰ(甲)	森山	月・3	10月23日(月)	12月26日(火)	4
民法理論の展開Ⅱ	杉本(好)・藤井	月・3	10月23日(月)	1月26日(金)	2
商法	吉井	月・5	10月23日(月)	1月25日(木)	3
民法総合演習Ⅰ(乙)	森山	月・5	10月23日(月)	12月26日(火)	4
倒産法演習	赫	月・5	10月23日(月)	11月13日(月)	4
商法総合演習Ⅱ	小柿	水・1	11月8日(水)	1月26日(金)	1
公法総合演習Ⅰ	渡邊	金・5	11月22日(水)	1月26日(金)	5
商法	吉井	木・2	11月22日(水)	2月15日(木)	5
民法理論の展開Ⅱ	杉本(好)・藤井	月・3	12月4日(月)	2月15日(木)	2
国際取引法	平	木・2	12月14日(月)	1月25日(木)	2
民法Ⅱ	高橋	金・4	1月5日(金)	2月16日(金)	2
中小企業法	高橋	火・1	1月23日(火)	1月23日(火)	2

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

2 特長及び課題等

1 特長

第1に、大都市において発生する法的問題には、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題が多く含まれている点に鑑み、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないように的確なアドバイスを提供することのできる法曹の養成を目指して、企業活動に関連する科目を多数開設していることを、特長としてあげることができる。具体的には、下記の2でもふれる中小企業法および中小企業向け法律相談に加えて、租税法、労働法、経済法、国際取引法、民事執行・保全法、破産法、知的財産法、金融・保険法、民事再生・会社更生法、国際経済法、国際民事手続法などを展開・先端科目として開設している。

第2に、エクスターンシップの履修可能者の数に制限を設けることなく、希望する学生全員が履修できるようにしていることも、特記すべき点であろう。これは、有恒法曹会（本学出身の法曹の友好団体）の会員である弁護士の多くが、本法科大学院の学生のエクスターンシップの受け入れ先として、名乗りを上げてくれたことによるものである。その結果、本法科大学院に在籍するほとんどの学生が、エクスターンシップを履修している。学生は、法律事務所に赴き、法実務の現場に接することによって、法科大学院で学習している内容が、法実務の現場で実際に活用されていることを実感することができる。そして、そのことが、学生の学習意欲の向上に大きく役立っている。

2 特色ある取組

大阪市内に開設されている唯一の法科大学院であることを踏まえて、大都市であるがゆえに生ずる種々の法律問題に適切に対処しうる法曹を育てるために、特色ある科目としてあげられるのが、当初、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援経費の交付を受けて開設された2つの科目、すなわち、中小企業法と中小企業向け法律相談である。これらはいずれも、大阪市域および周辺地域には多数の中小企業が立地し、それゆえに、中小企業を当事者とする多数の多様な法律問題が発生していることを踏まえたものであるが、展開・先端科目である中小企業法の授業においては、本法科大学院の教員と大阪市内で開業している本学出身の弁護士が共同して作成したテキストが用いられており、そのテキストには、執筆者である弁護士の実務経験が活かされている。このテキストは、高橋眞＝村上幸隆編『中小企業法の理論と実務〔第2版〕』633頁（民事法研究会、2011年）として改訂されて内容が更新され、中小企業の法律問題を取り扱う実務家の指針を提供している。また、法律実務基礎科目である中小企業向け法律相談では、大阪都心部で本学出身の弁護士によって実施されている、中小企業の事業主を対象とした法律相談が、相談に来訪する者の同意を得たうえで、授業として活用されている。

3 課題

第1に、基礎法学・隣接科目に分類される科目が、基礎法学科目と外国法科目に限定され、それ以外の隣接科目が提供できていないことが、課題として挙げられる。本法科大学院創設時には、行政学と公共政策論が隣接科目として開設されていたが、全学的な教員定

数の削減や、担当教員の他大学への転出等の事情から、平成19年度以降、これらの科目の開設を取り止めている。また、設置認可を申請する以前には、経営学や会計学等の科目を開設する計画もあったが、担当する教員を見出すことができず、開設を断念したという経緯もある。今後は、こうした法学の範疇を超えた社会科学系の諸科目の開設可能性を、そうした科目への学生のニーズを調査しつつ、検討していく必要がある。

第2に、展開・先端科目についても、本法科大学院創設時に予定されていた開講科目のうちいくつかが開設できていない。その1つである公務員法は、平成21年度から不開講となり、平成24年度から廃止されている。この背景には、大学の教員削減および予算上の措置がとられなかったことによる担当教員の負担の加重という要因があった。

第3に、法学未修者に対する法律基本科目の提供が十分であるかについて検討の余地がある。平成29年度から、憲法および民法分野において、3単位分の配当科目の増加を実施したものの、これに見合う人員配置の措置がなされたわけではなく、担当教員にこれまで以上に負担がかかる形になっている。また、法学既修者を含め、3年次において、法律基本科目の必修科目を開設すべきかについても検討の余地がある。より充実した教育課程を編成するためには、予算上の制約があり、これが課題の1つである。

これらの課題に対処するため、本法科大学院としては、法科大学院設置者に対して、特別の人員配置および予算上の措置をとるように真摯に要求しつづけていくことが必要だと考えている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目の1年次配当科目は、平成27年度までは原則として1クラス30人、平成28年度は10人の規模を標準としてきた。2年次配当科目については、平成27年度までは1クラス30人、平成28年度は15人の規模を標準とする2つのクラスに分けてきた。また、法律実務基礎科目の法曹倫理は、1クラスで開講し、平成27年度までは原則として60人の規模、平成28年度は30人の規模を標準としてきた。それ以外の法律実務基礎科目は、2つのクラスに分けることにより、平成27年度までは原則として1クラス30人以下、平成28年度は15人以下としてきた。基礎法学・隣接科目および展開・先端科目については、学生が選択履修することから、あらかじめ複数のクラスを開講するという措置はとっていないが、平成27年度前後期および28年度前期においては、1つの授業科目の学生数は25人以下となっていた。これに対して、平成29年度以降は、すべての科目について1クラスを開講することを原則としている。各科目の履修登録者数は一覧のとおりであり、この数には再履修者も含まれている《別添資料5 履修者数一覧表参照》。なお、とくに担当教員が当該科目の教育上の配慮から必要であると判断する場合には、専攻会議における承認を経て2クラス以上開講することができる《平成29年6月専攻会議決定事項》。このように、本法科大学院においては、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、1つの授業あたりの受講生の人数を適切な規模に保っており、また、すべての科目について、少人数による双方向的または多方向的な密度の高い教育を行うために適切なクラスの規模が維持されている【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】。

なお、他専攻等の学生または科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、履修規程上認められていない（法学研究科法曹養成専攻履修規程第13条第3項）《資料301参照》。また、授業担当教員の判断により、履修登録していない本専攻の学生の聴講を認める場合があるが、履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計が、登録可能な単位数を超えてはならないことが定められている（法学研究科法曹養成専攻履修規程第20条第3項）《資料301参照》。聴講については、これを認めることにつき専攻会議の了承を経ることとされており、登録可能な単位数の上限もあることから、授業の適切な規模の維持を妨げる事態は生じていない《別添資料5 履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-1-3】。

資料 301 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（履修条件）

- 第13条 科目の性質及び教育上の効果等を考慮して、履修条件を課すことができる。
- 2 履修条件の決定は、専攻会議で行う。
 - 3 本専攻の学生以外の者は、本専攻において開講される授業科目を履修することはできない。

（聴講）

- 第20条 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者にその旨の申出をしなければならない。
- 2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。
 - 3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、第11条第1項の定める登録可能な単位数を超えてはならない。
 - 4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取消しは認められない。
 - 5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日までに届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。
 - 6 前項までの規定は、前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）にも適用する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、平成24年度以降において、すべての法律基本科目で同時に授業を行う学生数は、50人未満となっている《別添資料5 履修者数一覧表参照》【解釈指針3-1-2-1】。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1 本法科大学院では、法律基本科目において、応用の基礎となる専門的な法知識を確実に修得できるように、また、知識を日々生起する新たな法的問題に応用し、妥当な法的解決を導出していく強靱かつ柔軟な思考能力を養えるように、体系的なカリキュラムを備えるとともに、授業においては、各担当教員が創意工夫を凝らして、質の高い授業を行っている。法律基本科目については、限られた授業時間内でも双方向または多方向的な討論が可能となるよう具体的な予習事項を指示したり、事前に教員が独自に編集した判例集を配付したり、従来の体系にとらわれない講義の順序で学生の理解度を高めたりするなど、科目の特性にあった授業がなされている。1年次配当の法律基本科目においては、講義形式において体系的かつ正確な知識の理解をはかるとともに、特に議論の多い点等は予習のポイントとして十分に準備させたうえで双方向的なやりとりを行い、当該科目の効果的な目的達成がはかられている。また、それ以外の科目についても、少人数教育であることの利点を活かし、科目によっては学生による報告も適宜交えた上で、双方向的または多方向的な討論が適宜実施されている。もちろん、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育などは行われてはいない。さらに、授業中および授業以外の時間帯でなされた質問や要望について、必要と認められる限り、適宜、授業内容にフィードバックするなどの柔軟な対応がなされている。教材としては、定評のある概説書・判例集の他、各教員が作成した講義レジュメ・判例集・演習問題等、各科目の性質に従い効果的な学習ができるよう工夫を凝らしたものが用いられている《別添資料3 シラバス参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】【解釈指針3-2-1-5】。

2 シラバスでは、最初に「1. 科目の主題」において当該科目の概要や検討対象が述べ

られ、「2. 到達目標」において当該科目の到達目標が明示されている。科目によりガイダンスにおいて口頭で補足されることもある。各教員は、その到達目標に基づき、授業計画を立て、それをシラバスの「3. 授業内容・授業計画」に示し、概ねそれに基づいて授業を進行している。さらに、シラバスの「4. 事前・事後学習の内容」では、各回の授業の前後に予習・復習課題を示し、指示された事前・事後学習を行うことで通常は当該科目の到達目標を達成できるようにしている。科目によっては到達目標の全てに授業でふれることができないこともあるが、授業で取り上げることができない部分については自習すべきである旨指示し、その仕方について説明している。授業で取り上げる事項の選択に際しては、重要な事項、理解の難しい事項や誤解しやすい事項については優先的に取り上げるようにしている。この他、シラバスでは、「5. 教材」として、教科書や参考書が示され、「6. 評価方法」では、成績評価の方法と基準が明示され、さらに、「7. 受講生へのコメント」では、担当教員からの追加的な注意事項が示されている《別添資料3 シラバス参照【解釈指針3-2-1-7】》。

3 シラバスは、前年度の期末試験終了後速やかに（新入生については、入学前に行われるガイダンス実施時に）配付している。また、前期科目については前年度の2月（後期期末試験最終日）または当該年度の4月初頭に、後期科目については当該年度の8月（前期期末試験最終日）に、それぞれ履修ガイダンスを実施し、各科目について授業担当者が上記の諸事項について直接口頭で伝えるとともに、授業に関する学生からの質問に直接回答する機会を設けている。

4（1） 学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置としては、上述のように、シラバスの「4. 事前・事後学習の内容」における具体的な指示のほか次のようなものがある。第1に、1年次の法律基本科目については、授業が連続しないように時間割を作成し、授業時間外における学習を充実させるよう配慮している。また、2年次の法律基本科目についても、できる限り同一日に受講する科目が2科目までとなるように時間割を作成している《別添資料4 時間割参照》。

第2に、各科目の関係資料の配付については、各担当者が、予習のためにできる限り十分な時間的余裕を持たせるよう配慮した上で配付することを心がけており、また、授業科目によっては、本学教育研究用情報処理システムが提供する授業支援システム「Moodle」にレジュメ・資料等をアップロードすることにより教員の作成した関係資料を配付したり、定評ある概説書や判例集を参照させる等して、予習事項を指示することを行っている。

第3に、各授業担当者は、当該学期中において、オフィスアワーを設定する方法や、電子メールを通じて適宜時間を指定する方法により、学生からの質問に応える機会を設けており、予習または復習に関して適宜対応できる体制が構築されている。

第4に、授業時間外の効率的な自習が可能となるように、自習室スペースを確保し全学生に専用学習机1つを割り当てている。また、全学の図書館（学術情報総合センター）および法学研究科資料室とは別に、本法科大学院専用の資料室を設け、判例集、法令集、基本書、注釈書、重要な法律雑誌等のほか、判例集・法令集のCD-ROM、DVDを配置すると

もに、インターネットを通して提供される判例データベースが利用できる PC が配置されている（基準 10-1-1 に係る状況参照）。データベース等については、自習室または学術情報総合センターの無線 LAN で各自のコンピュータをインターネットに接続する他、自習室・資料室・図書館にある共用のコンピュータを介して、利用することができる。また、学生が各自で必要な知識を修得できているかどうかを随時チェックでき、また、チェックすべきことが意識されるよう、学生が日常的に使用する Moodle に「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（コア・カリキュラム）へのリンクを示し、授業や履修ガイダンスで随時これに言及している【解釈指針 3-2-1-7】。なお、本法科大学院では、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目については、授業で取り上げる内容と自学自習に委ねる内容が適切に振り分けられ、学生に自学自習の範囲が明示的に指示されている。また、基本分野に該当する内容のほとんどが自学自習に委ねられていたり、自学自習になじまないような内容が授業で取り上げられていなかったりすることはない《別添資料 10 コア・カリキュラムとの対応関係参照》。

4（2） 集中講義に関しては、本法科大学院は、学生の事前と事後の自己学習の時間を確保するという観点から、できる限りこの講義形態を避けるようにしている。非常勤講師の都合によりやむをえず集中講義とする場合には、通常 8 月から 9 月にかけての期間に 1 日おきまたは 1 週間おきに開講し、それができない場合も 2 週にわたり開講日を分散させる等して開講時期を工夫しており、原則として、複数の集中講義の同時期開講は行っていない。また、試験日も、講義最終日から 1 週間以上空けて設定している。以上のように、事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう配慮している《資料 302 参照》【解釈指針 3-2-1-8】。

5 エクスターンシップは、法曹倫理の単位を修得した者のみが履修できるものとしており（法学研究科法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程第 3 条第 1 項）、さらに、履修登録前にはエクスターンシップのガイダンスも行っており（平成 28 年度以降は後期科目履修ガイダンスの中で行っている）、関連法令の遵守および守秘義務の厳守の重要性を指導している。とりわけ守秘義務の厳守については、派遣に先立って学生に対し説明を徹底するとともに、守秘義務に関する「誓約書」に署名捺印させ、本法科大学院にて管理している（同規程第 9 条）。万が一、守秘義務違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とするとともに、場合によっては、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき懲戒の発議を求める（同規程第 10～12 条）《資料 303 参照》。

資料 302 平成 29 年度集中講義開講日程一覧

**【追加】
「公法理論の展開」講義日程について**

《後半》集中講義（担当：松戸 浩先生）

回数	日にち	時限	教室
第 8・9 回	8 月 18 日（金）	2・3 限	137 教室
第 10・11 回	8 月 22 日（火）		
第 12・13 回	8 月 24 日（木）		
第 14 回 （試験）	8 月 31 日（木）	10：40～12：10 （90 分）	
第 15 回	9 月 11 日（月）	4 限	

※第 14 回 8 月 31 日（木）10：40～12：10 に試験を行います。

※第 15 回 9 月 11 日（月）4 限は授業（担当：渡邊先生）を行います。

平成 29 年 7 月 4 日

法曹養成専攻事務室

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 303 法学研究科法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程（抜粋）

（履修条件）

第3条 エクスターンシップの履修については法曹倫理の単位を修得していること及び本専攻が指定する保険に加入していることを条件とする。

2 エクスターンシップについては、一度派遣された学生は履修（仮登録を含む）できない。

（内容）

第4条 本専攻におけるエクスターンシップの内容は、以下のとおりとする。

（1）学生は、派遣先事務所の指導担当弁護士の指示、指導に従い、派遣先事務所の業務に支障のない範囲で、

ア 法律相談や打ち合わせへの同席、

イ 民事・刑事記録の閲覧、

ウ 記録閲覧に基づき時系列表や争点整理表、立証計画の作成、

エ 法廷傍聴、

オ 判例・文献調査、

カ 資料収集

などを行う。

（2）学生は、10日間の派遣期間を通じて「エクスターンシップ日報」を作成し、派遣期間終了後には派遣経験全体についての「エクスターンシップ総合報告書」を作成する。

（指導担当弁護士による評価書の作成）

第5条 指導担当弁護士は、学生が関わった事件のうち主なものに関する簡単な補足説明と派遣学生に関する所見（合格、不合格の評価及び全体的なコメント）を記載した「エクスターンシップ報告・評価書」を作成し、本専攻に送付する。

（成績評価）

第6条 エクスターンシップについての最終的な評価は、本専攻の担当教員が、指導担当弁護士の作成した上記書面を踏まえて、派遣学生が作成した「エクスターンシップ日報」と「エクスターンシップ総合報告書」に基づいて行う。

（報酬の受け取りの禁止）

第7条 学生は、派遣期間中におこなった文書の作成や判例・文献の調査等に対して、指導担当弁護士又は派遣先事務所から報酬を受け取ってはならない。

（守秘義務の遵守）

第9条 学生は、エクスターンシップ期間中に知り得た派遣先事務所の依頼者や来訪者についての情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻では、派遣に先立って、学生に対して守秘義務についての説明を徹底するとともに、学生に守秘義務に関する「誓約書」（別紙）に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

（守秘義務違反があった場合の措置）

第10条 学生に守秘義務について違反があった場合には、原則としてその学期の全ての授業科目の成績評価を無効とする。

2 当該学生の守秘義務違反の程度が重大である場合には、本専攻は、法学研究科教授会（以下、「教授会」という。）に対し、大阪市立大学学生懲戒規程に基づき、懲戒の発議を行うことを求めるものとする。

3 守秘義務違反が認められた学生については、本専攻におけるエクスターンシップを再度履修することはできない。

（守秘義務委員会）

第11条 本専攻に、守秘義務委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 守秘義務違反の事実の確認は、当該学生の担当弁護士及び当該学生からの事情聴取のうえ、委員会が行う。

3 委員は4人とし、専攻長、副専攻長、及び本専攻守秘義務委員（2人）をもって充てる。

4 委員長は、守秘義務委員の1人をもって充てる。

(守秘義務違反に対する措置の決定手続)

第12条 守秘義務に違反した学生（以下、「当該学生」という。）に対する第10条第1項の措置及び第2項の措置は、次の手続により行う。

- (1) 委員会は、確認された事実に基づき、第10条第1項の措置を行うべきこと、第2項の発議を行うべきか否かを、専攻会議に提案する。
- (2) 専攻会議は、守秘義務違反に対する措置を決定する。この場合、専攻会議は、委員会の意見を尊重しなければならない。なお、第10条第1項の措置についての専攻会議の決定は、教授会の決定とみなす。
- (3) 決定内容は、文書により当該学生に通知する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

また、「中小企業向け法律相談」についても、守秘義務厳守の徹底、誓約書、および守秘義務違反に対する措置につき、エクスターンシップと同様の規定を定めている（法曹養成専攻中小企業向け法律相談実施規程第5条および第6条）《資料304参照》。

資料304 法曹養成専攻中小企業向け法律相談実施規程（抜粋）

(守秘義務の厳守)

第5条 学生は、本科目を履修することを通して知った相談者の情報を第三者に漏らしてはならない。本専攻は、本科目の履修に先立って、学生に対して守秘義務についての説明を徹底するとともに、学生に守秘義務に関する「誓約書」（別紙）に署名捺印させる。「誓約書」は本専攻において管理する。

(守秘義務違反があった場合の措置)

第6条 学生が前条に規定する守秘義務に違反した場合の措置については、法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程第10条（守秘義務違反があった場合の措置）、同第11条（守秘義務委員会）、同第12条（守秘義務違反に対する措置の決定手続）を各準用する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

エクスターンシップについては専任教員が担当者となり、派遣先の実務指導者との間の連絡をとり、学生からの研修先の希望調査を経たうえで派遣先を決定し、研修学生を適切に指導している。かつ、成績評価については、研修先の実務指導者の作成した評価書を踏まえ、派遣学生が作成した報告書等に基づいて責任を持って厳格に単位認定を行っている（法学研究科法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程第4～6条）《資料303参照》

【解釈指針3-2-1-6】。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院においては、学生が1年間に履修登録可能な単位数の上限を、原則として、1年次生では39単位、2年次生では36単位、3年次生(最終年次)では38単位としている(法学研究科法曹養成専攻履修規程第11条第1項)。1年次生について、36単位を3単位超える39単位が原則とされているが、これは、平成29年度から、基準2-1-5ただし書に定める単位数として、1年次に配当される必修単位を3単位増加させたためであり、基準3-3-1(1)アに定められた8単位を下回っている。これらの制限は、通常の授業時期以外に実施する集中講義、実習(ただし、後掲のエクスターンシップを除く)等の授業科目に係る単位数にも及ぶ【解釈指針3-3-1-1】。

本法科大学院においては、この原則の例外を2つ定めている。第1に、①進級が認められた場合の再履修科目および②基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目について、1年間で4単位を限度として、履修登録可能な単位数には算入しないものとしている(同規程11条2項)。②については、本基準(1)イに定められた6単位を下回っている。①については、進級が認められた場合の再履修科目についての解釈指針に沿っている【解釈指針3-3-1-4】。なお、法学未修者2年次において1年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合は、すべて①として制限を受ける【解釈指針3-3-1-3】。

第2に、エクスターンシップの単位について、登録可能な単位数には算入しないものとしている(同規程11条3項)。これは、エクスターンシップが、実習科目であり、また、2年次後期と3年次前期の間の研修期間・春季休業中に実施されるため(法学研究科法曹養成専攻エクスターンシップ実施規程2条)、学生の事前事後の学習に大きな負担となら

ないためである。また、エクスターンシップの単位は2単位であり、必要最小限度となっている【解釈指針3-3-1-2】。

以上の例外も含めた履修登録可能な単位の上限は、1年次生39単位、2年次生42単位、3年次生42単位となり、いずれの年次においても、44単位を超えない【解釈指針3-3-1-4】。

なお、以上のような学期または学年ごとの履修単位数の上限には、学生が他の大学院において履修する授業科目（同規程第22条）の単位数も含まれることが、申し合わせ事項において確認されている（平成25年4月専攻会議決定事項）【解釈指針3-3-1-4】。また、聴講についても、履修登録した科目と聴講科目の単位数の合計が、上記の単位数の上限を超えてはならないものとしており、法曹養成専攻事務室で単位数を確認している（同規程第20条）《資料305参照》。

3年を超える標準年限を定める場合については、該当なし【解釈指針3-3-1-5】。

資料305 法学研究科法曹養成専攻履修規程（旧規程）（抜粋）

（登録可能な単位数の制限）

第11条 学生が登録可能な単位数の上限は、1つの学期で22単位、1つの学年全体で1年次生39単位、2年次生36単位、3年次生38単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、進級が認められた場合の再履修科目及び第24条に定める法学既修者について同条第2項の科目のうち既に修得したと認定されなかった科目については、年間で4単位を限度として、登録可能な単位数には算入しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、エクスターンシップの単位は、登録可能な単位数には算入しないものとする。

（聴講）

第20条 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者にその旨の申出をしなければならない。

2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。

3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、第11条第1項の定める登録可能な単位数を超えてはならない。

4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取消しは認められない。

5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日までに届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。

6 前項までの規定は、前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）にも適用する。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第22条 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院における教育方法の特長としては、まず、各授業担当教員が各自創意工夫をこらして極めて質の高い授業を行っている点を挙げることができる。限られた時間の中で講義の順序を精査し、最もふさわしい教材等の使用や予習・復習事項等の事前・事後の指示を通じて、ロースクールならではの双方向的または多方向的な討論によって活発な議論を主導するように心がけている。

次に、少人数教育が徹底されている点を挙げることができる。平成30年度前期の場合、1つの授業における学生数は、最大でも35人であり、少人数であることを十分に活かした教育が行われている。

2 特色ある取組

特色ある取組としては、各学期の開講前に各科目の履修ガイダンスを開催していることが挙げられる。学生が複数の科目から選択する際の指針を与えるとともに、事前の予習内容や教材等についても、各科目担当者からの周知と直接の質疑応答の機会を用意することで、教育効果が上がるように配慮している。また、Moodleを用いて、予習復習事項、コメント、質問に対する応答、補充資料等を教員から受講生に対して随時示すことによって、十分な予習・復習が行われるよう配慮している。

3 課題

課題として考えられるのは、近年、教員の転出等の事情により集中講義を実施せざるをえない状況が続いていることである。ただし、集中講義を行う場合でも、学生が事前と事後の自己学習の時間を確保できるよう、開講時期や試験時期に十分留意したかたちで実施している。

1年次の法律基本科目については、法知識をより時間をかけて確実に修得させる必要が生じていたことから、検討の結果、平成29年度より、「人権の基礎理論」を2単位から3単位に変更し、「民法I（4単位）」を「民法IA（4単位）」と「民法IB（2単位）」の2科目に分割したカリキュラムを採用しているが、その効果を将来的に検証していく必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 成績評価の基準の設定と学生への周知

各授業科目における「達成度」については、本法科大学院の到達目標を踏まえ、各学年、配当学期および各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、科目ごとに設定されている《別添資料3 シラバス参照》【解釈指針4-1-1-1】。

各授業科目における成績評価の考慮要素について、シラバスにおいて「評価方法」としてあらかじめ明確に示されている《別添資料3 シラバス参照》《資料401参照》【解釈指針4-1-1-2】。なお、各科目の到達目標の設定に当たっては、分野ごとに、「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」（コア・カリキュラム）の内容が授業内容に含まれているかを確認した上で、配当年次または各科目の特性に応じて、必要に応じて自習を促す措置等をとることとしている（Moodleにコア・カリキュラムへのリンクを示すなどの措置を講じている。基準3-2-1に係る状況参照）。

成績のランク分けは、授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示するものとされる（法学研究科法曹養成専攻履修規程第16条）。AA：100～90点、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、F：59点以下《資料401参照》。ただし、エクスターンシップの成績は、「合」「否」のみで判定している。

本法科大学院の成績評価の尺度については、専攻会議において上記各評価の表示を次の表の内容を意味するものとして合意することで共通化している。そしてこの表をシラバスにおいて学生に開示している。

評価	評点	内容
AA	100～90点	極めて優秀と認められる成績である
A	89～80点	優秀と認められる成績である
B	79～70点	良好な水準に達していると認められる成績である
C	69～60点	合格と認められるが今後の努力を要する成績である
F	59点以下	不合格の成績である

シラバスにおいて示される各科目の成績評価の考慮要素については、絶対評価とするか相対評価とするかを各担当教員が決める《別添資料3 シラバス参照》。絶対評価と相対評価の選択制であることはシラバスにおいて明確に示されている。

なお、相対評価とする場合の各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針を定めているが、平成30年度まですべての科目が絶対評価を採用していることから、シラバスには相対評価における各ランクの分布の在り方までは記載していない。

絶対評価とする場合、教員間においてその尺度が十分に共有されるために、成績評価が行われた次の学期のFD集会（詳細は、基準5-1-1に係る状況1および4参照）を通じて各教員の前学期における成績評価について相互に情報共有して尺度の共有を図っている【解釈指針4-1-1-2】。

資料 401 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（履修した授業科目の単位認定方法）

第14条 履修した授業科目の単位認定は、担当教員が予め示した履修概要（シラバス）の基準によって行う。

（成績の評価及び表示）

第16条 授業科目の評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

AA：100～90点、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、F：59点以下

2 授業科目の評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

合格：100～60点、 不合格：59点以下

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

2 成績評価基準にしたがって成績評価が行われていること

期末試験を実施した科目について、期末試験作成者は、期末試験に係る成績評価の基準を、試験成績開示の日までに受験した学生に対して開示しなければならないとされている（平成20年4月専攻会議決定事項）。また、成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会として「成績に関する疑義申立制度」が設けられている（成績疑義申立制度に関する規程）《資料402参照》。

成績疑義の申立ては、試験成績の本人開示日から原則として3日以内に提出しなければならず（同規程第3条）、疑義申立てを受けた教員は、原則として5日以内に回答を示さ

なければならない（同規程第4条）。成績疑義申立てに対する回答については、記載の範囲、成績の素点を記載するかどうかは担当教員の判断に委ねられている（平成16年9月専攻会議決定事項）。なお、再度の疑義申立ては認められないが（同規程第5条）、問題が本法科大学院の教育全体に重大な影響があると認められる場合には、法曹養成専攻長（以下、「専攻長」という）の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処するものとされている（同規程第6条）《資料402参照》【解釈指針4-1-1-3】。

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、成績分布等）は、その都度、本法科大学院における専攻会議資料として提供されている。FD委員会は、FD活動を支援するため、適正な成績評価に関する事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じるものとされており《資料403参照》、各学期終了後にFD集会を開催し、成績評価に関するデータをもとに問題点を検討している【解釈指針4-1-1-3】。

資料402 成績疑義申立制度に関する規程（抜粋）

（疑義申立事由）

第2条 成績疑義の申立事由として認められるものは、以下の2点である。

- (1) 試験を受けた（レポートを提出した）にもかかわらず、成績評価が未受験（レポート未提出）と表示されており、かつ、試験を受けた（レポートを提出した）ことを示す具体的根拠を明確に示すことができる場合。
- (2) 受験した科目の成績が不合格（F）であり、かつ、その成績に対する疑義に具体的根拠を明確に示すことができる場合。

（疑義申立手続）

第3条 成績疑義の申立ては、所定の「成績疑義申立用紙」に疑義内容及びその具体的根拠を記入の上、試験成績の本人開示日から原則として3日以内（土、日、祝日を除く。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日以内に提出しなければならない。）に、法学研究科事務室に提出しなければならない。

（回答）

第4条 成績に関する疑義申立てを受けた担当教員は、疑義申立用紙が提出された日から原則として5日以内（土、日、祝日を除く。）に、所定の回答欄に回答を示さなければならない。

（再度の疑義申立）

第5条 疑義申立てに対する回答への更なる疑義申立ては認められない。

（特別委員会の設置）

第6条 成績に関する疑義の問題が、法曹養成専攻の教育全体に重大な影響があると認められる場合、専攻長の判断により、特別委員会を設置して当該問題に対処する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

資料403 法曹養成専攻FD委員会規程

（任 務）

第4条 委員会は、本専攻におけるFD活動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議によりFD委員会に付託された事項
- (6) その他FD活動に関する一切の事項

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

3 成績評価の結果の告知

各学期に成績評価の本人開示日を特定し、学生は当該日以降一定期間、法曹養成専攻事務室において自己の成績評価の結果を知ることができる。成績開示の方法については、ABC表示による成績に加えて成績分布表《別添資料 14 成績分布表参照》を提供することとされている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）。成績分布表においては、F（不合格）と欠（欠席）を分けて別々に集計することとされている（平成 18 年 6 月専攻会議決定事項）。また、成績開示日以降、総合成績を準備するのに合理的期間内に、総合成績を以下の表記方法（S は Standing（成績順位）の略）で開示することとされている（平成 17 年 6 月専攻会議決定事項）。

S I：総合成績上位 10%

S II：総合成績上位 11～30%

S III：総合成績上位 31～50%

S IV：総合成績上位 51～70%

S V：総合成績上位 71～100%

期末試験作成者は、期末試験に係る成績評価の基準を、上記の開示日までに学生に対して開示しなければならず、開示は、文書によることとし、これらを学生に対して閲覧・謄写に供することをもって標準とされている（平成 20 年 4 月専攻会議決定事項）。またレポート課題等についても、教員は、レポート等を採点する際における採点のポイントを、採点后、筆記試験にかかる成績評価の基準とともに、学生に告知する措置がとられている（平成 30 年 4 月専攻会議決定事項）。なお、期末試験に係る成績評価の基準を示した文書は資料室に設置し、設置期間は、当該学期中として運用されていたところ、平成 29 年 1 月の専攻会議において、当該年度分および過去 3 年分を、資料室にて常時開示することが決定され、このことを反映した申し合わせ事項の記述の変更が平成 29 年 5 月の専攻会議において決定された【解釈指針 4-1-1-4】。

4 期末試験の実施方法における適切な配慮

期末試験は、前期授業科目については 7 月下旬から 8 月上旬まで、後期授業科目については 1 月下旬から 2 月中旬まで、試験に係る注意等を事前に通知した上で、実施される《資料 404、405 参照》。少人数クラスであることおよび出題者が試験監督者となることから、答案の匿名化は、成績評価者の恣意性排除に役立たないため、採用していない。

なお、成績評価にあたり、レポート、平常点等の評価を行う際には、個々の学生の能力および資質を適正に評価していることが必要であり、一律満点とならないように留意することが専攻会議、FD 集会において確認されている【解釈指針 4-1-1-7】。

本試験の実施については、授業が終了した日から 3 日以上を置いた後に試験を実施するものとして、必要な試験準備期間が確保できるように配慮している。

5 追試験および再試験

追試験については、試験の際、病気、親族の死亡（2親等以内の親族または同居の親族に限る）、その他やむを得ない理由により所定の試験日に受験不能となった者に対して、成績評価の公平性を確保するため、追試験を実施する。追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内に医師の診断書等所定の書類を添付して追試験願の提出があったときに、追試験を認める。追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。追試験は、本試験と同じ形式で行われている。なお、追試験に対する更なる追試験は認められていない（法学研究科法曹養成専攻履修規程第18条第1項）《資料406参照》【解釈指針4-1-1-5】。

また、本法科大学院は、不合格となった科目について1回の再試験の受験を認める「再試験制度」を平成22年度に廃止した（平成22年1月専攻会議決定事項）【解釈指針4-1-1-6】。

資料404 期末試験日程表

法曹養成専攻
平成29年度前期試験日程

日時	曜日	開始時間	科目	担当	対象年次	試験時間	試験場
7月25日	火	10:40	社会保険法	木下 秀雄	2,3年次生	90	133
		14:45	刑法ⅠA	金澤 真理	1年次生	90	120
		14:45	行政活動と法	重本 達哉	2年次生	90	121
		14:45	経済法演習	和久井 理子	3年次生	90	711A
7月26日	水	10:40	民法ⅠA	杉本 好央	1年次生	120	124
		10:40	民法Ⅳ	森山 浩江	2年次生	120	125
		10:40	商法理論の展開	小柳 徳武	3年次生	120	134
		14:45	民事再生・会社更生法	高田 賢治	3年次生	90	135
7月27日	木	10:40	国際民事手続法	関友 明彦	2,3年次生	120	135
		10:40	民法理論の展開Ⅰ	森山 浩江	3年次生	120	136
		14:45	中国法	王 農	1,2,3年次生	90	135
		10:40	商法総合演習Ⅰ	高橋 英治	2年次生	90	135
7月28日	金	10:40	民事執行・保全法	仲田 哲	3年次生	120	711A
		14:45	民法Ⅲ	森山 浩江	1年次生	120	121
		14:45	国際家族法	関友 明彦	2,3年次生	120	120
		10:40	民法ⅠB	杉本 好央	1年次生	120	120
7月31日	月	10:40	民法総合演習Ⅱ	高橋 英	2年次生	120	121
		14:45	租税法	洲 圭吾	2,3年次生	90	126
		10:40	消費税法	島川 勝	2,3年次生	90	126
		14:45	法曹倫理	原田 裕彦	2年次生	90	120
8月1日	火	14:45	公法系新法実務の基礎	濱・山下	3年次生	90	121
		10:40	刑事訴訟法総合演習	三島・高見	2年次生	120	120
		10:40	金融・保険法	吉井 敬子	3年次生	90	121
		14:45	刑法Ⅱ	恒光 徹	1年次生	60	125
8月2日	水	14:45	刑事法理論の展開	三島・高田(祝)	3年次生	120	120
		10:40	民事訴訟実務の基礎	原田 裕彦	2年次生	90	120
		10:40	刑事訴訟実務の基礎	高見・杉本(吉)	3年次生	120	125
		14:45	日本法制史	安竹 貴彦	1,2,3年次生	90	120
8月4日	金	10:40	人権の基礎理論	渡邊 賢	1年次生	120	120
		10:40	民事訴訟法Ⅱ	鶴田 詔	2年次生	90	125

法曹養成専攻
平成29年度後期試験日程

日時	曜日	開始時間	科目	担当	対象年次	試験時間	試験場
2月1日	木	10:40	民事訴訟法Ⅰ	鶴田 詔	1,2年次生	90	124
		10:40	民法理論の展開Ⅱ	杉本・藤井	3年次生	90	125
		14:45	公法総合演習Ⅱ	重本 達哉	2,3年次生	90	120
2月2日	金	10:40	商法総合演習Ⅱ	小柳 徳武	2,3年次生	120	120
		10:40	民法総合演習	仲田 哲	3年次生	120	121
2月5日	月	14:45	民法Ⅱ	高橋 英	1,2年次生	120	120
		10:40	民事訴訟法総合演習	高田 賢治	2,3年次生	120	120
		10:40	労働法演習	根本 到	3年次生	120	121
		14:45	統治の基本構造	渡邊 賢	1,2,年次生	120	120
2月6日	火	14:45	労働法Ⅰ	根本 到	2,3年次生	120	121
		10:40	刑事法総合演習	杉本 吉央	2年次生	90	120
		10:40	刑事模擬裁判	高見 勇一	3年次生	90	121
		14:45	法社会学	阿部 昌樹	1,2,3年次生	90	120
2月7日	水	14:45	英米法	藤田 康也	2,3年次生	90	121
		10:40	刑法総合演習	金澤 真理	2年次生	90	120
		10:40	中小企業法	オムニバス	3年次生	60	121
		14:45	商法	吉井 敬子	1年次生	120	121
2月8日	木	14:45	国際人権法	頼山 孝信	3年次生	90	120
		14:45	経済法発展演習	和久井 理子	3年次生	90	123
		10:40	倒産法演習	藤 高規	3年次生	90	120
		14:45	破産法	高田 賢治	2,3年次生	90	120
2月9日	金	10:40	法哲学	早川 のぞみ	2,3年次生	120	120
		14:45	経済法	和久井 理子	2,3年次生	90	120
		10:40	刑事訴訟法	川崎 英明	1,2,3年次生	90	120
		10:40	知的財産法Ⅰ	松村 恒夫	2,3年次生	120	121
2月13日	火	14:45	民法総合演習Ⅰ(甲・乙)	森山 浩江	2,3年次生	120	120
		10:40	刑法ⅠB	金澤 真理	1年次生	90	133
2月14日	水	10:40	公法総合演習Ⅰ	渡邊 賢	2,3年次生	120	132
		10:40	国際取引法	早 寛	2,3年次生	90	134

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 405 期末試験受験上の注意

定期試験（後期）の実施について

平成29年度定期試験（後期）を次のとおり実施するので、時間割および受験上の注意を熟読のうえ受験すること。

1. 期 間 平成30年2月1日（木）～2月14日（水）
2. 時間割表 左に掲示
3. 受験上の注意
 - 1) 試験室においては、黒板に掲示の着席表のとおり着席すること。
 - 2) 各自の机の上に学生証を提示しておくこと。万一学生証を忘れたときは、必ず法曹養成専攻事務室に申し出て指示を受けること。
試験開始後、試験監督者により学生証の不携帯を指摘されたときは、当該科目の試験時間終了時まで試験室に待機し、試験監督者とともに法曹養成専攻事務室に出頭して本人確認を受けること。上記の方法による本人確認がなされなかったときは、当該科目の試験は無効とする。
 - 3) 持ち込みの許可を受けていないものを、机の上に置かないこと。
(携帯電話等は、電源を切って、鞆の中に入れておくこと。これらを時計として使用することもできない。)
 - 4) 受験者は、試験開始後20分を経過し、かつ、答案用紙を提出した後でなければ退室することはできない。
 - 5) 遅刻者は、試験開始後20分を経過した後は、入室することはできない。
 - 6) 不正行為を行った者に対しては、その学期の試験成績はすべて無効とする。
 - 7) その他、当該科目の担当者及び試験監督者の指示に従うこと。
4. 定期試験における筆記具の取扱について
定期試験における筆記具は、黒インクのボールペンまたは万年筆に限ることとします。これは、新司法試験の論文式試験において指定される筆記具と同じものです。

法 学 研 究 科 長

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 406 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（追試験）

第18条 試験の際、事情により、試験を受験できなかった者に対し、以下の(1)、(2)の条件を満たす場合追試験の受験を認める。ただし、追試験に対する追試験は、認めない。

- (1) 病気、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、その他やむを得ない理由により、所定の試験日に受験不能となったとき。
 - (2) 追試験の受験を志望する科目の試験終了後、原則として1週間以内（当該科目試験日の翌週の同曜日までとし、その日が休日にあたるときはその翌日までとする。ただし、書類提出の期日が別途指定された場合は、その指定された期日以内に提出しなければならない。）に、次の書類等を添付した追試験願の提出があったとき。
 - ア 病気の場合は、医師の診断書または本学指定の様式による罹患証明書
 - イ 親族の死亡の場合は、死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書等
 - ウ 交通機関の事故の場合は、遅延証明書（駅構内で受領したものに限り。）
 - エ 裁判員（裁判員候補者を含む。）就任に伴う裁判への参加のときは、裁判所からの呼出状等
 - オ その他やむを得ない理由のときは、その事実を証明できるもの
- 2 追試験受験志願者の受験資格については、専攻会議で判定する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

6 筆記試験を実施していない科目

期末試験において筆記試験を実施しない科目としては、実習の授業科目であるエクスターンシップおよび中小企業向け法律相談、法文書作成のための基本的知識と技術を習得することを目的とする法文書作成、ロールプレイ等を用いて弁護士が行う一般的な活動を学習する弁護実務基礎論、履修者が原告側代理人、被告側代理人および裁判官に分かれて、それぞれの立場から法文書を作成しながら攻撃防御を行うという形態の授業において、作成された法文書や攻撃防御の主張内容等を評価の対象とする民事模擬裁判がある。これらはいずれも実習あるいは実習に準じた授業科目であり、それぞれの授業内容およびそれに適合的な評価方法を用いていることから、期末試験において筆記試験を実施していないものである。

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

1 進級制の採用

平成28年度以前の入学者に関しては、1年次生提供の必修科目30単位のうち24単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めていない（平成28年9月27日改正前の法学研究科法曹養成専攻履修規程第19条第1項）。平成29年度以降の入学者に関しては、1年次生提供の必修科目33単位のうち27単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めていない（法学研究科法曹養成専攻履修規程第19条第1項）。また、2年次生提供の必修科目28単位のうち22単位以上を修得できない者は、3年次への進級を認めていない（同条第2項）。進級の決定は、専攻会議で行う（同条第3項）《資料407参照》。

上記進級条件について、各学年の所定の必修単位数を修得していれば進級を認めるものであり、前年度提供のすべての必修科目の単位を修得する必要はない（必修科目の単位に一定程度取りこぼしがあっても進級を認める）ものと解釈されている（平成17年11月専攻会議決定事項）【解釈指針4-1-2-1】。

進級条件を定めるに当たって、GPA制度は採用していない【解釈指針4-1-2-2】。なお、GPA制度が採用されていないとはいえ、教員間において共有されている成績評価尺度を厳格かつ公正に用いた成績評価が行われていることから、基準4-1-2の趣旨を十分満たした成績評価制度となっている。進級制を採用しない場合の指針については、該当なし【解釈指針4-1-2-3】。

資料407 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（進級条件）

第19条 1年次生提供の必修科目33単位のうち、27単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めない。

2 2年次生提供の必修科目28単位のうち、22単位以上を修得できない者は、3年次生への進級を認めない。

3 進級の決定は、専攻会議で行う。

第19条の2 第19条第1項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、1年次生提供の必修科目30単位のうち、24単位以上を修得できない者は、2年次生への進級を認めない。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

2 原級留置の場合の取扱い

進級が認められなかった者（以下、「留年者」という）は、本人の希望に応じて前年度に単位を修得した授業科目を聴講することができる。この場合、一般の聴講の場合と同様に取り扱われる（法学研究科法曹養成専攻履修規程第20条第6項）《資料408参照》。なお、一度単位を修得した授業科目について、留年者が再び履修して単位を修得することはできない。同一学年に在学することができる年限は2年である（同規程第6条）《資料408参照》【解釈指針4-1-2-1】。また、留年者が高年次配当の授業科目を履修お

よび聴講することは認められない。

資料 408 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（在学年限）

第6条 同一学年に在学することができる年限は2年とする。

（聴講）

第20条 学生が、第10条に定める履修登録をしていない開講科目につき聴講を希望するときには、当該科目の授業担当者にその旨の申出をしなければならない。

- 2 前項の申出を受けた当該授業担当者は、当該科目における少人数教育への影響及び聴講を希望する学生の学修状況等を考慮して、聴講の可否を判断する。
- 3 履修登録をした単位数と聴講の単位数の合計は、第11条第1項の定める登録可能な単位数を超えてはならない。
- 4 聴講生は、受講者としてのすべての義務を負う。学期途中からの聴講開始又は聴講取消しは認められない。
- 5 聴講が認められた学生は、その旨を大学院法学研究科法曹養成専攻事務室に、履修登録の締切日までに届出をしなければならない。聴講の届出があった場合には、教務委員は専攻会議において報告する。
- 6 前項までの規定は、前条の規定に基づき進級が認められなかった者（以下「留年者」という。）にも適用する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

3 再履修者の取り扱い

単位を修得できなかった科目を再度履修する者（以下、「再履修者」という）についても、当該科目を初めて履修する場合と同様の扱いとされている（平成19年12月専攻会議決定事項）。なお、平成29年度の進級・留年の状況は、《資料409》のとおりである。

資料 409 平成29年度進級・留年状況

	1年次生	2年次生	3年次生
在籍者数	14	20	17
所定単位修得者数	7	13	14
所定単位不足者数	7	7	3
うち休学者数	4	0	0

【法曹養成専攻事務室保管資料から作成】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の場合、基準4-2-1に係る状況については、平成28年度までの入学者と平成29年度以降のそれとで大きな違いがある。そこで、それぞれの時期に分けて、基準4-2-1に係る状況を述べる。なお、今回の認証評価対象期間において修正がない点については、平成28年度までの入学者に関する状況に係る記述においてその都度言及する。

1 平成28年度までの入学者に係る状況

平成28年度まで、本法科大学院の課程を修了するには、修業年限（3年）以上在学し、所定の科目を履修して、94単位以上の単位数を修得することが必要であった。もっとも、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目30単位を既に修得したものとみなされていた（平成28年9月27日改正前の法学研究科法曹養成専攻履修規程第24条第1項）。なお、法学既修者の第1学年が2年次生とされる点は、平成29年度以降と同様である（法学研究科法曹養成専攻履修規程第24条第3項）《資料410参照》。

平成28年度以前の入学者については、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位数は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院の専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができ、その判断は、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定することとされている（同規程（旧規程）第22条）。

また、平成28年度以前の入学者については、学生が本法科大学院入学前に他の大学院において修得した単位数は、本法科大学院の教育上有益と認められる場合には、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができるものとされていた。この入学前の既修得単位の認定については、本法科大学院の教務委員がその認定を求める学生と面接した結果を踏まえ、入学直後の専攻会議で決定することとされていること、および、この場合において1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができるものとされていた（同規程（旧規程）第21条）。

さらに、平成28年度以前の入学者については、上記の入学前の既修得単位の認定および

他の大学院における既修得単位の認定により、本法科大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなす単位数の上限は、合わせて30単位とされていた（同規程（旧規程）第23条）。なお、法学既修者については、上記の入学前の既修得単位の認定および他の大学院における既修得単位の認定は行わないことは、平成28年度以前・平成29年度以降の入学者のいずれについても共通である（同規程第24条第6項）《資料410参照》。

以上のように、平成28年度までは、本法科大学院は、基準4-2-1（1）アただし書による単位数を定めていなかった【解釈指針4-2-1-1】。また、基準4-2-1（2）なお書による単位数も定めていなかった。なお、本法科大学院の修了判定において、GPA制度は採用されていないこと【解釈指針4-2-1-2】は、平成29年度以降も同様である。

平成28年度までにおける課程修了に必要な授業科目群および単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。これによれば、法科大学院修了のためには法律基本科目以外の科目の単位を31単位以上修得することが求められるところ、本法科大学院を修了するためには、法律基本科目以外の科目の単位を32単位修得することが義務づけられていた。

科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	10単位
	民事系科目	32単位
	刑事系科目	12単位
法律実務基礎科目		12単位
基礎法学・隣接科目		4単位
展開・先端科目		14単位
履修した上記の科目以外の科目 (ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。)		10単位
合計		94単位

なお、上記の表に掲げた現行の単位数の内訳は平成25年度入学者から適用されているものである。

資料 410 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（修業年限）

第5条 修業年限は、3年とする。

2 第21条第3項の規定により、修業年限の短縮が認められた者については、当該判断による。

3 第24条の規定に定められた法学既修者（本専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、修業年限を2年とする。

（課程修了に必要な授業科目及び単位）

第9条 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	11単位
民事法系必修科目	34単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から	10単位※

※（ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。）

合計 97単位

第9条の2 第9条の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1の2に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	10単位
民事法系必修科目	32単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から	10単位※

※（ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。）

合計 94単位

（入学前の既修得単位の認定）

第21条 学生が本専攻入学前に、他の大学院で修得した単位は、本専攻の教育上有益と認められる場合には、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める者と面接した結果を踏まえ、専攻会議で決定する。

3 第1項の規定により既修得単位を認める際、1年を超えない範囲で修業期間の短縮を認めることができる。その判断は前項の専攻会議で決定する。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第22条 学生が他の大学院において履修した授業科目について、本専攻の教育上有益と認められる場合には、33単位を超えない範囲で、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の判断は、本専攻教務委員がその認定を求める学生と面接した結果に基づき、専攻会議で決定する。

（みなし単位の上限）

第23条 第21条及び第22条の規定により、本専攻における授業科目の履修により修得した単位とみなされる単位数の上限は、合わせて33単位とする。

(法学既修者の認定)

第24条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)に関しては、次項で定める33単位を修得したものとみなす。ただし、第5項の場合には、29単位又は31単位を修得したものとみなす。

2 前項本文の場合には、法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA(民事取引法の基礎①A)、民法ⅠB(民事取引法の基礎①B)、民法Ⅱ(民事取引法の基礎②)、民法Ⅲ(法定債権関係の基礎)、商法(企業組織法)、民事訴訟法Ⅰ(判決手続の基礎)、刑法ⅠA(刑法総論)、刑法ⅠB(刑法総論)、刑法Ⅱ(刑法各論)、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2年次生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 前項の判定において、法学既修者と認定する場合であっても、商法(企業組織法)、民事訴訟法Ⅰ(判決手続の基礎)又は刑事訴訟法のうちいずれか1科目については修得したものとみなさないことができる。

6 法学既修者に関しては、第21条から第23条までの規定を適用しない。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

2 平成29年度以降の入学者に係る状況

平成29年度以降の入学者につき本法科大学院は、基準2-1-5ただし書による単位数を定めた（基準2-1-5に係る状況参照）。この変更に伴い、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）につき本法科大学院が修得したものとみなす単位は33単位とされた（法学研究科法曹養成専攻履修規程第24条第1項）【解釈指針4-2-1-1】。平成29年度以降における基準4-2-1に係る本法科大学院の状況のうち、上記の変更により生じた平成28年度までの状況との相違点は以下のとおりである。

本法科大学院の課程を修了するには、修業年限（3年）以上在学し、所定の科目を履修して、97単位以上の単位を修得することが必要である。もっとも、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目33単位を既に修得したものとみなされる（同規程第24条第1項）《資料410参照》。ただし、法学既修者と認定する場合であっても、入学者選抜試験において商法、民事訴訟法、刑事訴訟法にいずれか1科目が基準点に達しなかった者については、基準点に達しなかった当該科目につき修得したものとみなさないこととされており（同規程第24条第5項）、この場合には、29単位または31単位が既に修得したものとみなされることとなる（同規程第24条第1項ただし書）《資料410参照》。

なお経過措置として、平成28年度以前の入学者で旧科目「民法Ⅰ（民事取引法の基礎①）」の単位を平成28年度までに修得していない者は、これに代えて、新科目「民法ⅠA（民事取引法基礎①A）」「民法ⅠB（民事取引法基礎①B）」の両方を履修しなければならないが、この場合において、その者はその両方の科目の成績について合格と評価されたときに限り、4単位を修得するものとされている（法学研究科法曹養成専攻履修規程附則（平成28年9月27日改正）第3条第1項）。また、平成28年度以前の入学者が「人権の基礎理論」を再履修して合格した場合には、2単位を修得するものとされている（同規程同附則第3条第3項）《資料411参照》。

平成29年度以降における課程修了に必要な授業科目群および単位数の内訳を表にすると、以下のとおりである。これによれば、法科大学院修了のためには法律基本科目以外の科目の単位を31単位以上修得することが求められるところ、本法科大学院を修了するためには、法律基本科目以外の科目の単位を32単位修得することが義務づけられている。

科目群		単位数
法律基本科目	公法系科目	11単位
	民事系科目	34単位
	刑事系科目	12単位
法律実務基礎科目		12単位
基礎法学・隣接科目		4単位
展開・先端科目		14単位
履修した上記の科目以外の科目 （ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。）		10単位
合計		97単位

また、平成29年度以降の入学者につき本法科大学院は、次のように、基準4-2-1(2)なお書による単位数も定めた。すなわち、平成28年9月27日の改正により新設された法学研究科法曹養成専攻履修規程9条の4により、「入学時に既に十分な実務経験を有

する者であって、本専攻において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、展開・先端科目から修得すべき単位に代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・先端科目の単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする。)」ことが定められている【解釈指針4-2-1-3】【解釈指針4-2-1-4】【解釈指針4-2-1-5】。

資料 411 法学研究科法曹養成専攻履修規程附則（抜粋）

（平成28年度以前の入学者の再履修の場合の修得単位数ほか）

第3条 平成28年度以前の入学者で法律基本科目の民事法系必修科目の旧科目「民法Ⅰ（民事取引法の基礎①）」の単位を平成28年度までに修得していない者は、これに代えて、同新科目「民法ⅠA（民事取引法の基礎①A）」「民法ⅠB（民事取引法の基礎①B）」の両方を履修しなければならない。この場合においては、その者はその両方の科目の成績について合格と評価されたときに限り、4単位を修得する。

2 前項前段の場合においては、第11条第1項第2項が定める登録可能な単位数の計算に当たっては、両方の科目を合計して4単位と計算する。

3 平成28年度以前の入学者が法律基本科目の公法系必修科目の「人権の基礎理論」を再履修して合格した場合には、2単位を修得する。

4 前項の再履修の場合においては、第11条第1項第2項が定める登録可能な単位数の計算に当たっては、「人権の基礎理論」2単位と計算する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院の修了の認定に必要な修得単位数は、平成28年度以前の入学者については94単位(法学研究科法曹養成専攻履修規程第9条の2および9条の3)、平成29年度以降の入学者については97単位である(同規程第9条)《資料412参照》。

資料412 法学研究科法曹養成専攻履修規程(抜粋)

(課程修了に必要な授業科目及び単位)

第9条 課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	11単位
民事法系必修科目	34単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から	10単位※

※(ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。)

合計 97単位

第9条の2 第9条の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学者については、課程修了に必要な授業科目及び単位は、次に定めるとおりとする。必修科目・選択必修科目・自由選択科目の区分は、別表第1の2に定めるとおりとする。

法律基本科目から、公法系必修科目	10単位
民事法系必修科目	32単位
刑事法系必修科目	12単位
法律実務基礎科目から、必修科目	8単位
必修科目以外から	4単位選択必修
基礎法学・隣接科目から、	4単位選択必修
展開・先端科目から、	14単位選択必修
履修した上記の科目以外の科目から	10単位※

※(ただし法律基本科目以外の科目を2単位以上含まなければならない。)

合計 94単位

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）の認定は、入学者選抜試験の結果を踏まえて、専攻会議で行う（法曹養成専攻履修規程第24条第4項）《資料413参照》。法学既修者のための入学者選抜試験は、本法科大学院が実施する法律科目試験の成績、および「その他の要素」の考慮により行われる。

このうち法律科目試験としては、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、商法（会社法、商法総則）、および民事訴訟法の6科目について、試験時間90分ないし120分の論述式を基本とする試験を実施している。「その他の要素」の考慮は、社会人としての経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などを総合してこれを行う。配点は、法律科目500点（憲法100点、民法120点、刑法70点、刑事訴訟法50点、商法（会社法、商法総則）80点、および民事訴訟法80点。刑法と刑事訴訟法は試験ではまとめて解答させている）、適性試験100点その他の要素40点、合計640点満点である。なお、平成29年度より、法律科目試験には、基準点が設けられ、①憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者、または②商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいずれか2科目の試験成績が基準点に達しなかった者は、他の科目の成績の如何にかかわらず、不合格としている《別添資料7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項、p.5：「第2次選抜試験の配点」参照》【解釈指針4-3-1-2】。

以上のような入学者選抜試験に合格した者は、専攻会議の決定を経て法曹養成専攻履修規程第24条に定める法学既修者と認定され、平成28年度までは、1年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法ⅠA、刑法ⅠB、刑法Ⅱ、刑事訴訟法の単位（以上、30単位分）を既に修得したものとみなされていた（平成28年9月27日改正前の法曹養成専攻履修規程第24条第1項）《資料414参照》。他方、平成29年度以降は、1年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA、民法ⅠB、民法Ⅱ、民法Ⅲ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法ⅠA、刑法ⅠB、刑法Ⅱ、刑事訴訟法の単位（以上、33単位分）を既に修得したものとみなされる（法曹養成専攻履修規程第24条第1項および第2項）。ただし、法学既修者と認定する場合であっても、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいずれか1科目が基準点に達しなかった者については、基準点に達しなかった当該科目につき修得したものとみなさないこととしており（同規程第24条第4項）、この場合には、29単位または31単位が既に取得したものとみなされることとなる（同規程第24条第1項ただし書）《資料413参照》。

上記の法律科目試験は、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的学識を

的確に評価・判断するための内容をもつ。このような内容の法律科目試験を課することによって、本法科大学院受験のための表面的な、暗記に偏重した詰め込み学習により生じうる弊害を回避することが期待される。法律科目試験の出題内容は、当該試験の趣旨に即し、複合的な内容の幅広い分野をカバーするものであり、本法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されたものである《別添資料8 入学者選抜試験問題【2年短縮型法律科目試験問題】参照》。したがって、特定の教育内容を前提とした試験ではなく、特定の大学・学部出身者に有利になるような出題内容ではない。特に、本学出身者と他の受験者との間で公平を保つために、出題者には、出題に当たって本学法学部の定期試験問題を集めた「法学雑誌のしおり」（本学法学部の学生のうち法学会入会者に配付される）を参照して、本学法学部出身者に有利な出題とならないよう留意することが求められている。また、法律科目試験の採点は、匿名化された答案について行われており、出題および採点において、受験者間の公平性は担保されている。実際、法学既修者として入学した者の出身大学は多様である《資料415参照》【解釈指針4-3-1-1】
【解釈指針4-3-1-5】。

また、上記のように、本法科大学院では、法学既修者として認定した者については、法律科目試験の試験科目6科目に対応した、1年次配当の法律基礎科目33単位を一括して修得したものとみなすこととしている《資料413参照》【解釈指針4-3-1-3】。ただし、平成29年度より、商法、民事訴訟法、または刑事訴訟法のうち1科目の試験成績が基準点に達しない場合には、当該試験科目に対応する1年次必修科目を履修する必要がある。商法は4単位、民事訴訟法および刑事訴訟法はそれぞれ2単位であるので、一括して免除されるべき単位数は最大4単位であり、履修免除単位数の限度である6単位を超えていない【解釈指針4-3-1-4】。

本法科大学院が法学既修者として認定した者について認められる在学期間の短縮は、1年間である。したがって、法学既修者の第1学年は、2年次生となり（同規程第24第3項）《資料413参照》、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている【解釈指針4-3-1-7】。

なお、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を法学既修者の認定において考慮することはない【解釈指針4-3-1-6】。

資料 413 法学研究科法曹養成専攻履修規程（抜粋）

（修業年限）

第5条 修業年限は、3年とする。

2 第21条第3項の規定により、修業年限の短縮が認められた者については、当該判断による。

3 第24条の規定に定められた法学既修者（本専攻において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、修業年限を2年とする。

（法学既修者の認定）

第24条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、次項で定める33単位を修得したものとみなす。ただし、第5項の場合には、29単位又は31単位を修得したものとみなす。

2 前項本文の場合には、法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA（民事取引法の基礎①A）、民法ⅠB（民事取引法の基礎①B）、民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）、民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、刑法ⅠA（刑法総論）、刑法ⅠB（刑法総論）、刑法Ⅱ（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

3 法学既修者の第1学年は、2年次生とする。

4 法学既修者の判定は、入学者選抜試験の結果をふまえて、専攻会議で行う。

5 前項の判定において、法学既修者と認定する場合であっても、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）又は刑事訴訟法のうちいずれか1科目については修得したものとみなさないことができる。

6 法学既修者に関しては、第21条から第23条までの規定を適用しない。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

資料 414 法学研究科法曹養成専攻履修規程（改正前の抜粋）

（法学既修者の認定）

第24条 本専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、次項で定める30単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者と認められた者は、人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ（民事取引法の基礎①）、民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）、民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、刑法ⅠA（刑法総論）、刑法ⅠB（刑法総論）、刑法Ⅱ（刑法各論）、刑事訴訟法の単位は既に修得したものとみなす。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 415 平成 30 年度入学者状況

【入学者数】

2年短縮型	9 名
-------	-----

【男女別】

	男子	女子
2年短縮型	名 (%)	名 (%)

【出身大学等】

2年短縮型

金沢大学	名
岡山大学	名
大阪市立大学	名
中央大学	名
立命館大学	名
関西大学	名
朝鮮大学校	名

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、成績評価の考慮要素について、絶対評価とするか相対評価とするかを各担当教員の裁量に任せているが、これまですべての科目が絶対評価である。特に、受講生が減少した現状では、担当教員が相対評価を用いようとする状況にはないといえる。もちろん絶対評価を適切に行うためには、成績評価の尺度が教員間において十分に共有されていること、また、厳格な成績評価が行われていることが必要である。まず教員間における成績評価の尺度の共有という点についていえば、成績評価が行われた次の学期のFD集会で各教員の前学期における成績評価の結果について相互に確認し、成績評価に関するデータをもとに問題点を検討することによって、教員間において絶対評価における成績評価の尺度が十分に共有されている。

また、このように、入学年度・科目等の特性に応じ、望ましい成績評価の在り方について継続的に教員間で意見を交換する場を積極的にもつことにより、各教員が成績評価を行う際に、学生の能力および資質を正確に反映する客観的かつ厳正な評価が行われるように工夫されている。

2 課題

本法科大学院は、進級要件の定めや修了判定に当たって、GPA 制度を採用しない。これは、本法科大学院において絶対評価が広く採用されていることを前提として、現段階では、GPA 制度の採用の必要性が認められないこと、また、かりに相対評価が広く採用されるようになったとしても、GPA 制度を導入すると機械的に進級できない者や修了できない者が一定数出現する可能性があるという懸念がもたれているためである。今後も、本法科大学院への実際の入学者数の動向なども勘案しつつ、GPA 制度の有用性や弊害の有無について議論していく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1 教育の内容・方法等の改善を図るための体制

教育の内容・方法等の改善を図るための組織として、本法科大学院の開設当初から、FD委員会を設けている（法曹養成専攻 FD 委員会規程第1条および第4条）。FD委員会は専攻会議構成員2名以上で構成される（同規程第2条第1項）。教育の内容・方法等の改善を図るための活動に関する事項のうち、専任教員、特任教員、兼任教員の全体で意見交換すべきものについては、FD集会（同規程第5条第2項の規定により開催される教員懇談会のことをいう）で議論している（詳細は後述4のとおり）。FD集会での議論内容については、専攻会議に報告し（同規程第5条第2項）、重要な案件については、教務委員会ほか関連する委員会に連絡、連携をとりつつ、適宜、専攻会議で提案し、その審議を経た上で決定している《資料 501 参照》【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-4】。

資料 501 法曹養成専攻 FD 委員会規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規程は、法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条の規定に基づき、法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）のFD委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（組織及び任命）

第2条 委員会は、法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された2名のFD委員、及び、次項の規定するFD委員が選出された場合はその委員をもって組織する。

2 専攻会議は、必要に応じ、さらにFD委員を選出することができる。

（任 務）

第4条 委員会は、本専攻におけるFD活動（教員の職業的な資質向上のための活動）を支援するため、次の事項を審議し、必要な場合には適切な施策を講じる。

- (1) 授業運営の改善に関する事項
- (2) 適正な成績評価に関する事項
- (3) 学生との意思疎通に関する事項
- (4) 成績向上のための措置に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議によりFD委員会に付託された事項
- (6) その他FD活動に関する一切の事項

（委員会の運営）

第5条 委員会は、前条の審議事項を検討する際、本専攻教務委員1名の出席を求める。

2 委員会は、適時、教員懇談会を開催するなどして教員間で広く検討するとともに、検討内容について本専攻会議に報告する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

2 学生授業評価アンケートの実施

授業評価アンケートは、全科目について、前期、後期の最終授業時に実施している。全体アンケートとは別に、任意に前期、後期それぞれの中間期に独自のアンケートを実施している科目もある。全体アンケートの項目は、項目ごとにマークシートで回答する部分と自由記載の部分とに分かれている《資料 502 参照》。アンケートの回収方法については、教員の負担や授業時間への影響、学生の負担等を考慮したうえで種々の方法を試みたが、現在は、担当教員が授業時間中に、時間を設けて記入させたいうで回収する方式が定着している。回収率の向上を図るためアンケートへの協力を促す掲示も行っている。その効果もあって、最近の回収率は、平成 20 年度が 70%前後であったところ、90%前後まで上昇している《資料 503 参照》。

授業評価アンケートの結果は、全体を数値化したものと、各担当科目について数値化したものとが対比できるように図表化され、自由記載部分と併せて各担当教員に配付される。また、授業評価アンケート結果については、以下の4に述べるFD集会において授業方法や学生の受取り方について全体で議論する場を確保している【解釈指針5-1-1-1】。

平成 23 年度前期の授業評価アンケート結果から、それについて各担当教員が付したコメントを集めたコメント集を作成し、授業評価アンケート結果の評価に関する教員間の情報共有を図ることとし、さらに、平成 24 年度前期から、授業評価アンケート結果に対する各担当教員のコメントを集めたものを、Moodle に掲示している《資料 504 参照》。

このように、授業評価アンケート結果を学生にフィードバックすることを通じて、授業・教育の内容および方法に関する学生の理解と、教育内容および方法の改善のための、

担当教員によるアンケート結果の活用を図っている【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】。

資料 502 授業評価アンケート質問用紙

法曹養成専攻アンケート 質問用紙
(2018年1月実施)

大阪市立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻 FD委員会

■今後の教育体制の整備に役立てるため、アンケートにご協力ください。
■回答内容によってあなたが不利益を受けることはありません。

● 自由記述 _____

■この授業に対する感想や意見を、アンケート回答用紙の自由記述欄に、記入してください。

● マークシート _____

■以下の設問について、該当する数字を、所定の回答欄に、記入してください。

Q1	この授業の難易度はどれくらいだと思いますか？ 5. 非常に難しい 4. 難しい 3. ちょうどよい 2. 易しい 1. 非常に易しい
Q2	この授業にどのくらい満足していますか？ 5. 非常に満足 4. 満足 3. どちらともいえない 2. 不満 1. 非常に不満
Q3	予習・課題の量についてどのように思いますか？ 5. 少なすぎる 4. 少ない 3. 適度である 2. 多い 1. 多すぎる
Q4	1回の授業に対して、平均して予習にどれくらいの時間を割いていますか？ 5. 5時間以上 4. 4～5時間 3. 3～4時間 2. 2～3時間 1. 2時間未満
Q5	1回の授業に対して、平均して復習にどれくらいの時間を割いていますか？ 5. 3時間以上 4. 2～3時間 3. 1～2時間 2. 1時間未満 1. ほぼ皆無
Q6	授業の進度についてどのように思いますか？ 5. 速すぎる 4. 速い 3. ちょうどよい 2. 遅い 1. 遅すぎる

Q11	あなたの学年は？ 1. 1回生 2. 2回生 3. 3回生
Q12	あなたの入学区分は？ 1. 3年標準型 2. 2年短縮型
Q13	あなたの出身学部は？ 1. 法学部 2. 法学部以外
Q14 Q15 Q16	科目番号を、指示されたとおりに、 Q14とQ15とQ16に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 503 授業評価アンケート回収率推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
前期	71.7%	67.0%	61.3%	78.5%	78.4%
後期	69.4%	72.4%	77.6%	85.3%	81.0%

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前期	91.2%	86.0%	91.0%	94.3%	90.6%
後期	85.6%	84.0%	95.0%	91.0%	84.0%

【法曹養成専攻事務室保管資料から作成】

資料 504 授業評価アンケート結果に対するコメント（抜粋）

2017 年度前期の授業評価アンケート結果に対するコメント

2017 年度法曹養成専攻 FD 委員

（注）科目は順不同です。特定の科目を探すときは、科目名又は担当者名を検索してください。非常勤講師の担当科目は対象外です。なお、掲載されていない科目については、後日掲載する予定です。

科目名	民事訴訟実務の基礎
担当者	原田裕彦
1. アンケート結果についてのコメント	
<p>アンケート結果を見ると、授業内容は、難しいとするものが多く、例年に比べると、相当苦戦しているようであるが、成果の実感を得られたような回答も見られる。授業の難易度をこれ以上さげるのは難しいところであるが、何らかの工夫を凝らしたいと考えているところである。模範解答を求める回答が複数あったが、正解思考とでも呼ぶべき思考であり、近時の傾向であるが、益々顕著になってきたようである。法学においては、正解を暗記するのではなく、自身の思考のプロセスを自分なりの表現で現せるようになることが重要であることをもっともっと理解させる必要が感じられる。</p>	

科目名	行政活動と法
担当者	重本達哉
1. アンケート結果についてのコメント	
<p>授業内容の難易度について「易しい」が 10%、「ちょうどよい」が 50%、「難しい」が 30%で、「非常に難しい」が 10%だった。この結果はほぼ想定内である。他方で、満足度については「どちらともいえない」が断トツの 60%であり、何とも言い難い結果となった。後者の結果に至った理由の 1 つを、授業の進度について「遅すぎる」「遅い」と回答した者が計 60%に至ったことに求められるのかも知れない。これは、昨年の同一科目におけるアンケートで、授業進度について「速い」「速すぎる」の回答が比較多数を占めたため、補講を懼れることなく、より丁寧な説明及び質疑応答に徹した結果が過度に表れてしまったのだろうか。しかしながら、試験結果を踏まえる限り、細目に受講生の理解度を確かめながら授業を進行するための上記のスタイルを変える訳にはいかないもので、それではどうしたものかと悩みは尽きないところである。来年度も同じ傾向が見受けられる場合には、例えば、クラス分けを行って受講生 1 人当たりの回答の機会を増やし、そうすることによって授業中の緊張感をより高めるといった工夫が求められるのかも知れない。</p>	

科目名	民事訴訟法Ⅱ（複雑訴訟・上訴）
担当者	鶴田滋
1. アンケート結果についてのコメント	
<p>例年通り、授業の内容については、「難しい」と「非常に難しい」を合わせると、8割を超えたが、授業に対する満足度については、「非常に満足」が 3割5分、「満足」が 3割ほどを占めた。科目の性質上、授業内容が難しいのは仕方がないが、できる限り丁寧に説明した結果、多くの学生が満足してくれたと考える。この授業評価が、試験の結果にもっと反映されてくれればと思う。なお、試験の直前にレポートを課すのは負担であるとの意見が多かったが、レポートを課す時期はシラバスに書いているし、十分な執筆期間を与えているので、こちらとしては問題ないと考えている。</p>	

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

3 担当学生との面談の活用

各教員が授業以外に学生と接し、学生が抱えている学習上の問題を話し合う機会を確保するために、担当教員制を実施し、面談を実施しているが（基準7-1-1に係る状況、特に資料703参照）、この面談における学生の指摘や意見から、設備やカリキュラムなど、学習条件をめぐる問題点を把握し、これを専攻会議や以下の4に述べるFD集会、あるいはメーリングリストでの報告などによって全教員が共有できるようにして、教育方法の改善に役立てている【解釈指針5-1-1-1】。

4 FD集会等の開催

毎年前期・後期に、継続的にFD集会を持ち、成績評価の基準や方法、下位成績者への対応、未修者の教育方法などについて、経験を共有するとともに自由に意見を述べ、教育の改善に資する場としている。さらに平成28年度からは、科目ごと、学年ごと、未修・既修の違いをふまえた検討をするべく、科目ごとに経験と問題点を報告し、これを受けて全体で討論する試みを行っている（法曹養成専攻FD委員会規程第5条第2項）《資料501参照》《資料505参照》。また、そこでの検討結果を教育内容等の改善に効果的に結びつけるべく、集会などの検討の場には教務委員の出席を求めている（同規程第5条第1項）《資料501参照》【解釈指針5-1-1-2】。

さらに、民事系、刑事系といった分野ごとの懇談会も適宜開かれている。分野ごとの懇談会では、当該分野に関連する研究者教員と実務家教員双方の参加のもとで、授業内容、授業科目間の連携、授業の進め方等について、改善に向けた検討や、双方の教員による共同の教育企画を行っている（基準2-1-6に係る状況も参照）。たとえば、平成22年度開催の民事法関係の研究者教員および実務家教員による懇談会《資料506参照》において、法律基本科目の「民事法総合演習」の履修効果を高めるために開講時期を変更することが提案され、それに基づいて平成25年度から同科目の開講時期が変更されたほか、平成24年度開催の刑事法関係の研究者教員および実務家教員による懇談会において、研究者教員と実務家教員の合同のブリッジ企画「刑事裁判と法曹の役割」の開催が企画された《資料508参照》【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】。

なお、平成23年4月開催の専攻会議において、FD集会の検討結果としての議事録や、その他法科大学院の教育に関連する懇談会の記録は、法曹養成専攻事務室に提出することとされ、情報の集約と一括管理が行われており、検討結果の具体化に資するよう図られている【解釈指針5-1-1-4】。

資料 505 平成 25 年度～29 年度 FD 集会開催日時および議題

*平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間

平成 25 年 5 月 24 日

- 1 平成 24 年度後期定期試験の成績について
- 2 平成 24 年度後期授業評価アンケート結果について

平成 25 年 10 月 15 日

- 1 平成 25 年度前期定期試験の成績について
- 2 平成 25 年度前期授業評価アンケート結果について

平成 26 年 5 月 20 日

- 1 平成 25 年度後期定期試験の成績について
- 2 平成 25 年度後期授業評価アンケート結果について
- 3 採点基準の明確化について
- 4 その他

平成 26 年 10 月 21 日

- 1 平成 26 年度前期定期試験の成績について
- 2 成績評価の在り方について
- 3 授業の相互参観について
- 4 その他

平成 27 年 5 月 19 日

- 1 平常点の取扱いについて
- 2 2014 年度後期試験アンケートおよび成績について

平成 27 年 7 月 7 日

- 1 英国における法曹教育制度について
- 2 日本における司法試験合格者数 1500 人化がもつ意味について
- 3 法曹教育の内容について
- 4 ロースクール制度がもつ長期的影響について

平成 27 年 10 月 20 日

- 1 平成 27 年度前期試験および授業評価アンケート結果について
- 2 その他

平成 28 年 5 月 17 日

- 1 平成 27 年度後期試験および授業評価アンケート結果について
- 2 その他

平成 28 年 11 月 15 日

- 1 授業参観についての検討
- 2 科目ごとの違い、未修・既修の違いを踏まえた学習指導のあり方の検討——基本書の読み方、判例の読み方などに関して
- 3 その他

平成 29 年 5 月 16 日

- 1 1 年次授業の獲得目標と定期試験問題——「民法Ⅱ」を例として
- 2 平成 28 年度後期試験および授業評価アンケート結果について
- 3 その他

平成 29 年 10 月 17 日

- 1 憲法における司法試験と 1 回生・2 回生の授業との関係
- 2 平成 29 年度前期試験および授業評価アンケート結果について
- 3 その他

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 506 民事系研究者教員および実務家教員懇談会開催日時および議題

平成 23 年 2 月 23 日 10:30~12:20

「民事系基本科目と実務科目の接続」についての懇談会

- 1 法科大学院の授業に関する基本的な観点について
- 2 実体法と訴訟法との結びつき
- 3 要件事実教育について
- 4 実務科目のカリキュラムの変更について（提案）

平成 24 年 8 月 9 日 16:30~18:00

民事系の実務家教員・研究者教員意見交換会

- 1 次年度の民事系カリキュラムについて
- 2 その他の検討課題について
- 3 今年の司法試験問題（民事系）の検討について

平成 25 年 7 月 16 日 16:30~17:30

民事系の実務家教員・研究者教員意見交換会

- 1 次年度の民事系カリキュラムについて
- 2 その他の検討課題について
- 3 今年の司法試験問題（民事系）の検討について

平成 26 年 7 月 15 日 16:00~17:00

民事系の実務家教員・研究者教員意見交換会

- 1 次年度の民事系カリキュラムについて
- 2 その他の検討課題について
- 3 今年の司法試験問題（民事系）の検討について

平成 27 年 8 月 7 日 16:30~17:30

民事系のカリキュラム等に関する実務家教員・研究者教員懇談会

- 1 次年度の民事系カリキュラムについて
- 2 その他の検討課題について
- 3 今年の司法試験問題（民事系）の検討について

平成 28 年 8 月 5 日 16:30~17:30

- 1 次年度の民事系カリキュラムについて
- 2 今年の司法試験問題（民事系）の検討について

平成 29 年 8 月 4 日 16:30~17:30

- 1 コア・カリキュラムへの対応状況の確認（方法）について
- 2 民法（債権法）改正への対応について
- 3 カリキュラムの見直しについて（今年度からの民法科目の単位数の増加の検証・展開科目の必修化の検討など）
- 4 司法試験の検討について

平成 29 年 9 月 19 日 17:00~18:00

- 1 今年の司法試験問題（民事系）の検討について

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

5 外部研修等への参加奨励

教員の研修として、司法研修所の授業傍聴、大阪弁護士会の冒頭修習見学などの研修、日弁連主催の研究会や他大学での法科大学院教育関連の催し等の開催情報を各教員に通知することによって参加を奨励しており、随時、教員の参加がなされている《資料 507 参照》【解釈指針 5-1-1-2】【解釈指針 5-1-1-3】。

資料 507 外部研修等への参加状況

年 月	外部研修名	参加者名
平成 20 年 6 月	大阪弁護士会修習生の事前研修について傍聴	島川 勝教授（当時）
平成 22 年 8 月	民事系教員研修（司法研修所）	原田裕彦教授
平成 23 年 1 月	司法研修所教官派遣講義（大阪修習）の民事弁護の講義を参観	山本健司特任教授
平成 23 年 4 月	臨床法学教育学会大会「法科大学院カリキュラムの再編と臨床法学教育」を傍聴	原田裕彦教授
平成 23 年 10 月	国際私法学会第 124 回大会のセッション「法科大学院における国際関係私法教育の現状と課題」の「国際私法」（狭義の国際私法）に関する報告 （関西学院大学上ヶ原キャンパス）	国友明彦教授
平成 24 年 6 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナー「NITA 法定弁護研修プログラム体験セミナー」に参加	渡邊 賢教授 原田裕彦教授
平成 24 年 10 月	大阪弁護士会第 66 期司法修習生事前研修講師	原田裕彦教授
平成 24 年 11 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナー「弁護士研修と法科大学院の実務技能教育」民事系教員研修に参加	原田裕彦教授
平成 25 年 4 月	大阪弁護士会主催の冒頭修習の民事弁護講義（「保全・執行」と「訴状」）を傍聴	山本健司特任教授
平成 25 年 11 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナーに参加	原田裕彦教授
平成 26 年 10 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナーに参加	原田裕彦教授
平成 27 年 6 月	PSIM コンソーシアム法実務技能教育支援セミナーに参加	原田裕彦教授
平成 28 年 12 月	高齢者・障害者総合支援センター主催の「成年後見研修① 成年後見総論」に参加	原田裕彦教授
平成 28 年 12 月	日本仲裁人協会主催の「国際紛争解決セミナーユーザーの視点から見た国際仲裁への実践的対応」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 1 月	労働問題特別委員会主催の「専門法律相談研修『労働事件法律相談』労働問題基礎講座第 1 回『労働法の概要』」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 1 月	交通事故委員会主催の「専門法律相談研修『交通事故被害者救済業務』①『事例から見る頭部外傷後遺症の等級認定の課題』」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 1 月	労働問題特別委員会主催の「専門法律相談研修『労働事件法律相談』労働問題基礎講座第 2 回『解雇・有期雇用』」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 4 月	研修センター主催の「平成 29 年度の株主総会対策について」に参加	原田裕彦教授

年 月	外部研修名	参加者名
平成 29 年 5 月	日弁連主催の「民事信託アドバンス研修——民事信託の実務」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 6 月	大阪弁護士会・近弁連主催の「講演とシンポジウム『民事控訴審のあり方——事例を踏まえて』」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 7 月	研修センター、弁護士倫理委員会、厚生・会員サポート委員会主催の「平成 29 年度弁護士倫理研修（講義形式）対象講座『弁護士倫理の最前線～日々直面する問題にどう対応するか～』」に参加	原田裕彦教授
平成 29 年 11 月	民法改正問題特別委員会主催の「内田貴先生の改正民法集中講座 第 2 回」に参加	原田裕彦教授

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

6 学内の研究会における実務家教員からの実務上の知見の吸収

学内の研究会（大阪市立大学民法研究会など）に実務家教員も出席し、研究報告や議論の中で実務上の知見を伝えることにより、研究者教員が実務上の知見を獲得している【解釈指針 5-1-1-3】。

7 実務家教員・研究者教員の共同授業担当等

刑事訴訟法総合演習は、実務家教員と研究者教員とが共同で授業を担当し、授業の企画、準備、実施に当たって有益な情報交換をしている《別添資料 3 シラバス、pp. 33～34「刑事訴訟法総合演習」参照》【解釈指針 5-1-1-1】【解釈指針 5-1-1-3】。具体的には、毎年の演習全体の授業計画を立て、シラバスに記載するにあたって内容の協議をするほか、授業前にそれぞれの授業内容について意見交換をし、演習全体が理論・実務（経験）の両方を踏まえた内容豊富なものになるよう努めている。

また、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにより設けられた中小企業法では、「中小企業臨床教育システム」開発の成果として、実務家教員を含む多くの実務家と研究者教員とが共同でテキスト『中小企業法』（平成 19 年刊）を編纂した。その後、平成 23 年に改定を行い、内容を更新した。同書の第 2 部「実務編」は、第 1 部「理論編」に従って講義を行うにあたり、実務の現状を知るために有益な資料を含むものであり、研究者教員が実務上の知見を補充することに貢献している【解釈指針 5-1-1-3】。

さらに、実務家教員と研究者教員が協力して、適宜、ブリッジ企画と題して、学生の参加のもとで、双方の教員による講演・コメントおよび質疑応答からなる企画を開催し、双方の教員の知見向上と、学生に対する理論と実務の架橋の支援に努めている。たとえば、平成 25 年 4 月 16 日に、ブリッジ企画「刑事裁判と法曹の役割」を開催し、以後も継続している《資料 508 参照》【解釈指針 5-1-1-1】【解釈指針 5-1-1-3】。

資料 508 ブリッジ企画

○刑事裁判と法曹の役割

日時：平成 25 年 4 月 16 日（火）13：00～14：30

場所：1 号館 2 階 128 教室

講師：大江洋一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

高見秀一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

コメンテーター：三島聡（法学研究科教授）

○知的ハンディキャップを負った青年の事件を担当して

日時：平成 26 年 4 月 15 日（火）13：00～14：30

場所：1 号館 2 階 122 教室

講師：高見秀一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

コメンテーター：三島聡（法学研究科教授）

○事件の真相に迫る一何が彼女をそうさせたかー

日時：平成 27 年 4 月 21 日（火）13：00～14：30

場所：法学部棟 3 階 730 教室

講師：大江洋一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

コメンテーター：三島聡（法学研究科教授）

○無実の人が無罪判決を受けるまでの道のりに、弁護士は何ができるかー無罪判決の裁判員裁判を素材に

日時：平成 28 年 4 月 19 日（火）13：00～14：30

場所：1 号館 3 階 132 教室

講師：高見秀一（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

亀石倫子（大阪弁護士会、本学法科大学院第 2 期生）

川上博之（大阪弁護士会、本学法科大学院第 3 期生）

コメンテーター：三島聡（法学研究科教授）

○違法行政にどうやって立ち向かうかータクシー規制をめぐる行政紛争を素材に

日時：平成 29 年 4 月 11 日（火）14：45～16：15

場所：1 号館 2 階 122 教室

講師：濱和哲（法学研究科非常勤講師、大阪弁護士会）

山下侑士（法学研究科非常勤講師、大阪弁護士会）

コメンテーター：渡邊賢（法学研究科教授）、重本達哉（法学研究科准教授）

○「債権法改正」と実務

日時：平成 30 年 4 月 17 日（火）13：00～14：30

場所：1 号館 2 階 122 教室

講師：仲田哲（法学研究科特任教授、大阪弁護士会）

コメンテーター：高橋眞（法学研究科教授）

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

8 カリキュラム・教育の在り方についてのプロジェクト・チームの設置と審議

平成 22 年 10 月専攻会議において、「ロースクールにおけるカリキュラムと教育の在り方検討会議」の名称で、専攻長のもとに、今後のカリキュラム（主として法律基本科目）と教育の在り方を検討するためのプロジェクト・チームを設置することとなった。法曹養

成専攻副専攻長（以下、「副専攻長」という）が議長となり、公法系、民事系、刑事系から選出された委員によって構成されるが、その他の専攻会議メンバーの出席も歓迎するものとされている。平成22年11月に第1回会合が開催され、カリキュラム、教育に関する課題の抽出が行われた後、平成23年3月までに計5回の会議を開いて、ロースクールにおけるカリキュラムと教育の在り方をめぐって集中的に審議が行われた。そこでの検討結果は、平成23年度からの未修者向け導入プログラムの開始（平成29年度以降は民法ⅠAでその内容を引き継いでいる）、共通的な到達目標モデルの学生への周知とシラバスなどによる授業での到達目標の明示など、教育内容および方法の改善に結実している《資料509参照》【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】。

なお、このプロジェクト・チーム自体は平成22年度までで終了しているが、その後は、同様の検討を専攻会議およびFD集会において行うことが常態化しており、これによって、教育内容および方法の改善に資する各種の施策が決定されている（全科目共通の出席要件の設定、成績評価基準に関する決定（複数の要素による評価、またその場合の記録方法、成績評価を相対評価で行う場合の基準等）、既修者向け導入プログラムの開始、入学前ガイダンスにおける学修指導の充実、アカデミック・アドバイザーとの連携方法、未修者教育の充実のためのカリキュラム変更（単位数の増加や通年開講科目の解消等）等がその例である。

また、平成26年度からは、法曹養成専攻体制検討委員会が設置されており、この委員会でも、教育に関する課題が議論されている。たとえば、平成28年度第1回の委員会では、2年次に配当される法律基本科目の前期と後期のバランスの見直しや、必修科目以外で、唯一4単位科目であった「労働法」を、各2単位の「労働法Ⅰ」および「労働法Ⅱ」に分割するなどの見直しが検討され、専攻会議での議を経て、平成29年度より実施されている。

さらに、平成29年度にカリキュラム検討委員会（自己評価委員および憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の担当教員を構成員とする）を設置した上で、必修科目において「共通的な到達目標モデル」と授業が対応しており、かつ、その対応が明示されていることを確認し、「共通的な到達目標モデル」のうち、必修科目全体を通して授業で対応していない項目については、その旨を特に明示すること（ただし、いずれの時点において明示するかは、各教員の判断による）とした。

資料 509 ロースクールにおけるカリキュラムと教育の在り方検討会議開催日時・議題

平成 22 年 11 月 16 日

1. 会議の目的と問題の所在と思われるもの
2. 問題の現状 法務省からの資料より
3. 次回までに行うことと、次回の検討事項
4. 専攻会議で出された意見

平成 22 年 12 月 14 日

1. 教育内容関係
2. カリキュラム関係：基礎演習構想の検討
3. AAの提供授業とLSの授業との連携確保
4. その他

平成 23 年 1 月 11 日

1. カリキュラム関係：基礎演習構想の検討
2. 教育内容関係
3. AAの提供授業とLSの授業との連携確保
4. その他

平成 23 年 2 月 15 日

1. 基礎演習の検討
2. 合格者アンケート結果の分析
3. その他

平成 23 年 3 月 8 日

1. 共同到達目標と授業との関連性
2. 今後の検討課題

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、開設当初から、研究者教員と実務家教員からなるFD委員会を組織し、少なくとも年2回、授業評価アンケートを実施するとともに、FD集会を開催することにより、アンケートの結果や学生の成績等も参考にしながら、教育方法その他教育に関する問題について意見交換および議論を行い、それを通じて教育に関する問題の発見およびその解決を図る努力を続けている。また、FD集会と並んで、民事系・刑事系など分野ごとに、実務家教員と研究者教員による懇談会を開催することを通じて、個別の分野においても教育方法等の改善や、実務家教員と研究者教員の共同による教育の在り方についての検討を行っており、実務家教員と研究者教員との間において積極的な情報交換を図っている。

また、比較的小規模である本法科大学院では、担当教員制やオフィスアワーによって個々の学生の学習環境の現状や問題が把握されており、担当教員による面接を通じて得られた情報は教員間で共有され、またFD集会で検討されることを通じて、学習環境や教育方法の改善に活かされている。

2 課題

教員同士の授業見学は、法律実務基礎科目の授業に関する実務家教員と研究者教員の協力に関する平成30年4月の専攻会議の決定を受けて、同月27日に実務家教員担当の「民事訴訟実務の基礎」の授業を民事系の研究者教員が見学するなど、随時、個別的には行われているものの、組織的には行われていない。平成24年度のFD委員会において、授業参観の在り方について検討を開始し、現在も引き続き検討している。

教育の内容・方法等の改善のための方策については、FD集会の開催およびプロジェクト・チームによる教育の在り方をめぐる検討などを通じてその具体化がかなりの程度進められてきているが、引き続き、継続的に検討されることが肝要である。

実務家教員と研究者教員との連携を深める機会を、今後も継続的にもつ必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院の教育上の理念は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指すことにある。真のプロフェッションと呼び得るためには、①新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲、②実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力、および、③人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲、の3つの資質を兼ね備えていなければならない。本法科大学院における教育は、学生にそのような資質を身につけさせることを目的とするものである《別添資料6 大阪市立大学ロースクールパンフレット、および資料601参照》。

本法科大学院は、公平性・開放性の確保を前提に、上記のような教育上の理念および目的を踏まえて、本法科大学院における厳しい教育に耐えうるだけの基礎的な学力を備えていることに加え、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることをすべての入学者に求めることを、アドミッション・ポリシーにおいて明示している。そしてさらに、人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようという姿勢は、異なる経験を有する者との接触を通して育まれるものであることから、学生層の多様性の確保を重視することも、同様に明示している《資料602参照》。

資料 601 教育上の理念・目的

設置の趣旨

●教育上の理念、目的

大阪府立大学ロースクール（正式名称：大学院法学研究科法曹養成専攻）は、大都市大阪市の市域に設置される唯一のロースクール（法科大学院）として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

●真のプロフェッションと呼び得るためには・・・

第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。

第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。

第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

大阪府立大学ロースクールは、大都市という環境のなかで、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

●どのような法曹を養成するのか

大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大阪府立大学ロースクールは、上記の理念および目的を踏まえ、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法曹の養成を目指します。

第1は、複雑化かつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えらるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹です。

第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹です。

第3は、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹です。

【出典：法学研究科法曹養成専攻 Web サイト <http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/consept/index.php>】

資料 602 アドミッション・ポリシー

(1) 本専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力（文章の正確な読解力、理論的な推論・分析・判断を的確に行うことのできる能力、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力）を備えていなければならない。

(2) 人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。

(3) これらに加えてさらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

【出典：法曹養成専攻保管資料】

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

本法科大学院では入試委員会を設置している。専攻長、副専攻長および専攻会議構成員2名の計4名で入試委員会を構成する（法曹養成専攻入試委員会規程第1条・第2条）。入試委員会は、①学生募集要項に関する事項、②出題・採点委員の選任と出題・採点の実施に関する事項、③試験実施体制に関する事項、④合格者の決定に関する事項等について審議し、専攻会議に提出する原案を作成し、必要な場合に適切な措置を講じることを、その任務としている（同規程第4条）《資料603参照》。

平成30年度入学者選抜試験（平成29年度実施）以前の入学者選抜試験においては、まず、適性試験の成績に基づく第1次選抜が行われていた《資料611参照》。入試委員会が第1次選抜合格者の原案を作成し、専攻会議に提出し、専攻会議の承認を得て、第1次選抜合格者が確定する。第1次選抜合格者に対して実施される第2次選抜試験における3年標準型の小論文試験および2年短縮型の法律科目試験の出題および採点は、入試委員会が作成した原案に基づいて専攻会議で任命された出題・採点委員が、「その他の要素」の採点は、入試委員会が作成した原案に基づいて専攻会議で任命された採点委員が、それぞれ行う。また、出題・採点委員の決定後には、出題・採点委員に対し出題に関する留意事項を伝え確認するための会合が、毎年6月の専攻会議後の機会を利用して行われている。出題案の提出後には、研究科長および2名の副研究科長を中心に出題をチェックし、必要があれば出題委員により修正が施される《資料604参照》

そして、第2次選抜の可否は、3年標準型の受験者については、適性試験、小論文、および「その他の要素」の合計点に基づいて、2年短縮型の受験者については、適性試験、法律科目試験、および「その他の要素」の合計点に基づいて、判断される。入試委員会が原案を作成し、それに基づいて専攻会議が可否を決定するが、可否の確定には、専攻会議の判断を法学研究科教授会が承認することが必要とされている。

平成31年度入学者選抜試験に関しては、本法科大学院は適性試験の成績を用いないことを決定しており《資料605参照》、したがって第1次選抜は実施されず、可否の判断のための合計点に適性試験の点数が含まれないことになるが、この点を除き、上記の体制について大きな変更はない。もっとも、適性試験の成績を用いずに受験者の適性を判定するためには、適確かつ客観的に受験者の資質を判定することができるよう、これまで以上に留意しなければならない。出題内容等の適切性についてそのような観点から事前・事後の検討を行うための体制を、従来体制を強化する形で決定済みである《資料606参照》。

なお、合格者のうち入学手続を完了した者が入学定員を下回り、追加合格が必要となった場合には、専攻会議であらかじめ決められた追加合格候補者を対象として、入学者選抜試験における成績順に、入試委員会が順次連絡をとり、追加合格者を確定するという手続が採られている。

また、法学既修者の認定に係る業務は、本法科大学院においては、2年短縮型の受験者

に対して課される法律科目試験の採点を通して行われている。法律科目試験は、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、商法（会社法・商法総則）、民事訴訟法の6科目について実施され、各科目について2名の、それぞれの科目を担当する教員のなかから任命された出題・採点委員が出題および採点を行い、法学既修者として入学を認めることができる程度の法律基本科目についての基本的な知識や分析能力を有しているかどうかを判断している。

以上のように、本法科大学院においては、入試委員会を中心として、入学者の適性および能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制が整備されている。

資料 603 法曹養成専攻入試委員会規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規程は、法学研究科法曹養成専攻運営規程第5条の規定に基づき、法曹養成専攻（以下「本専攻」という。）の入試委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（組織及び任命）

第2条 委員会は、専攻長、副専攻長、法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された2名の入試委員、及び、次項の規定する入試委員が選出された場合はその委員をもって組織する。委員長は互選によって決する。

2 専攻会議は、必要に応じ、さらに入試委員を選出することができる。

（任 務）

第4条 委員会は、次の事項を審議し、原案を専攻会議に提出するとともに、必要な場合には適切な措置を講じる。

- (1) 学生募集要項に関する事項
- (2) 出題・採点委員の選任と出題・採点の実施に関する事項
- (3) 試験実施体制に関する事項
- (4) 合格者の決定に関する事項
- (5) 専攻長又は専攻会議により入試委員会に付託された事項
- (6) その他入学者選抜試験に関する一切の事項

（委員会の運営）

第5条 委員会は、前条の審議事項を検討し、専攻会議に提案又は報告する。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

資料 604 法曹養成専攻（法科大学院）問題作成日程（2018年度）

以下、略

【出典：法学研究科法曹養成専攻保管資料】

資料 605 平成 29 年 10 月専攻会議記録（抜粋）

以下、略

【出典：法学研究科法曹養成専攻保管資料】

資料 606 平成 30 年 4 月専攻会議資料（抜粋）

以下、略

【出典：法学研究科法曹養成専攻保管資料】

基準6-1-3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本法科大学院の入学定員は、平成21年度入学者までは75名であり、3年標準型を40名程度、2年短縮型を35名程度としてきた。学生層の多様性を確保することに重きを置き、法学既修者以外の者の入学を予定する3年標準型に、全体の5割を超える定員を割り当ててきた。その後、平成22年度入学者からは、本法科大学院が、専門職大学院としての法科大学院に期待される法曹養成の中核的機関としての役割を今後とも十全に果たしていくためには、優れた学生を確保することにこれまで以上に努力するとともに、そうして確保した学生に、これまで以上にきめ細かい教育を行っていくことが不可欠であるという認識に基づき、入学定員を60名に削減したうえで、このうち3年標準型を30名程度、2年短縮型を30名程度とすることとした。その後さらに、全国的な法科大学院志願者の減少傾向の中でなお優れた学生を確保するため、平成28年度入学者からは、入学定員を30名に削減し、このうち3年標準型を10名程度、2年短縮型を20名程度とし、現在に至っている。従来、3年標準型入学者と2年短縮型入学者の人数にはそれほど大きな開きはなく、平成29年のようにむしろ3年標準型入学者数が上回ることもあり、入学者受入方針に掲げられた学生層の多様性を確保するという方針は維持されているものと考えられる。

入学者選抜試験は、入学者受入方針を踏まえて実施されている。3年標準型の入学者は、適性試験、小論文、および「その他の要素」のそれぞれの得点の合計点に基づいて、2年短縮型の入学者は、適性試験、法律科目試験、および「その他の要素」のそれぞれの得点の合計点に基づいて選抜している（なお、平成31年度入学者選抜試験においては、適性試験の成績は用いられない）。「その他の要素」としては、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されている（資料607参照）。

なお、入学者選抜試験においては、公平性と開放性の確保が徹底されており、大阪市立大学法学部出身者が優遇されることはない。平成30年度入学者中では、大阪市立大学出身者は、3年標準型では8名中■名（■%）、2年短縮型では9名中■名（■%）に過ぎない。

ちなみに、大阪市立大学では、平成28年度までは、大学全体の制度として「大阪市民およびその子」の入学料をその他の者よりも低く設定していたことから、多数の大阪市民を含む大阪市立大学や大阪近辺の大学の出身者が本法科大学院を志望する傾向があった可能性はある。しかし、平成29年度からは、法曹養成専攻については入学料は全員免除されることになり、その結果、上のような入学料の差異はなくなったために、公平性と開放性はよりいっそう確保されることとなる。

また、本法科大学院は入学予定者等に対する寄付の募集は行っていない。

さらに、障がい等を有する等の理由により、受験上の配慮を希望する者に対しては、個別

に対応する旨を学生募集要項に記載し、出願者からの申出に基づいて、個別に配慮の内容を決定している《資料 608 参照》。これまでに、別室での受験、試験時間の延長、ノートパソコンへの音声入力による答案作成等の要望に対応している《資料 609 参照》【解釈指針 6-1-3-1】。

資料 607 第2次選抜試験の配点等

ウ 第2次選抜試験の配点等

第2次選抜試験における配点は下記の表のとおりです。

区 分	適性試験	第2次選抜試験		その他の要素	合 計
3年標準型	100	小論文	100	40	240
2年短縮型	100	法律科目	500	40	640
		憲法	100		
		民法	120		
		刑法	70		
		刑事訴訟法	50		
		商法	80		
		民事訴訟法	80		

※「その他の要素」は、出願書類 1、4、9～12 に基づき評価します。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されます。

2年短縮型については、法律科目試験の各科目に基準点を設けます。下記の①又は②に該当する者は、他の科目の成績の如何にかかわらず、不合格となります。

①憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者

②商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいずれか2科目の試験成績が基準点に達しなかった者

なお、合否判定に際しては、総得点と同じ場合、第2次選抜試験（3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目）の成績上位者を優先することがあります。

【出典：別添資料7平成30（2018）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

資料 608 受験上・修学上の配慮を希望する者の出願について

6 受験上・修学上の配慮を希望する者の出願について

障がい等を有する等の理由により、本学の受験上・修学上の配慮を希望する者は、平成29年10月4日（水）までに、法曹養成専攻事務室に申し出て相談してください。

なお、10月5日（木）以降においても、可能な限り対応しますが、できる限り10月4日（水）までに申し出てください。

【出典：別添資料7平成30（2018）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

資料 609 受験上の配慮について

出願年度	出願区分	障がい等の内容	受験上の配慮の内容
平成 20 年	3 年標準型 2 年短縮型		車での入構および駐車 車椅子での受験 (試験室左側中央座席指定)
	3 年標準型		あまり太陽光の入らない部屋での受験 問題文の 1.5 倍拡大 試験時間の 1.3 倍延長 別室受験
平成 22 年	3 年標準型		問題文の 1.41 倍拡大 拡大鏡の使用
平成 23 年	3 年標準型 2 年短縮型		座台の使用
平成 24 年	3 年標準型		別室受験 試験時間の 2 時間延長 PC による解答 (PC の持込みおよび音声認識ソフトの使用可) 試験中の水分補給と常備薬の服用
	2 年短縮型		別室受験 試験時間の 1.5 倍延長 問題用紙の拡大版(1.2 倍)と原寸版の併用 ルーペの使用
平成 25 年	2 年短縮型		別室受験 排泄処理に長時間を要した場合の時間延長
平成 26 年	3 年標準型		補聴器 (FM 式以外) 及び予備電池の使用 最前列の座席指定
平成 29 年	3 年標準型 2 年短縮型		別室受験 試験時間の 1.33 倍の延長

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1 平成26年度から平成30年度の入学者選抜について

(1) 適性試験の扱いについて

3年標準型、2年短縮型のいずれの入学者選抜試験においても、最終的な合否判定に当たって、適性試験の成績および「その他の要素」が、本法科大学院が実施する小論文試験または法律科目試験の成績とともに、所定の割合で考慮される。そうすることによって、本法科大学院での履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力および表現力、そしてさらには学習意欲等を多面的に審査したうえで、合格者が決定される。

なお、2年短縮型の第2次選抜試験における適性試験の配点は、640点中100点にとどまっている(平成23年度入学者選抜試験以降)《資料610参照》。しかし第1次選抜として、入学者選抜試験の出願者数が募集人員の7倍程度を超えた場合には適性試験の成績による選抜が行われ、また平成25年度入学者選抜試験からは、適性試験の得点が本法科大学院の定める最低基準点に達しない者は不合格とされる。そして、最低基準点は、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定しており、これを受験者にも周知している《資料611参照》。このように、本法科大学院においては、適性試験を用いた入学者の適性および能力の判定が適切に行われている【改訂前の解釈指針6-1-4-1】【改訂前の解釈指針6-1-4-2】。

(2) 適性試験の成績以外による適性・能力の評価について

3年標準型の入学者選抜試験における小論文の試験は、法学未修者であっても法科大学院に進学する以上は当然に備えているべき一般的な判断力、思考力、分析力および表現力を判定するものであり、出題・採点に際しては、法学部出身者が有利にならないよう配慮されている。また、旧司法試験の短答式試験での合格実績や法学検定試験委員会が実施している法学検定試験等の成績は、入学者選抜において一切考慮していない【解釈指針6-1-4-2】《資料612参照》。

2年短縮型の入学者選抜試験に合格した者は、専攻会議の決定を経て法曹養成専攻履修規程第24条に定める法学既修者と認定され、1年次配当の必修科目である人権の基礎理論、統治の基本構造、民法ⅠA、民法ⅠB、民法Ⅱ、民法Ⅲ、商法、民事訴訟法Ⅰ、刑法ⅠA、刑法ⅠB、刑法Ⅱ、刑事訴訟法の単位(以上、33単位分)を、原則としてすべて既に修得したものとみなされる(同規程第24条第1項および第2項。なお、平成28年度以前の入学者については、変更前の旧カリキュラムに従い、合計30単位分の1年次配当必修科目を既に修得したものとみなされる《資料413、414参照》)。

これに対応して、法学既修者の法律科目の入試科目および出題範囲は、憲法(100点)、民法(120点)、商法(会社法、商法総則)80点、民事訴訟法(80点)、刑法(70点)、および刑事訴訟法(50点)とされており、法学未修者コース1年次教育の必修科目および範囲をカバーする入試科目および範囲となっている【解釈指針6-1-4-3】。

また、平成29年度からは2年短縮型の法律科目試験の各科目に基準点を設けることとし、次の①または②に該当する者は、他の科目の成績の如何にかかわらず不合格となる。

①憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者

②商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいずれか2科目の試験成績が基準点に達しなかった者

(②については、平成31年度入学者選抜より、「商法および民事訴訟法の2科目の試験成績がいずれも基準点に達しなかった者」に改められる。なお、これを改めたのは、法学既修者認定において、教育上有益と認められる場合、6単位を限度として履修免除単位数を減少させることが認められている趣旨をより活かし、入学後に本法科大学院の科目を履修させることにより、基本的な力を涵養することの有益性を認識したことによる。)

さらに、2年短縮型入学試験に合格して入学した者は、1年次配当の法律基本科目の単位を修得したものとみなすこととしているが、商法、民事訴訟法、または刑事訴訟法の試験成績が本研究科の定める上記基準点に達しない場合には、当該試験科目に対応する上記科目の単位修得を認めないこととした。該当者は、入学後、当該科目を履修する必要がある。

このような基準点の活用により、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性および能力等がよりいっそう適確かつ客観的に評価されることになる【解釈指針6-1-4-3】《資料610参照》。

なお、本法科大学院では2年短縮型の入学試験において、学部3年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための特別の試験は、実施していない。ただし、飛び入学を希望する者については、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上(100点満点で80点以上)の成績が60単位以上である者に、出願資格を認めており、これによって適正な入学試験判定が行われると言える【解釈指針6-1-4-3】《資料613参照》。

資料 610 2年短縮型第2次選抜試験の配点

②平成 23 (2011) 年度入学者選抜試験から

区分	適性試験	第2次選抜試験	その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文 100	40	240
2年短縮型	100	法律科目 500 (各科目 100)	40	640

* 合計が同点の者が複数ある場合、合否判定に際しては、第2次選抜試験（3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目）の成績上位者を優先することがあります。

【出典：平成 25 (2013) 年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

③平成 29 (2017) 年度入学者選抜試験から

区分	適性試験	第2次選抜試験		その他の要素	合計
3年標準型	100	小論文	100	40	240
2年短縮型	100	法律科目	500	40	640
		憲法	100		
		民法	120		
		刑法	70		
		刑事訴訟法	50		
		商法 民事訴訟法	80 80		

* 「その他の要素」は、出願書類 1、4、9～12 に基づき評価します。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などが総合的に考慮されます。

2年短縮型については、法律科目試験の各科目に基準点を設けます。下記の①又は②に該当する者は、他の科目の成績の如何にかかわらず、不合格となります。

- ①憲法、民法、刑法のいずれか1科目の試験成績が基準点に達しなかった者
- ②商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいずれか2科目の試験成績が基準点に達しなかった者

なお、合否判定に際しては、総得点が同じ場合、第2次選抜試験（3年標準型：小論文、2年短縮型：法律科目）の成績上位者を優先することがあります。

【出典：別添資料 7 平成 30 (2018) 年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

資料 611 第1次選抜（抜粋）

ア 第1次選抜

適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、不合格となり、第2次選抜試験を受験することはできません。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定し、本研究科の Web サイト上で速やかに公表します。

また、2年短縮型及び3年標準型それぞれの入学試験について、出願者数が募集人員の7倍程度を超えた場合には、適性試験の得点が最低基準点に達している者についてもさらに適性試験の成績による選抜を行い、この選抜の合格者のみが第2次選抜試験を受験することができます。

【出典：別添資料 7 平成 30 (2018) 年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

資料 612 出願書類等（抜粋）

12	公的資格や特技 を証明する書類 (任 意)	<p>「公的資格や特技」は上記「9 自己評価書」において本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つことが明らかにされているものに限ります。これらはこのような観点からの評価の対象となるものであり、公的資格や特技それ自体の価値をランクづけするのではないことに留意してください。</p> <p>なお、旧司法試験短答式合格歴や、同論文式試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、その他法学関係の検定試験の成績は評価の対象になりませんので、提出しないでください。</p>
----	-------------------------------	--

【出典：別添資料 7 平成 30（2018）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

資料 613 出願資格（抜粋）

本法曹養成専攻に出願できる者は、「適性試験管理委員会」が実施した「2017 年法科大学院全国統一適性試験」を受験し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者です。ただし、日本国内の法科大学院を修了し、法務博士（専門職）の学位を有する者の出願は認めません。

・・・

(11) 平成 30 年 3 月 31 日の時点で大学に 3 年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を 90 単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上（100 点満点で 80 点以上）の成績が 60 単位以上であるもの

【出典：別添資料 7 平成 30（2018）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

2 平成31年度入学者選抜における入学者の適性および能力等の評価について

適性試験の任意化に際し、本法科大学院は、平成31年度入学者選抜においては適性試験の成績を用いないこととした。当然ながらその場合においても、公平性、開放性、多様性といった理念を堅持しつつ受験者の適性を適確かつ客観的に判定する必要があることは言うまでもない。また、そのような必要性は、法学未修者選抜のみならず法学既修者選抜についても同様である。以上の認識をふまえ、今後実施する入学者選抜の在り方については不断に検討を継続していく必要がある。平成30年秋以降に予定している平成31年度入学者選抜の実施に向け、現段階において決定している事項は以下のとおりである。

(1) 法学未修者選抜の方法について

本法科大学院における履修の前提として法学未修者に要求される資質については、小論文・筆記試験と書面による審査を組み合わせることにより、総合的に判定することが可能と考えられる（「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」p.4）。

本法科大学院は、平成31年度の3年標準型の入学者選抜につき、小論文試験および「その他の要素」による審査により、法学未修者に要求される資質を判定することとしている。従来は、適性試験の成績に基づく第1次選抜を合格した者に対し、適性試験100点・小論文100点・その他要素40点（合計240点）という配点での第2次選抜試験の成績をもとに選抜を行ってきたところ、平成31年度は第1次選抜は行わず、小論文200点・その他要素40点（合計240点）という配点での選抜を行うことになる《資料605参照》。

小論文試験については、読解力を判定するための長文読解の要素を含めるとともに、合わせて1000字程度を超える記述を求める内容とする。また、その題材や設問は、単なる知識等を試すものではなく、適切に資質を判定することができるよう、留意して設定される。これらの点は、前年度までの入学者選抜における小論文試験の出題と大きく変わるところはないが、適性試験の成績を使用しなくなったことをふまえていっそうの配慮がなされるよう、上記の点を方針として明確化したうえ、出題・採点の担当者に対しても確認を行うものとしている《資料614参照》。

「その他の要素」による審査は、①在籍したすべての大学及び大学院の成績証明書、②自己評価書（法曹を目指す動機、これまでの学習および研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまな経験、ならびに特技のうち、本法科大学院での学修や将来の法曹としての活動に役立つものを記載し、それらに基づいて、自身の法曹としての適性について2000字以内で記載したもの）、③成績申告書、さらに、任意で提出することのできる④語学能力を証明する書類および⑤公的資格や特技を証明する書類（法律学に関するものを除く）といった書面に基づいて行われる実績等の審査である。これにより、人物審査の要素も含め、多様な観点から受験生の資質が評価されるよう、「その他の要素」の採点担当者に対して確認が行われる《資料614参照》。この点も、前年度までの「その他の要素」による審査と同様である《資料607、資料616参照》。

そして、これらの評価の客観性を確保するために、小論文試験と「その他の要素」の審査のそれぞれによって、どのような能力を判定するのかを公表する。本法科大学院はアドミッション・ポリシーにおいて、すべての入学者に、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現

する能力を、基本的な学力として求め、これに加えて、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および人々のためそして社会のために困難な仕事を遂行しようとする志を有する人物であることを求めている。法学未修者の選抜における小論文試験においては、上記のような基本的な学力としての各能力が判定され、そして「その他の要素」の審査では、上記のような人物性を含む資質に関する評価が行われるものであるところ、そのことは、学生募集要項において公表することを決定している《資料 615 参照》。

また、小論文試験については、その出題・採点に際して配点や採点基準を明確にして客観的な判定が可能になるようにするとともに、可能な範囲で公表することを決定している。この点は、小論文試験の出題・採点を担当する教員にもあらかじめ明示して確認することはもちろん、試験チェック体制（当面の間は専攻会議）においてもその適切性や公表の範囲が検討される《資料 614 参照》。試験実施の前後においては、基準 6-1-2 について述べたとおりの出題前の検討体制に加え、新たに充実をはかったチェック体制において、出題内容等が適切であるかを検証する内部的なチェックを行うことを決定している《資料 606 参照》。なお、小論文試験の採点および「その他の要素」の審査については、複数の者により実施されている。

なお、3年標準型の入学者選抜試験における小論文試験の出題・採点に際しては、法学部出身者が有利にならないよう配慮されること、また、「その他要素」の採点において、旧司法試験の短答式試験での合格実績や法学検定試験等の成績が考慮されないことは、上記 1 (2) に記したのと同様である【解釈指針 6-1-4-2】《資料 612 参照》。

(2) 法学既修者選抜の方法について

法学既修者選抜については、法律科目試験を実施することにより、本法科大学院における履修の前提として要求される資質を一定程度評価することは可能であると考えられる（「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」p. 5）。一方、受験者の資質を適確かつ客観的に判定するためには、様々な方法・観点による入学者選抜となるような工夫も重要である。本法科大学院では従来より、法学既修者選抜においても、法学未修者選抜と同様の「その他の要素」による審査を行っており、受験者の資質の判定が適確かつ客観的なものとなるよう、また、アドミッション・ポリシーに合うように、選抜を行ってきた。

平成 31 年度の 2 年短縮型の入学者選抜においても、以上の点に変わりはない。もともと、従来は適性試験の成績に基づく第 1 次選抜を合格した者に対し、適性試験 100 点・法律科目試験合計 500 点・その他要素 40 点（合計 640 点）という配点での第 2 次選抜試験の成績をもとに選抜を行ってきたところ、今後は第 1 次選抜は行わず、法律科目試験合計 500 点・その他要素 40 点（合計 540 点）という配点での選抜を行うことになる《資料 615 参照》。

本法科大学院のアドミッション・ポリシーにおいては、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を、基本的な学力として求めているのは前述のとおりである。本法科大学院が行う法律科目試験は、いずれの科目についても、論点の暗記のみによっては適切に解答できないような記述式問題が出題されており、適性試験の成績を用いなくなっても、上記の基本的な学力は、法律科目試験において適確に判定することが可能なものである。こ

の点は、平成31年度入学者選抜試験においても変わるところはない。

上記のような法学既修者選抜においても、法学未修者の場合と同様、評価の客観性を確保するため、まず、法律科目試験と「その他の要素」の審査のそれぞれによって、どのような能力を判定するのかを公表する《資料615参照》。そして、法律科目試験に関しては、出題の趣旨について公表を行う。そのうえ、その出題・採点に際して配点や採点基準を明確にして客観的な判定が可能になるようにするとともに、可能な範囲で公表することを決定している。各科目の試験の出題・採点を担当する教員にも、これらの点はあらかじめ確認されることはもちろん、試験チェック体制においてもその適切性や公表の範囲が検討される《資料606、614参照》。これらの検討を含めて、試験実施の前後においては、基準6-1-2について述べたとおりの出題前の検討体制をより充実させた試験チェック体制において、出題内容等が適切であるかを検証する内部的なチェックを行うことを決定している《資料606参照》。これらの点も、法学未修者選抜と同様であり、客観的な判定が可能となるような体制がすでに整えられている。

なお、平成31年度の2年短縮型の入学者選抜試験に関しては、法律科目試験の科目および出題範囲と法学未修者コース1年次教育の科目および範囲とが対応していること、修得したものとみなされる単位、各試験科目の基準点の設定およびその活用、および飛び入学を希望する者の出願資格の認定基準について、上記1(2)に記したのと同様である【解釈指針6-1-4-3】。

以上のように、本法科大学院の平成31年度入学者選抜については、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施されることが決定されており、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力および表現力等が、適確かつ客観的に評価されるための体制がすでに整えられている《資料606、614、615参照》【解釈指針6-1-4-1】。

資料614 平成30年4月専攻会議資料（抜粋）

以下、略

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料615 平成30年3月専攻会議資料（抜粋）

以下、略

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

本法科大学院では、入学者選抜試験の公平性・開放性を確保するため、定員に社会人特別枠や他学部出身者特別枠を設けていない。しかしながら、出願書類として、卒業（見込）証明書のほかに、①在籍したすべての大学および大学院の成績証明書、②自己評価書、および③成績申告書を提出させており、さらに任意に、④語学能力を証明する書類および⑤公的資格や特技を証明する書類（法学関係の検定試験を除く）の提出を認めており《資料616 参照》、これらの提出書類に基づいて、多様な知識と経験を「その他の要素」として考慮し、合格者判定に反映させている。すなわち、社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験および社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本法科大学院での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部または大学院での成績、外国語の能力などを「その他の要素」として総合的に審査したうえで、その結果を得点化し、合格者判定に反映させている【解釈指針6-1-5-1（1）】。

入学者選抜試験への出願者のうち、とりわけ実務等の経験を有する者（原則として1年以上学業以外の活動に従事する者）については、これを一律に合否判定において優遇するのではなく、実質的な評価を行う。すなわち、上記の出願書類のうちの②自己評価書や⑤公的資格等証明書類等の審査を通して、その経験の実質を評価したうえで、それが本法科大学院での学修や将来の法曹としての活躍に役立つものであるかどうかという観点から、「その他の要素」の採点に加味している【解釈指針6-1-5-1（2）】。

出願資格自体についても、「個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」には《資料617 参照》、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、公認会計士のうちいずれかの資格を取得し、出願時においてその資格に基づく3年以上の実務経験を有する者で、かつ、出願する年度の3月31日までに22歳に達するものが含まれることとして運用する旨を、平成27年に決定している。この出願資格の認定にあたっては、公的な資格の証明書類および在職証明書（根拠となる資格により3年以上の実務経験を有する証明）の提出を求めており、実務経験を適切に評価するよう努めている〔平成27年1月専攻会議決定等〕【解釈指針6-1-5-1（2）】。

以上のように、本法科大学院は、入学者選抜に当たり、多様な知識または経験を有する者を入学させるよう努め、多様性を確保している。他学部出身者または社会人の占める割合が近年好転しているのも、その顕著な証左と言えよう《様式2-1 参照》。

資料 616 出願書類 (抜粋)

3	卒業 (見込) 証明書	<p>在籍又は出身の大学 (学部) の長等が作成したもの (厳封不要)。 複数の大学を卒業している者は、そのうち一つの大学の卒業証明書のみで結構です。大学院で学位を取得している者は、これに代えて学位取得を証明する書類を提出してください。成績証明書が卒業 (見込) をも証明している場合には、それとは別に卒業 (見込) 証明書を提出する必要はありません。 「2 出願資格」(11) (1 ページ) に該当する者は卒業 (見込) 証明書に代えて在学証明書を提出してください。</p>
4	成績証明書	<p>在籍又は出身の大学 (学部) の長等が作成したもの (厳封不要)。 在籍したすべての大学及び大学院の成績証明書が必要です。大学に編入学した者が「出願資格」(11)により出願する場合には、編入学の前の課程 (この場合、短期大学及び高等専門学校等を含みます) の成績証明書が必要です。</p>
9	自己評価書	<p>法曹を目指すに至った動機やこれまでの学習及び研究、職業経験、主婦・主夫としての経験、ボランティア経験、各種団体における指導者や組織の一員としての経験などさまざまな経験、並びに特技のうち、本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つものを記載して、それらに基づいて自身の法曹としての適性について、2,000 字以内で記載してください。パソコン等を用いて作成する場合には、A4 用紙 1 枚に 10~11 ポイント、40 字×25 行 (本文) で 2 枚に印刷してください。手書きの場合には、A4 版横書きの原稿用紙に記載してください。いずれの方式による場合にも、その上部に「自己評価書」という標題を記入したうえ、署名 (手書き) し、ホッチキス (ステープラー) などで左上をとじてください (各ページの上部に標題を記入し、署名してください)。</p>
10	成績申告書	<p>学部の成績について、本研究科所定の様式 (11、13 ページ) に従って申告書を作成してください。詳細は、「成績申告書の書き方」(9 ページ) を参照のこと。</p>
11	語学能力を証明する書類 (任意)	<p>英語のほかに、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、韓国・朝鮮語、スペイン語、イタリア語も考慮対象となります。これら以外の外国語については、個別に問い合わせてください。ただし、いずれかの国家の制定法 (ただし、特定の人的集団のみに適用される法を除く) を定めるために用いられている言語に限ります。 外国語能力の証明書は、受験票に写真を貼付するなど受験手続が厳正な試験に基づき、かつ、一般的に信頼度の高い機関が発行したものでなければなりません。 英語については、TOEFL 又は TOEIC の成績証明を提出することが望ましいですが、実用英語検定などその他の検定の合格証明書の提出も可とします。TOEFL、TOEIC は、公式の試験に基づき発行される公式認定証 (TOEFL の Examinee's Score、TOEIC の Official Score Certificate) を提出する必要があります。TOEFL の ITP 又は TOEIC の団体特別受験制度 (Institutional Program) を利用された場合、公式認定証が発行されませんので注意してください。 検定の受験時期や証明書の発行時期については特に制限を設けません。証明書は原本を提出のこと。ただし、原本が 1 通しか発行されないなどの事情で、それを提出することが困難である場合にはコピーでも結構です。成績の提出は志願者が他の必要書類とともに行ってください。試験実施主体からの直送方式は受け付けません。</p>
12	公的資格や特技を証明する書類 (任意)	<p>「公的資格や特技」は上記「9 自己評価書」において本専攻での学修や将来の法曹としての活動に役立つことが明らかにされているものに限ります。これらはこのような観点からの評価の対象となるものであり、公的資格や特技それ自体の価値をランクづけするのではないことに留意してください。 なお、旧司法試験短答式合格歴や、同論文式試験の成績、日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績、その他法学関係の検定試験の成績は評価の対象になりませんので、提出しないでください。</p>

【出典：別添資料 7 平成 30 (2018) 年度大学院法学研究科法曹養成専攻 (法科大学院) 学生募集要項】

資料 617 出願資格（抜粋）

本法曹養成専攻に出願できる者は、「適性試験管理委員会」が実施した「2017年法科大学院全国統一適性試験」を受験し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者です。ただし、日本国内の法科大学院を修了し、法務博士（専門職）の学位を有する者の出願は認めません。

・・・

(10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成30年3月31日までに22歳に達するもの

【出典：別添資料7平成30（2018）年度大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、平成21年度までは1学年75名であったが、平成22年度より、1学年60名に削減した。したがって、平成22年度に3年標準型に入学した者が3年生となった平成24年度からは、3学年全体の収容定員は180名となっていた。これに対して、在籍者数は、休学中の者も含めて、平成24年度146名、平成25年度127名、平成26年度89名、平成27年度69名と、収容定員を大幅に下回ってきた《資料618参照》。さらに、全国的な法科大学院志願者の減少傾向の中でなお優れた学生を確保するため、平成28年度の入学定員を2年短縮型20名程度および3年標準型10名程度の合計30名と削減した。この結果、平成30年度の収容定員は90名となったが、在籍者数は52名であり、依然として大幅な定員割れの状態が続いている。

こうした定員割れの状況が、本法科大学院の創設以来続いており、在籍者数が収容定員を上回るという事態に直面したことがないため、そうした状態が恒常的なものとならないための措置も、これまでのところは講じていない【解釈指針6-2-1-1】。

資料618 在籍者数一覧

	1年次生	2年次生	3年次生	合計	収容定員
平成21年	42	67	74	183	225
平成22年	38	59	65	162	210
平成23年	36	59	55	150	195
平成24年	37	53	56	146	180
平成25年	30	53	44	127	180
平成26年	20	31	38	89	180
平成27年	15	19	35	69	180
平成28年	11	22	20	53	150
平成29年	15	20	20	55	120
平成30年	15	21	16	52	90

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

本法科大学院においては、平成24年度までは毎年度、過去の入学者選抜試験における入学手続率を考慮して、入学定員を上回る数の合格者を出してきた。しかしながら、入学者が募集定員を大幅に上回ることがないよう、合格者の数をやや控え目に決定してきたため、入学手続者数が入学定員を下回り、若干名の追加合格者を出すことが恒常化していた。したがって、入学手続者数と入学定員との乖離はほとんどない状態が続いてきた《資料619参照》。

ところが、平成25年度入学者選抜試験においては、出願者が大幅に減少し、その状況のもとで入学者選抜試験の競争性を維持した結果、入学定員を大幅に下回る入学者しか確保できないという事態となった。すなわち、平成25年度入学者選抜試験においては、入学定員を充たすことよりも、入学者選抜試験の実質競争倍率が2倍を下回らないことを重視したために、3年標準型で19名、2年短縮型で26名、合計で45名の入学者しか確保できなかった。

入学者が入学定員を大幅に下回る状態が恒常化することは望ましくないため、本法科大学院では、平成25年度入学者選抜試験終了後ただちに、入学者選抜試験の改革について検討を始め、試験日が、関西圏の国立大学の入学者選抜試験がすべて終了した後の、12月上旬に設定されていることが、出願者を少なくしている一因ではないかと考えられたことから、平成26年度入学者選抜試験は、これまでよりも1か月以上早い10月下旬に実施することを決定した。また、2年短縮型の法律科目試験において、5科目すべてを同等に扱っていることが、志願者の減少、とりわけ、他学部出身の志願者や社会人経験のある志願者の減少につながっている可能性が高いことが判明したため、平成26年度入学者選抜試験からは、他学部出身の志願者や社会人経験のある志願者の間では、必ずしも習熟のレベルが高くはないと考えられる商法と民事訴訟法の配点を少なくし、民法、刑事法の配点を多くすることを決定した。

こうした措置を講じてはきたものの、平成26年度および27年度の出願者数は減少する一方で増加に転じることはなく、そのような中で、入学者選抜試験の実質競争倍率が2倍を下回らないことを重視したため、入学定員を大幅に下回る入学者しか確保できなかった。

このため、さらなる措置として、平成28年度入学者選抜試験からは入学定員を削減し、2年短縮型20名程度および3年標準型10名程度の合計30名としたことから、入学定員充足率は上昇した【解釈指針6-2-2-1】。しかし、依然として入学定員割れの状態が続いている。

もともと、平成26年度から平成29年度の4年間において、入学定員充足率は、平成26年度および平成27年度の2回、50%を下回ったものの、平成28年度には56.7%、平成29年度は63.3%、平成30年度は56.7%であることから、所定の入学定員と著しく乖離しているとは言えない【解釈指針6-2-2-2】。

入学者数の合計は、平成26年度から平成30年度までは毎年10人以上であることから、双方向的または多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施するための入学者数を確保して

いる【解釈指針6-2-2-3】。

	出願区分	募集定員 (A)	第2次選抜 合格者数	追加合格者数	入学者数（追 加合格者含 む）（B）	定員充足 率（%） （B/A）
平成16年度	3年標準型	40程度	59	7	37	—
	2年短縮型	30程度	55	2	32	—
	合計	75	114	9	69	92.0%
平成17年度	3年標準型	40程度	55	6	30	—
	2年短縮型	35程度	52	4	41	—
	合計	75	107	10	71	94.7%
平成18年度	3年標準型	40程度	64	4	38	—
	2年短縮型	35程度	49	5	36	—
	合計	75	113	9	74	98.7%
平成19年度	3年標準型	40程度	61	7	39	—
	2年短縮型	35程度	56	0	37	—
	合計	75	117	7	76	101.3%
平成20年度	3年標準型	40程度	60	8	36	—
	2年短縮型	35程度	51	5	35	—
	合計	75	111	13	71	94.7%
平成21年度	3年標準型	40程度	53	6	38	—
	2年短縮型	35程度	47	14	36	—
	合計	75	100	20	74	98.7%
平成22年度	3年標準型	30程度	46	8	27	—
	2年短縮型	30程度	68	8	27	—
	合計	60	114	16	54	90.0%
平成23年度	3年標準型	30程度	44	13	28	—
	2年短縮型	30程度	71	1	30	—
	合計	60	115	14	58	96.7%
平成24年度	3年標準型	30程度	48	3	27	—
	2年短縮型	30程度	71	5	28	—
	合計	60	119	8	55	91.7%
平成25年度	3年標準型	30程度	30	1	19	—
	2年短縮型	30程度	59	1	26	—
	合計	60	89	2	45	75.0%
平成26年度	3年標準型	30程度	23	0	7	—
	2年短縮型	30程度	36	0	8	—

	合 計	60	59	0	15	25.0%
平成 27 年度	3 年標準型	30 程度	19	0	7	—
	2 年短縮型	30 程度	31	0	10	—
	合 計	60	50	0	17	28.3%
平成 28 年度	3 年標準型	10 程度	16	0	7	—
	2 年短縮型	20 程度	24	0	10	—
	合 計	30	40	0	17	56.7%
平成 29 年度	3 年標準型	10 程度	20	0	12	—
	2 年短縮型	20 程度	16	0	7	—
	合 計	30	36	0	19	63.3%
平成 30 年度	3 年標準型	10 程度	18	0	8	—
	2 年短縮型	20 程度	16	0	9	—
	合 計	30	34	0	17	56.7%

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本法科大学院の入学定員は、平成21年度までは、3年標準型が40名程度、2年短縮型が35名程度の合計75名であったが、平成22年度からは、3年標準型と2年短縮型のいずれも、30名程度の合計60名に見直した。

本法科大学院の過去5年間の入学者選抜試験における受験者数、合格者数、および競争倍率の推移は、資料620のとおりである。

平成24年度入学者選抜試験では、入学者選抜試験の競争性を確保しつつ入学定員をほぼ充足することが可能であったが、平成25年度の入学者選抜試験において、大幅な受験者数の減少が生じ、入学者選抜試験の競争性を確保しつつ入学定員を充足することが困難な状況が生じた。そして、定員の充足よりも競争性の確保を重視すべきであるという専攻会議の判断に基づいて、入学者選抜が実施された結果、2年短縮型および3年標準型のいずれにおいても定員割れが生じた《資料619参照》。この状況が次年度以降も継続するかどうか予測が困難であったため、ただちに入学定員の削減を行うことはせず、まずは入試日程・配点の変更等を行い、その効果を検証したうえで、受験者数の減少は不可避であると判断されたならば、その段階で入学定員の削減についても検討することを、専攻会議において決定した。

しかし、平成26年度および27年度の入学者選抜試験においても、受験者数は減少の一途をたどり、定員割れの状況はより一層深刻なものとなったため、ついに平成28年度については、入学定員を2年短縮型20名程度および3年標準型10名程度の合計30名に削減した。以上のように、大胆な入学定員の見直しを含め、入学者選抜の改善に向けて取組を行ってきたが、なお定員割れの状況が続いている《資料619参照》。

このように厳しい状況の中でも、本法科大学院はできるかぎり競争性の確保に努めており、今後も改善をはかるべき状況ではあるが、総合すると一定の競争倍率（合格者数に対する受験者数の割合をいう【解釈指針6-2-3-1】。）を維持している。平成30年度入学者選抜試験では競争倍率が1.5倍となり2倍を下回ったものの、平成26年度から29年度までの入学者選抜試験において競争倍率が2倍を下回ったのは平成28年度の1回のみである《資料620参照》【解釈指針6-2-3-2】。

なお、本法科大学院の修了者のほとんどは、法曹を志し、司法試験を受験しているが、受験者数、合格者数、および合格率の推移は、資料621に示したとおりである。平成29年までの累積合格率は50.9%でありほぼ平均レベルにあるが、一方で合格率は低落傾向にあり、平成26年度以降は毎年、全国平均の合格率を下回っている状況にある。法曹養成の中核的機関としての役割を責任を持って遂行していくためには、合格率の低迷に対する対策として入学定員の削減を行う必要性を検討せざるをえない状況にあり、平成28年度に入学定員を上記のように削減したことは、上に述べたとおりである。平成29年度の司法試験合格率に関しては前年度に比して若干の改善をみたものの、今後も引き続き動向を注視し、

状況に応じて必要な措置を講じる必要があるものと認識している。

ちなみに、本法科大学院の専任教員数は、研究者専任教員10名、実務家専任教員1名、実務家みなし専任教員2名の合計13名であり、専門職大学院設置基準上、置くべきとされる専任教員数12名を満たしている。また、法律基本科目にはすべて、専任教員が配置されている（基準8-1-1に係る状況参照）。

資料 620 過去5年間の受験者数、合格者数、および競争倍率

平成 年度	2年短縮型			3年標準型			合計		
	受験者数	合格者数	倍率	受験者数	合格者数	倍率	受験者数	合格者数	倍率
26	73	36	2.0	47	23	2.0	120	59	2.0
27	62	31	2.0	39	19	2.0	101	50	2.0
28	39	24	1.6	21	16	1.3	60	40	1.5
29	34	16	2.1	38	20	1.9	72	36	2.0
30	31	16	1.9	21	18	1.2	52	34	1.5

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

資料 621 司法試験合格者数および合格率

	全法科大学院			大阪市立大学法曹養成専攻		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成18年度	2,091	1,009	48.3%	26	18	69.2%
平成19年度	4,607	1,851	40.2%	72	31	43.1%
平成20年度	6,261	2,065	33.0%	82	33	40.2%
平成21年度	7,392	2,043	27.6%	96	24	25.0%
平成22年度	8,167	2,074	25.4%	119	31	26.1%
平成23年度	8,765	2,063	23.5%	120	30	25.0%
平成24年度	8,387	2,102	25.1%	102	18	17.6%
平成25年度	7,653	2,049	26.8%	106	35	33.0%
平成26年度	8,015	1,810	22.6%	109	19	17.4%
平成27年度	8,016	1,850	23.1%	118	22	18.6%
平成28年度	6,899	1,583	22.9%	84	11	13.1%
平成29年度	5,967	1,543	25.9%	76	13	17.1%

【法曹養成専攻事務室保管資料より作成】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の入学者選抜の特長として、まずあげるべきは、大阪市立大学出身者のための特別枠を設けていないことはもちろん、他学部出身者特別枠や社会人特別枠なども設けておらず、入学者選抜試験の「公平性」と「開放性」を徹底して確保している点である。

それに加えて、入学者選抜試験の「公平性」と「開放性」とともに、入学者の「多様性」をも確保するために、出願者すべてに自己評価書等の提出を求め、出願者それぞれの社会人としての経験等を「その他の要素」としてきめ細かく評価している点も、特長としてあげることができる。実際、近年は他学部出身者または社会人の割合が上昇し、多様性を再び高めることができている。

従来、適性試験の成績を適切に用いながらもその配点は低く抑え、「その他の要素」による評価を法学未修者・既修者の区別なく行うことにより、適性試験に大きく依存せずに入学者の資質の判定を行ってきた。このことは、適性試験の任意化後に入学者の適性を適確に判断するに当たって有用な経験値の高さとも言えるであろう。

また、法学既修者の入学者選抜における法律科目試験については、平成29年度より各科目に基準点を設けており、細やかに入学者の能力を判定できる制度となっている。

2 課題

本法科大学院では、平成25年度以降の入学者選抜試験において、志願者の大幅な減少傾向が続いており、入学者選抜試験の競争性を確保するために、合格者を絞り込まざるを得ないという事態が生じた。その結果、2年短縮型および3年標準型のいずれにおいても定員割れが生じてきた。

また、平成25年度を除き、平成26年度～29年度の司法試験において、本法科大学院修了者の合格率が、全国平均の合格率を下回るという事態が生じてきた。法曹養成の中核的機関としての役割を責任を持って遂行していくためには、カリキュラムや教育方法の見直しとともに、入学者選抜試験の見直し、そしてさらには、教員1人あたりの学生数を少なくし、これまで以上に学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かな教育を実施していく必要がある。

以上のような事情から、平成28年度の入学者選抜からは入学定員を見直し、2年短縮型20名程度および3年標準型10名程度の合計30名を新たな入学定員とした。そのため、入学定員充足率は上がり、平成28年度以降は5割を超えているが、6割を超えたのは平成29年度のみであり、優秀な志願者の確保が引き続き課題となっている。

そして、適性試験の任意化後の入学者選抜はまだ1年目であることから、従来と同様に入学者の適性につき適確な判定を行い得ているかどうかは、今後も不断の検証が必要である。また、「その他の要素」の評価を含め、これまで入学者の資質の判定において培われてきた経験に基づく評価について、適性試験の任意化に伴い、適確かつ客観的な評価であることを可視化することが必要になったが、これをどのように明確にすればよいか、またどのように公表することが適切であるのかについても、今後引き続き検討していく必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 学習支援の全体像

本法科大学院の学習支援は、折々に行われる各種のガイダンス（説明会）、入学前のガイダンスに際して行われる個別相談、入学後に毎年担当教員により行われる面談、オフィスアワー、本法科大学院修了者である若手弁護士等によるアカデミック・アドバイザー制度等、多様な形で行われている。

第1に、折々に行われる各種のガイダンス（説明会）による学習支援がある。入学前には、入学者が入学当初から効果的な学習を始めることができるよう、入学手続き時の文書配付や個別相談、3月初旬には、新入生向けの説明会が行われる（詳細は後述2のとおり）。入学直後に、2年次生向けの導入プログラムが行われる。また、後期の期末試験終了直後と前期の授業開始時には開講科目の各担当教員による科目別の履修ガイダンスがあり、それぞれの授業の内容や進め方等を解説し、質疑応答の機会を設けている《資料 701 および 702 参照》。

資料 701 平成 30 年度前期ガイダンス式次第

法学研究科法曹養成専攻ガイダンス	
平成 30 年 4 月 2 日 (於 127 (+126) 教室)	
午前の部 (127 教室：新入生対象)	
1	あいさつ 10:00~10:15 (司会：教務委員) (127 教室) ①研究科長 勝田卓也教授 ②専攻長 小橋徳武教授 ③実務家教員代表 特任教授
2	履修に関する説明 (教務委員) 10:15~11:00 諸規程、履修方法、時間割、履修モデル、オフィス・アワー、特待生制度等の説明
3	各種手続に関する説明 (事務担当者) 11:00~11:30 履修記録、その他の手続等の説明 関係施設と使用方法等の説明 ①自習室の説明 使用規程の説明 ②資料室の説明 使用規程の説明 コピーカード等の説明 ③ITCの説明 内容と使用方法の説明 ④学情センターのガイダンス日紹介 ⑤情報推進課からのお知らせ ⑥その他
4	質疑応答 11:30~11:40
5	法学会会長あいさつと法学会の説明 (高橋眞法学会長) 11:40~11:50
(6)	生協説明 5分程度)
7	自習室庫くじ引き (昼休み)
午後の部 (全学生対象)	
127 教室 / 司会：教務委員	
8	全員に対する説明など (事務室からのお知らせを含む) 13:00~13:20
9	在学生から新入生に向けての挨拶 13:20~13:30
10	授業の準備に関する説明 (質疑応答を含む) 13:30~
<選択科目>	
①中国法	王 昊
②刑事政策	恒光 徹
③ドイツ法	守矢 健一
→ 【1年次生は126教室へ移動】	
④社会保障法	西村健一郎
⑤国際家族法・国際民事手続法	國友 明彦
→ 【3年次生は解散】	
<2年次生必修科目> 14:10 開演分予定	
①行政活動と法	重本 達哉
②民法IV	森山 浩江
③民法総合演習II	高橋 眞
④商法総合演習I	高橋 英治
⑤民事訴訟法II	鶴田 滋
⑥刑事訴訟法総合演習	高見 秀一・三島 聡
⑦法曹倫理・民事訴訟実務の基礎	原田 裕彦
126 教室 / 司会：教務委員	
<1年次生必修科目> 13:50 開演分予定	
①人権の基礎理論	渡邊 賢
②民法IA・IB	杉本 好夫
③民法III	森山 浩江
④刑法IA・刑法II	金澤 眞理

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 702 平成 29 年度新 2、3 年次生向けガイダンス

法曹養成専攻 2018 年度履修ガイダンス (新 2・3 年次生対象)	
2018.01. 法曹養成専攻教務委員	
1	日時 2018 年 2 月 14 日 (水) 13:30
2	場所 133、134 教室 (1号館)
3	内容
(1)	一般的説明 (平教務委員) 13:30~13:45 [133 教室] ⇒新 3 年次生はそのまま待機、新 2 年次生は 134 教室へ移動
(2)	新 2・3 年次別の配当科目説明
ア	新 3 年次生向け科目 13:45~ [133 教室] (司会：平教務委員) ① 民事執行・保全法 (仲田) ② 民法理論の展開 I (森山) ③ 商法理論の展開 (小橋) ④ 刑事法理論の展開 (高田昭正・三島) ⑤ 金融保険法 (吉井) ⑥ 民事再生・会社更生法 (高田賢治) ⑦ 労働法 II (根本) ⑧ 知的財産法 II (松村) ⑨ 刑事訴訟実務の基礎 (高見・杉本吉史) ⑩ 公法理論の展開 (松戸・渡邊) ⑪ 憲法訴訟理論の展開 (渡邊) ⑫ 公法系訴訟実務の基礎 (濱・山下) ⑬ 法文書作成 (山本)
イ	新 2 年次生向け科目 (一部) の説明 13:45~ [134 教室] (司会：鶴田教務委員) ① 刑事訴訟法総合演習 (三島)
※科目の順番は変動することがあります。	
★ガイダンス終了後、新 2 年次生、新 3 年次生は、自習室のくじ引きを行います。	
その他の新 2 年次向けの科目の説明は 4 月 2 日 (月) 午後から行います。	

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

第2に、履修モデルの提示による指導がある。本法科大学院は、大阪市が大都市であるがゆえに発生するさまざまな法的問題（具体的には企業の経済活動、社会的弱者を含む市民の日常生活、経済・社会のグローバル化に関わる問題）に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹を養成することを理念としている。その理念を実現すべく、企業の経済活動に関わる科目（経済法、経済法演習、経済法発展演習、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、国際経済法、国際取引法、金融・保険法、民事再生・会社更生法、中小企業法、中小企業向け法律相談など）、市民生活に関わる科目（社会保障法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、労働法演習、破産法、国際家族法、消費者法など）、グローバル化に関わる科目（国際法、国際人権法、国際経済法、国際取引法、国際財産法、国際民事手続法、英米法、中国法、ドイツ法など）を提供している。各学生が、各自の志望に沿い、かつ本法科大学院の教育の理念をふまえて、見通しをもって効果的に学習できるような科目の履修を進めていくことができるように、上記の理念に応じた3つの履修モデルを設定し、各種の説明会（特に新入生向け）においてもこれを提示して目安とするよう指導している《資料101参照》。

第3に、担当教員制が挙げられる。平成30年度の場合、学生4～5名ごとに教員2名ずつを担当教員として割り当て、個別に相談に応じている。担当教員は、毎年5月頃、受け持ちの学生全員と面談をするとともに、学生からの個別の相談にも臨機応変に対応できる態勢を取り、学生の個別の学習上・生活上の悩みに関する相談を受けている。またこの面談は、カリキュラムや資料室の蔵書、備品、ゼミ室の利用などについての要望を把握する機会となっている《資料703参照》。

資料703 担当教員一覧表

平成30年度 法曹養成専攻 クラス担任表								
1回生		2回生			3回生			
学籍番号	担任	学籍番号	担任	学籍番号	担任	学籍番号	担任	担任
	阿部・鶴田		王・金澤		阿部・鶴田		渡邊・山本	三島・仲田
	王・金澤		杉本(好)・和久井		三島・仲田		杉本(好)・和久井	森山・杉本(吉)
	森山・杉本(吉)		原田・松村		平・高橋(英)		森山・杉本(吉)	高橋(眞)・吉井
	平・高橋(英)		国友・重本		杉本(好)・和久井		原田・松村	国友・重本
	根本・高見		王・金澤		根本・高見		根本・高見	王・金澤
	国友・重本		国友・重本		三島・仲田		渡邊・山本	高橋(眞)・吉井
	渡邊・山本		三島・仲田		根本・高見		森山・杉本(吉)	杉本(好)・和久井
	平・高橋(英)		原田・松村		阿部・鶴田		阿部・鶴田	国友・重本
	阿部・鶴田		高橋(眞)・吉井		三島・仲田			
	杉本(好)・和久井				王・金澤			
	平・高橋(英)				渡邊・山本			
	渡邊・山本				平・高橋(英)			
	森山・杉本(吉)							
	根本・高見							
	高橋(眞)・吉井							

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

第4に、各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯などにオフィスアワーを設定している（詳細は後述3のとおり）。

第5に、広い意味で教務に関わる事項については、教務委員が、学生からの要望や相談・問合せに応ずることになっており、オフィスアワーや学期末の無記名アンケート（各科目の授業アンケートとは別に行われる）等を通じて、実にさまざまな相談等が寄せられる。カリキュラム一般や蔵書・備品などについての要望はもとより、クラス分けや期末試験日程、修了後の図書館・資料室の利用に関する要望などである。これにより、学習支援の体制の整備について不十分な点がないか、要望・意見をくみ取れるように努めている《資料704参照》。

資料704 教務関係のアンケート

授業カリキュラムについてのアンケート（教務関係のアンケート）

法曹養成専攻教務委員
2018年1月実施

以下の質問に対して、無記名で、一人一枚、回答してください。
書くスペースが足りない場合は、裏に記入してください。

- 1 あなたは、何回生ですか。
- 2 カリキュラム全体に対する意見があれば、自由に書いてください。
- 3 予習・復習を含めた全体の勉強時間と各科目の勉強時間のバランスについて意見があれば、自由に書いてください。
- 4 個別の科目に対する意見があれば自由に書いてください。
- 5 その他、意見要望があれば自由に書いてください。

学生から出された意見のうち対応可能なものにはできるだけ対応するようにしている。たとえば、平成27年度後期に行った教務関係アンケートにおいて、2年次配当の必修科目の数が前期に偏っているとの意見が多数あったので、これを受けて検討した結果、従来前期に開講していた科目を平成29年度から試験的に後期開講とすることとした。

第6に、本法科大学院修了者である若手弁護士等によるアカデミック・アドバイザー制度がある（詳細は後述4のとおり）。

以上のほか、本法科大学院では、教員と学生との距離をできるだけ縮め、学生が教員に質問や相談をしやすい環境をつくるよう心がけている。たとえば、各教員は、毎回の授業終了後、学生からの個別の質問に丁寧な答えるようにしているのはもちろんのこと、オフィスアワー以外の時間帯でも、学生の質問に可能なかぎり応じるようにしている。教員が教員室にいと、オフィスアワー以外でも学生が質問しに来ることもしばしばであり、また、教員がキャンパス内を歩いているのを学生が認めて、質問しに来るということも珍し

いことではない。なお、本法科大学院は、規模が比較的小さいこともあって、学習相談室のような独立した相談窓口は置いていない。教員が面談や電子メールにより随時相談に応じている。もっとも、重要な相談についてまで、個々の教員の対応に委ねているわけではない。相談を受けた教員が、専攻長、副専攻長や関係する教員と連絡を取り合い、専攻全体として取り組むようにしている。個々の教員の熱意と教員相互の協力体制により、学生の悩みや要望を吸い上げ、適正に解決できるよう努めているところである【解釈指針7-1-1-1】。

2 入学時における配慮

(1) 入学当初から効果的な学習を行う為の配慮

① 入学前に始まる学習支援としては、まず、1月の入学手続の際に、法学入門書や各科目の入門書等の紹介の文書や、前期開講科目の教科書・予習範囲に関する書面を配付する《資料705参照》。平成28年度からは、2年短縮型の新入生には、憲法、民法、刑法の入試問題またはそれに改変を加えたものについて3月の入学前ガイダンスまでに答案を書いてきてもらうという課題、3年標準型の新入生には、憲法、民法、刑法の教科書の指定箇所を読むという課題を出し、入学前学習を充実させている。

資料 705 入学時配付の推薦書等（抜粋）

自習用の推薦書について

1. 法学入門関連の推薦書について

特定の前期科目の予習のために必要というわけではありませんが、法科大学院での学修の前提として、法学に関する入門文献のうち下記のを推薦します。各科目で求められた予習文献を読むための基礎的な知識を得るといって学修の助けとなることと思います。

書店などで実際に見比べたうえで、各自の興味や法学知識に応じて、学修の助けとされることを推薦します。

<一般的な文献>

①道垣内（どうがうち）弘人『プレップ法学を学ぶ前に（第2版）』（弘文堂、2017年）

法解釈の仕方や判決の読み方など、法学を学び始めた頃に直面しがちな課題について、わかりやすい解説を加えた本です。

②松本恒雄ほか『日本法への招待〔第3版〕』（有斐閣、2014年）

法学の初学者向けに、法領域ごとに、裁判例・審決例の読み方と法的問題に関する解説、および法律用語集から構成されています。初学者を意識して難解な法律用語に関する丁寧な説明がなされているほか、知的財産権や労働法といった先端分野の最新の裁判例も扱っています。

（以下、略）

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

それに加えて、入学手続当日、法律基本科目担当教員、専攻長、副専攻長、教務委員が個別相談に応ずる。個別相談を通じて、学生の不安感等を取り除き、入学後の学習に円滑に入っていけるよう努めている。個別相談の内容は多岐にわたるが、入学までの勉強の仕方・程度、授業の形態や予習・復習の量などが含まれる。また、2年短縮型入学者は、平成25年度入学者から、入学試験の科目別の成績をふまえ、入学前に特に復習の必要が高いと考えられる科目がある場合にはこれを本人に通知し、個別相談を受けるよう指導している。平成28年度からは、上記に該当しない者でも、個別相談を受けるように指導している

《資料 706 参照》。

資料 706 個別相談指導を受けるようにとの通知

個別学習相談のご案内

受験番号 _____
 _____ 様

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻・平成 30（2018）年度入学者選抜試験合格、おめでとうございます。

さて、本専攻では、2年短縮型の受験者につきましては、適性試験、法律科目試験、その他要素の合計点で合否を判定しています。そのため、あなたは、総合成績で合格水準を超える点数をとられたことから合格されたことになります。しかし、このことは、あなたがすべての法律科目の試験について十分な成績を残されたことを必ずしも意味するわけではありません。あなた自身も、法律科目の試験を受験してみて、手応えのあった科目とそうでない科目が存在したのではないかと拝察します。

そこで、みなさんひとりひとりに4月からの本学の授業にきちんと対応できる態勢をつくっていただくために、**入学手続日1月9日（火）13：00～15：00まで、法学部棟11階大会議室にて教員による法科大学院での学修に関する個別学習相談を行います。**ここでは、2年短縮型の法律科目試験に関連する科目の授業を担当する教員が、当該科目についての法科大学院における学習方法についての相談を個別に受け付けます。どうぞ、あなた自身が苦手と感じている法律科目についての学習方法を見直し、入学前になにをどのように学んでおけばよいのかをつかむための機会として利用して頂きたいと存じます。必ずご参加ください。

なお、**あなたは、以下の法律科目の試験成績が、2年短縮型の合格者のなかで相対的に芳しくありませんでした。そのため、この科目については、学習が全般的に足りないのではないかと考えられ、入学前に精力的に勉強してその不足分を補っていただく必要があります。そこで、あなたは、当該法律科目の個別学習相談に、必ず参加するようにしてください。**そして参加の際、相談に応じる教員にこの紙を提示してください。

どうしても来られない場合は、別途日程調整をしますので法曹養成専攻事務室（06-6605-2301）に連絡してください。なお、受付時間は、祝日及び休業日を除く月曜から金曜 8：45～17：15 です（平成 29 年 12 月 29 日（金）～平成 30 年 1 月 3 日（水）まで年末年始のため休業）。

- 個別学習相談の必要な科目
 【 科目名 】

2017 年 12 月 22 日
 大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻教務委員
 平 覚・鶴田 滋

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

また、平成 28 年度からは、入学前から学習面について質問できるよう、質問受付用のメールアドレスを設け、新生に周知している。

② 次に、3月上旬の土曜日または日曜日には、新生向けに入学前ガイダンスを行っている（ただし、入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。欠席した学生には配付書類を送付している）。本法科大学院の便覧やシラバス、前期開講の各科目の資料集を配付したうえ、専攻長、教務委員等から、本法科大学院の教育の目的、概要等について説明し、さらに、憲法、民法、刑法の担当者が、提出された答案を見た上で、それに対する解説を行い、さらに科目ごとの勉強の仕方などについて説明している《資料 707 参照》。この段階で、学生は、分野別の勉強の仕方や各授業の全体像・狙いを理解することができ、また、配付資料に基づいて本格的に予習できる態勢になる。憲法、民法、刑法に

については具体的に自分の答案の問題点が理解できる。さらに上記に加えて、アカデミック・アドバイザーが授業の予習および復習の仕方、司法試験の受験に向けての心構えや準備の仕方などについて、自己の体験談を交えて話をする学習オリエンテーションを行っている。

資料 707 新入生向け入学前説明会式次第

2018年度 新入生向け入学前説明会	
2018年3月3日(土) 13時から 1号館 130,131,132教室	司会 教務委員
【3年標準型・2年短縮型共通】 132教室に集合 13:00 2年短縮型新入生は答案を提出	
1 専攻長あいさつ(小柿専攻長) 13:05~13:15	
2 教育に関する一般的説明 (1) シラバスの一般的説明(教務委員) 13:15~13:25 (2) ロースクールにおける勉強についての一般的説明(教務委員) 13:25~13:35	
3 事務的手続きの説明 13:35~13:50	
4 生協からの説明 13:50~13:55	
5 施設の見学(130教室~132教室、1号館1階自習室、法学部棟6階資料室、生協書籍部) 13:55~14:35	
【3年標準型】 130教室に移動	
6 科目別ガイダンス 14:45~15:45 憲法(渡邊教授)、民法(杉本(好)教授)、刑事法(三島教授)	
7 アカデミック・アドバイザーによる学習オリエンテーション(小川弁護士) 16:00~17:00 (頃)	
【2年短縮型】 131教室に移動	
6 アカデミック・アドバイザーによる学習オリエンテーション(梅壽弁護士) 14:45~15:45	
7 科目別ガイダンス 15:55~17:00(頃) 憲法(渡邊教授)、民法(杉本(好)教授)、刑事法(三島教授)	

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

③ 入学直後の学習支援としては、4月早々にあらためて説明会(全員参加)を行う。この説明会(履修ガイダンス)では、前期開講科目の各担当教員が出席し、それぞれの授業の内容や進め方について解説する。それとともに、担当の委員・職員が履修手続や自習室、資料室、図書館、データベース等の使い方などについて説明する《資料701参照》。また、4月の説明会后、2年次生向けの導入プログラムを行っている。導入プログラムは、複数の教員が担当し、今後法曹になる際に必要な学習を効果的に進めるために法科大学院での講義がどのような意味を持つのかを、学生各自に早期に認識させるために行っている《資料708参照》。

資料 708 導入プログラム概要

導入プログラム (新2回生対象) のお知らせ

- 1 日時：4月5日(木) 14:00~18:30 (予定)
全員必ず参加してください。(※) 終了時刻は前後する可能性があります。
- 2 場所：1号館2階127教室
- 3 スケジュール及び内容 (※) 下記のタイムスケジュールはおおよその目安です。
- ① 14:00~15:20 渡邊 賢 (憲法)
『司法試験と公法総合演習Ⅰの授業との関係：過去問を使って』
【注意事項】平成 26 年度の論述式問題(憲法)を適宜参照しながら解説を行いますので、
法務省HPから問題を入手し、ご持参ください。実際に問題を解いてくる必要はありませんが、可能であればざっと目をとおしてきてください。
- ② 15:35~16:55 森山浩江 (民法)
『何を求められているのか?——司法試験問題を実際に検討しながら考える』
【注意事項】2013年の司法試験の問題等を用いながら、今後どのような視点をもって学ぶことが重要になるか(特に、法学部や旧司法試験向けの学習との違い、要件事実の意味等)をお話します。問題を使って具体的に話しますので、必ず前もって平成 25 年の司法試験 論文式試験【民事系科目第1問】の問題
(<http://www.moj.go.jp/content/000111058.pdf> の 1~5 頁) を見ておき、
当日も持参してください。第1問には設問1~3がありますが、今回は設問1および設問2を中心とします。今の段階で自分が何を答案に書こうと考えるか、箇条書きでもよいので具体的にメモを作ってくるとなるとよいと思います。
- ③ 17:10~18:30 金澤真理 (刑法)
『刑法理論と論文式試験問題との距離』
学説が錯綜し、論文式試験問題を説くのに、何を重点的に学ばよいか分からない、という悩みをもつ人は少なくありません。具体的な問題に即して、刑法解釈論に必要な体系的思考方法と、重要論点への迫り方について考えます。
【注意事項】受講にあたり、司法試験の刑事法(刑法)の論文式試験の過去問を見ておいてください。特に、平成 29 年度の論文式試験の問題を、当日具体例としてとりあげる予定ですので、ご持参(できれば解いてきて)ください。

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

④ 以上のように、新入生向けには、授業開始までに3回にわたって入学後の学習環境等について説明するとともに入学前学習を行う機会を設けることによって、学生が本法科大学院での生活に速やかになじみ、入学前の段階から効果的な学習が行われるように配慮している。

(2) 1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮

法学未修者に対しては、上記 1 (1) で述べたように、まず1月の入学手続き時に、法学全般の入門書を示し、法学一般について概括的な知識を得ておくよう促すとともに、各科目につきどこをどのように勉強すればよいのかを示す《資料 705 参照》。そして、より具体的な準備学習の方法についての相談を希望する者に対しては、入学手続き時の個別相談や3月上旬の説明会での質疑応答において指導するようにしている。

カリキュラムに関しては、1年次前期では、法学の授業をまったく初めて受ける学生がいることを考慮して、必修科目を15単位以内にとどめている。なお、平成28年度までは1年次前期において履修可能な必修科目は12単位であったが、平成29年度から、これを15単位に増加させた。これは、本法科大学院での学習の前提となる知識・情報を修得さ

せ、本格的な法律基本科目の学習を適切に行う基礎を作るための授業機会を確保するためである《資料 201 参照》。このように、法律基本科目の予習・復習に時間をかけることができるようカリキュラムを組んでいる。

法学未修者については、法学の勉強方法などを内容として平成 28 年度まで行っていた導入プログラムの内容を、平成 29 年度以降は民法 I A に取り込んでいる。また、法学未修者対象の各講義においては、担当者は、対象学生の属性を念頭に置いて丁寧に説明するとともに、授業中に行われる質疑応答、レポート・中間テスト、さらには任意の授業アンケートなどを通じて、学生の理解度を確かめながら講義を進めている。個別にも、オフィスアワーでの質疑応答や前述の担当教員による個別面談において、法学未修者であることに留意しつつ、授業に付いて来ることができているかどうかを確かめ、必要に応じた助言を行っている。さらに、FD 集会（詳細については、基準 5-1-1 に係る状況 1 および 4 参照）においても、教員間で相互に情報交換しあい、それぞれの授業における指導に活かすよう努めている【解釈指針 7-1-1-1】【解釈指針 7-1-1-2】。

3 オフィスアワー等の措置について

各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯にオフィスアワーを設定するなどの方法により、学生からの質問や相談に応じている。学生には、オフィスアワーの時間帯を前学期の期末試験終了後（ただし、入学直後については授業開始直前）に開かれる全員参加の履修ガイダンスや初回の授業のほか、掲示により連絡している。なお、オフィスアワーにおける学生の来訪には事前予約は不要とするのが通常だが、事前予約を必要とする場合は、電子メールで連絡するよう伝えている《資料 709 参照》【解釈指針 7-1-1-3】。

資料 709 オフィスアワー一覧表

平成29年度後期

オフィスアワー 一覧表

担当者	事前連絡等
渡邊 賢	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
重本 達哉	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
高橋 眞	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
森山 浩江	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
杉本 好央	授業終了後
藤井 徳展	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
吉井 敦子	授業終了後
小柿 徳武	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
高田 昌宏	授業終了後
鶴田 滋	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
金澤 真理	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
川崎 英明	授業終了後
阿部 昌樹	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
高田 賢治	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
根本 到	授業終了後(水、木、金)
平 覚	授業終了後
早川 のぞみ	授業終了後
勝田 卓也	授業終了後
桐山 孝信	授業終了後
原田 裕彦	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
仲田 哲	授業終了後
山本 健司	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
松村 信夫	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
高見 秀一	授業終了後
杉本 吉史	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
和久井 理子	曜日、時間の設定をしませんのでメールで事前に予約してください。
赫 高規	授業終了後

【教員のメールアドレスは事務室で個別に問い合わせてください。】

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

4 各種教育補助者による学習支援体制について

アカデミック・アドバイザー制度が平成 21 年度から導入され、平成 22 年度から本格的に運用されている。この制度の下では、すでに若手弁護士として活躍している本法科大学院の修了者等がアカデミック・アドバイザーに就任し、教員の補助者として、学生に対する様々な学習上の指導・助言、とくに授業の理解や知識の定着のための補助的指導、文章作成の仕方、個別の学習相談などを行っている。授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、授業との連携をはかるため、各年度に3回程度（およそ7月、12月、3月）、教員とアカデミック・アドバイザーとの意見交換会を開催している。教員側とアカデミック・アドバイザーが相互に、授業との連携を意識した指導・助言の在り方や、学生の学習状況やニーズについての情報交換およびアカデミック・アドバイザーの指導クラス編成や日程などについて議論をしている《資料 710 参照》。平成 30 年度のアカデミック・アドバイザーによる指導は、学年別クラスによる指導、個別面接による学習相談およびメールによる学習相談から成り、以下のような体制で実施されている《資料 711 参照》【解釈指針 7-1-1-4】。

1 年次生向けには各科目の基礎を理解させるための指導が行われている。2 年次生・3 年次生向けには事例式問題も用いているが、基礎的事項の体系的理解を確実なものにし、それを自分の言葉で表現するように指導している。試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育ではなく、理解を伴わない機械的な暗記をさせることもしていない。受験技術優先の指導ではない。このことを周知徹底させるために、アカデミック・アドバイザーに対して、その就任時に「法科大学院における司法試験に関する指導方法等の具体的な取扱いについて（平成 26 年 7 月 2 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）」を配付している【解釈指針 7-1-1-5】。

資料 710 アカデミック・アドバイザーとの意見交換会日時・議題等

平成 30 年 3 月 2 日（金）18 時 30 分～20 時 15 分
 大阪市立大学梅田サテライト 108 教室
 （大阪駅前第 2 ビル・6 階）

出席者（敬称略）

AA：市村和也（3 年次生担当）、梅寄啓示、片岸寿文（以上、2 年次生担当）、小川 潤（1 年生担当）、向井雄紀（修了生担当）、家藤卓也（3 年生担当新任）

教員：森山、鶴田、小柿、金澤、渡辺、重本、高橋（眞）

1. AA の交代について（アナウンス）
2. 次年度の実施日程について（アナウンス）
3. 次年度の授業の進め方
4. アンケート結果、定期試験の結果および全般的な意見の交換

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

資料 711 平成 30 年度アカデミック・アドバイザー授業一覧

学年	授業日	担当者
1 年次生	指定の火曜（全 15 回） 18：10～	高見・小川・金（順）・金（容）・大久保
2 年次生	指定の木曜日（全 16 回） 18：30～	前嶋・梅寄・阿武・細場
3 年次生	指定の金曜日（全 23 回） 18：30～	市村・井上・高熊・安田・田淵・家藤

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1 経済的支援

本法科大学院は、平成29年度より、入学者全員に対して入学料を全額免除し、授業料を年間535,800円(学部や他の大学院と同額)に引き下げている(なお、平成28年度までは、入学料は222,000円(大阪市民またはその子)または382,000円(それ以外の者)、授業料は年間804,000円であった)。このように、法科大学院生に対して、日本一安い学費の負担しか求めていないことが、本法科大学院による経済的支援のなかで最も重要なものである。

他のほとんどの法科大学院では、学部や他の大学院よりもかなり多額の学費を求めており、それでは、法曹として活躍するための前提条件である司法試験受験資格を獲得するまでに、多大な経済的負担を要することになる。意欲や能力のある学生が、経済的な理由で法科大学院への進学を断念せざるを得ない現状は、そうした人たちの将来だけの問題ではなく、法曹全体の能力の観点からも大きな損失である。そのため、本法科大学院は、公立大学のロースクールとしての使命感から、学費の減免を行った。

経済的支援のためのその他の制度として、まず、日本学生支援機構による奨学金制度がある。平成29年度の奨学生は、第1種(無利子)が12人、第2種(利子つき)が6人である。

次に、本学全体に共通する制度として、家庭の経済状況に基づく入学料減免および授業料減免・分納制度が設けられている。平成29年度は、授業料の全額免除の対象となった者が2人、半額免除の対象となった者が4人、授業料分納の対象となった者が3人である。

さらに、本法科大学院独自の制度として、特待生制度がある。学期(新入生については入学試験)の学業成績が優秀な者について、その次の半期の授業料を全額あるいは半額免除するという制度である。全額・半額の免除が受けられた学生の数は、平成29年度の前期では、全額免除3人、半額免除4人、同年度後期では、全額免除3人、半額免除2人であった。この制度は、学生の学習意欲喚起・学力向上と経済的支援の両方に資するものである(資料712参照)。

資料 712 法曹養成専攻特待生制度取扱規程（抜粋）

（対 象）

第3条 特待生制度の対象者は、第5条に定める特待生選考委員会において、各学期の授業料の10割の割合による減免の推薦を受けた者（以下、「全額免除候補者」という。）又は5割の割合による減免の推薦を受けた者（以下、「半額免除候補者」という。）とする。

2 特待生選考委員会は、本専攻における直前の学期の学業成績に基づいて、各学期ごとに、特に成績が優秀であると認められる者を、特待生制度の対象者として推薦する。ただし、入学初年度の前期については、入学者選抜試験の成績に基づいて推薦する。

3 留年した（進級が認められなかった）者は、留年した当該年度は特待生制度の対象者となることはできない。

4 特待生制度の対象者数は、原則として、全額免除候補者の対象者数は、学生定員の1割以内、半額免除候補者の対象者数は、学生定員の2割以内とし、各学期ごとに、本専攻における在籍者数に基づいて決定される。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

その他、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等については、全学の学生を対象として学生支援課（学生担当）が担当し、掲示板およびポータルサイトによる紹介が行われているが《資料 713 参照》、随時必要に応じて、法曹養成専攻事務室からも法曹養成専攻の学生への周知が行われている【解釈指針7-2-1-1】。

資料 713 各種奨学金

【出典：大阪市立大学全学ポータルサイト】

2 学生生活に関する支援

まず、健康に関する相談・支援の機関として、保健管理センターが設置されている。毎年春に定期健康診断を行うほか、看護師が常駐し、平日9時から17時の間、いつでも健康相談や怪我の治療等に応じることのできる態勢をとっている。また、同所では、火曜日から金曜日には内科の診察が、月曜日から金曜日には臨床心理士によるカウンセリングが受けられる。さらに、神経精神科の専門医による診療・相談が年30回、整形外科の専門医による診療・相談が年6回行われている《資料714、715参照》。

資料 714 保健管理センター案内

保健管理センター

保健管理センターからのお知らせは、全学ポータルサイトに掲載しています。



診察日程

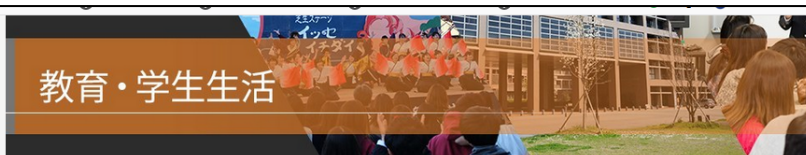
次のとおり、内科の診察を行っています。

受付日	時間
火曜日	午後1時30分～午後3時30分
水曜日	午前10時30分～午前11時30分
木曜日	午後1時30分～午後3時
金曜日	午後2時30分～午後3時30分

- ▶ 費用は原則として、一般医療機関の半額程度です。
- ▶ 日程は変更されることがありますので、全学ポータルサイトや学生サポートセンター、保健管理センター、全学共通教育棟1階の掲示に注意してください。
- ▶ 神経精神科の専門医による相談を年30回ほど、整形外科の専門医による特別診療・相談を年6回行っていますので、気軽にご相談ください。そのつど、ポスター等でお知らせします。

【出典：大阪市立大学 Web サイト https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/health】

資料 715 カウンセリングルーム案内



カウンセリングルームのご案内

日本語 English 中文

一人で悩んでいませんか。
心の専門家がご相談にお応えいたします。
大学生活のなかで「何となく元気がない」「まわりの人とのかわりがうっとうしい」「ちょっとしたことが気になって勉強が手につかない」「卒業はしたいが、訳もなく大学に行くのが嫌になってきた」などいろいろな悩みや、気がかりをかかえていませんか？
こういったときは、一人で悩まずにカウンセラー（臨床心理士）に相談してみませんか？
保健管理センターでは、臨床心理士が、みなさんのメンタルヘルスの維持や悩みごとの相談に応じています。
保健管理センターでは、こうしたカウンセリングを行う場所として、カウンセリングルームを設置し、心の専門家が一人ひとりの来室をお待ちしています。ご遠慮なく、まずは一度カウンセリングルームへ相談にお越しになりませんか？

申込方法	カウンセリングは予約制（無料）です。 原則として、本人が保健管理センター受付で申込用紙に記入してお申し込みください。
申込受付時間	月～金の午前9時～午後5時
お問い合わせ電話番号	06-6605-2108
相談日	月・火・水・木・金
相談時間	午前 10時～正午（火～金） 午後1時～午後5時（月～金）
カウンセリングルームの場所	杉本キャンパスの保健管理センター内 なお、火曜日の午前中は医学部看護学舎内でも実施しています。

- ▶ 1回50分（無料）の面談を原則としています。
- ▶ 相談内容（プライバシー）は厳密に守られますので、ご安心ください。
- ▶ 必要に応じて、医療機関との連携や他機関への紹介も行います。
- ▶ 対象者は、本学に在学中の学生に限ります。

【出典：大阪市立大学ウェブサイト https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/counseling】

次に、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメントについては、全学的にその防止と対策に力を入れており、「セクシャル・ハラスメントの対応に関する規程」、「ハラスメントの対応に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」、(その他の)「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」などを定め、これらに従って、各研究科2名の教員を相談員に指定して対応に当たっている《資料716参照》。

その他の生活の支援・相談については、まず、全学的な制度として「学生なんでも相談窓口」が設けられている。ここで学生が相談すれば、相談を受けた職員が適切な部署等を案内する仕組みとなっている。その他、学生の相談に対しては、その都度、法曹養成専攻事務室で対応しているし、担当教員による個別面談においても、各学生の健康面・メンタル面の相談があることも多く、個別面談がこの種の相談の機能をも果たしている。その場合、当該学生支援のための必要に応じて、法曹養成専攻事務室や他の教員と連携をとり、当該学生の状況把握や対応に努めている【解釈指針7-2-1-2】。

資料716 ハラスメント防止のために

人権問題・ハラスメント

日本語 English 中文

人権問題委員会

大阪市立大学における人権問題に関する実態を把握して、その諸条件の改善のための提案をしたり、人権問題に関する講演会の開催などの啓発活動、差別的な落書等の事象への対応などを行っています。

ハラスメントの防止のために

本学では、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を定めています。

▶ ハラスメントの防止のために ▶ ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン

セクシュアル・ハラスメントの防止のために

本学では、平成10年3月に「セクシュアル・ハラスメントの防止および対応に関するガイドライン」を定め、同4月より学内に一定のセクシュアル・ハラスメント相談体制をつくり、セクシュアル・ハラスメント防止に努めてきました。また、平成11年4月の改正男女雇用機会均等法の施行に合わせ、大阪市内でも職員のセクシュ...

▶ セクシュアル・ハラスメントの防止のために ▶ セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン

▶ セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドラインの運用について

大阪市立大学人権宣言2001

2001年12月17日に決定した大阪市立大学人権宣言2001を掲載しています。

[このページの先頭へ](#)

【出典：大阪市立大学 Web サイト http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support/humanrights】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本法科大学院には現在、修学上の配慮を要する身体に障がいのある学生はいないが、全学的に身体障がい者でも利用しやすい設備になるよう努力してきており、現在では、身体障がい者用のスロープやトイレ、身体障がい者仕様のエレベーターが構内の各建物（本法科大学院で使用するすべての建物を含む）に設置されている。また、障がいのある学生への全学的な支援の制度として、学生サポートセンターに「障がい学生支援室」が設置され、障がいのある学生への相談や支援に関わる情報収集等の支援を担っており、法曹養成専攻の学生も当然この支援の対象である《資料 717 参照》。さらに、大学が募集する「サポート学生」の協力を得ての支援が行われている。たとえば聴覚障がい者のためのノートテイクについては、聴覚に障がいのある学生のための筆記役を学生から募り、専門家からノートテイクの研修を受けさせたいうで、筆記を行わせている。

資料 717 障がい学生支援室

障がいのある学生への支援

日本語 English 中文

障がいのある学生への支援（障がい学生支援室）

本学では、障がいのある学生が学生生活をおくる際に適切な支援が受けられるよう、平成23年10月に障がい学生支援室（Disability Support Office）を設置しました。障がいのある学生への支援を行う窓口として、修学支援等に取り組んでいます。

障がい学生支援に関する基本方針について

- 1 学生の個別の意志・選択を常に尊重する
- 2 学生本人を交えて十分に話し合い、支援のあり方を考える
- 3 全学の関係者が協力して支援に取り組む
- 4 すべての学生に等しく修学の機会を保障する
- 5 個人情報の保護を徹底する
- 6 支援情報を学内外に向けて公開・発信する
- 7 共に育ち共に学ぶ環境づくりを推進する

障がい学生支援室の役割について

- 1 障がいのある学生からの相談業務
- 2 障がいのある学生の支援に関わる情報収集
- 3 学内の連絡調整
- 4 研修会の開催
- 5 その他障がい学生支援に関すること

障がい学生修学支援室について

障がい学生支援室では、障がいのある学生の所属する学部・研究科の教職員等と支援について検討し、必要な場合は、学部・研究科、保健管理センター等と連携し、以下のような支援を行っています。
支援を必要とされる方は、ぜひ障がい学生支援室までご連絡ください。

【出典：大阪市立大学 Web サイト http://www.osakacu.ac.jp/ja/education/disability_support】

平成 27 年度からは、授業と授業の間の休憩時間を 10 分から 15 分に延長することにより、障がいをもつ学生の教室間移動にゆとりをもたせている。平成 28 年度からは、全学で「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」が施行されており、障がい学生に対して合理的配慮を提供すべきことがより明確となった。さらに、大阪市立大学学生支援室が、教職員を対象にした「障がいのある学生の就学支援に関するガイドブック」《別添資料 11 障がいのある学生の就学支援に関するガイドブック参照》を作成し、教職員が障がい者に対して適切に対応するための意識の啓発を行っている。

実習としては、エクスターンシップおよび中小企業向け法律相談（いずれも選択科目）があるが、障がいのある学生も履修は可能であり、他の講義と同様の支援（ノートテイカー等）、その他当該学生の障がいに応じた個別の対応をもって対処することを予定している。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

まず、職業支援に関する全学的な組織として、本学には就職支援室が設置されている。就職支援室は、社会人として活躍できる能力を育み、「就職した後の成長」を見据えた就職支援を目的として、各種国家試験の受験情報や民間企業の就職情報を提供するとともに、個々の企業への就職相談のほか、セミナー、ワークショップ形式の講演等も行っている。

次いで、本法科大学院では、学生の進路選択に必要な情報の収集・管理・提供を担当する修了生委員会を設けている。修了生委員は、事務職員と連携して、修了生だけでなく在学生に対しても、就業支援関連の情報（インターンシップ、公務員関連情報およびその他の求人情報など）の提供を行っており、自治体に就職した修了生や民間就職の状況等に関するキャリアガイダンスを開催している《資料718参照》。また、修了生に関しては、全国レベルでの就職希望に対応するため、ジュリナビ（法曹および法律専門職を目指す学生の就職活動とキャリアプランニングを支援する就職支援サイト）に登録するよう促している。

さらに、本法科大学院は入学定員が30名と個別的な対応が十分可能な人数であることから、学習支援の面談等において、法曹になることを希望する学生はもちろんのこと、法曹以外の職種を希望する学生の相談にも積極的に応じている。また、実務家教員は、実務基礎科目の授業等において、法律実務の現場のさまざまな状況を学生に示し、授業の後やオフィスアワーなどにおいて個別の相談に応じているほか、多様な経歴を有する法曹実務家を授業に招くことにより、学生の能力や志望に応じて、主体的に進路の選択が可能となるような指導、助言に努めている。さらに、本法科大学院出身の若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー制度においても、学習支援の面談等に関連して、就業に関する具体的な相談に応じている。そして、大阪周辺での就職に当たっては、大阪市立大学法学部出身または本法科大学院出身の法曹により構成された親睦団体である有恒法曹会がこれまで助言・支援等を行っており、今後もこのような支援等を期待することができる。

資料 718 キャリアガイダンス案内

キャリアプランに関する懇談会のお知らせ

下記の通り、キャリアプランに関する懇談会を開催します。主たる対象は本専攻の修了生ですが、関心のある在學生も参加が可能です。準備の都合上、参加人数を把握しておきたいので、参加を希望する学生は、事務室に設置する申込用紙にて事前に申込みを行うようにしてください（事前申込みをしていない方の当日参加も歓迎します）。

懇談会は2部構成になっていますが、いずれか一方のみの参加でも構いません。法科大学院修了後のキャリアを考える上で、有益な情報を得る機会になるかと思しますので、皆さん、振るってご参加ください。

記

7月8日（土）

【スケジュール】

① 午後1時00分～2時20分：公務員受験等に関する懇談会

スピーカー：平成27年3月修了生（寝屋川市役所勤務）

② 午後2時30分～4時00分：民間就職等に関する懇談会

ロースクール修了後のキャリアを考える ～企業法務・企業内弁護士の働き方とは～

スピーカー：株式会社 ジェイエイシーリクルートメント

アカウティング&ファイナンスディビジョン 大阪支店

【場所】

大阪市立大学杉本キャンパス法学部棟 11階 711C 教室

平成29年6月1日
法曹養成専攻修了生委員

2 特長及び課題等

1 特長

第1に、平成29年度より、入学者全員に対して入学料を全額免除し、授業料を年間535,800円に引き下げ、法科大学院生に対して、日本一安い学費による手厚い経済的支援を行っていることが、本法科大学院の大きな特長である。

第2に、新入生に対して、講義開始の前に履修指導等の学習支援を行い、入学後の生活にスムーズに入っていけるように配慮している点である。

第3に、1年次前期の必修科目を法律基本科目15単位以下にとどめ、法学未修者がこれらの法律基本科目の勉強に集中できるようにしている点である。

第4に、成績の優秀な学生に授業料の全額ないしは半額の免除が得られる特待生制度を設けていることである。この制度は、学生にとって大きな経済的支援になるとともに、学習意欲の喚起・学力向上にも役立っている。

第5に、本法科大学院を修了した若手弁護士等によるアカデミック・アドバイザー制度が拡充され、在学生のみならず修了生に対する、教育補助者による学習支援体制が整備されている点である。これにより、授業の学習支援とともに、将来の法曹実務に対する関心などについて、学生のニーズを満たしうるアドバイスを若手弁護士から受けることができる。

2 特色ある取組

入学定員が30名という少人数であることを活かし、教員と学生との距離を縮める努力をしていることがあげられる。オフィスアワーを設けるとともに、担当教員制を敷いて面談を年に一度は行っており、その上で日常的に学生との意思疎通をはかろうと努めている。また、修了生に関しても、在学生との学年を超えた交流の場を設けることで、相互に情報交換しやすい環境整備に努めている。

3 課題

職業支援、とくに、司法試験を受験しなかった修了生に対する法曹以外の職業支援については、組織的に十分行き届いているとは言えない。彼らから本法科大学院に連絡していただくことが少ない一方、修了時に把握していたその連絡先およびメールアドレス等の変更が生じ、連絡がとれなくなる場合が少なからずあり、司法試験受験を目指すサークルからみはずれてしまいがちなので、支援対象のニーズを把握して、これに対応することが難しい状況にあるからである。そこで、支援対象に対するアンケートの実施にあたっては、メールによる回答率がはかばかしくないことを受けて、郵送による回答依頼に切り替える等の工夫を行っている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、大学院法学研究科法曹養成専攻として設置されている。本法科大学院の規模は、入学定員30名である。専任教員数は、13名であり、専門職大学院設置基準(以下、「設置基準」という)上の必置専任教員数12名の基準を満たしている。

なお、下記の兼担(12名)・兼任(23名)教員のうち兼任教員7名および実務家兼任教員4名については、専攻会議の構成員として、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織の運営について責任を担っている。

区 分	専 任 教 員					兼担・兼任教員
	必置専任教員			必置以外	合 計	
	研・専	実・専	実・み	専・他		
教 授	8	1 (1)	2 (2)	0	11	35
准教授・ 講師・助教	2	0 (0)	0 (0)	0	2	

※括弧内は、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記載。

基準8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

様式3に掲げたとおり、各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれている。必置専任教員以外の専任教員はいない。

なお、専任教員は、法学研究科前期博士課程学生の指導教員となっていない【解釈指針8-1-2-1】。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

1 全学の体制

教員の採用基準および昇任基準等を、「大阪市立大学教員選考基準」《資料 801 参照》により明確に定め、教員人事については、「公立大学法人大阪市立大学教員の人事に関する規程」《資料 802 参照》に基づき、全学の人事委員会による運用がなされている。人事委員会の下に「選考委員会」を置き、専門的見地からの意見を聞いて採用等の選考を行っている。これにより、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

「大阪市立大学教員選考基準」《資料 801 参照》は、教授について、研究上の業績があり、かつ教育能力を持つと認められることを採用および昇任の基準としている。また、准教授について、教育研究上の能力を持つことを採用および昇任の1つの基準としている。

2 本法科大学院の体制

(1) 専任教員の採用・昇任

本法科大学院が法学研究科を通じて本法科大学院の専任教員の採用および昇任について人事委員会に対して推薦候補者の推挙の申出をする（法学研究院会議規程第4条(1)）《資料 803 参照》。その申出の前に、上記基準に従い、法曹養成専攻教員選考手続規程《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、pp. 5～8 参照》に基づき、専攻会議内に選考委員会を設置して、その候補者について慎重に資格審査を行っている。法曹養成専攻において教員人事が決定された旨の報告を受けたときは、研究院会議は、これを承認する（法学研究院会議規程第4条柱書）。

(2) 法学研究科の専任教員を本法科大学院の専任教員または兼任教員とする場合

上記基準に従い採用された法学研究科の専任教員について、本法科大学院の専任教員または兼任教員としても任用する場合は、法曹養成専攻教員選考手続規程に特則を設けている。すなわち、上記(1)の手続によらず、その候補者が本法科大学院の教員として適任か否かを、その候補者の担当科目、経歴および研究業績に基づいて審査し、任用の可否を決定することとしている（法曹養成専攻教員選考手続規程第13条）《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p. 7 参照》。

法学研究科の専任教員の採用および昇任については、「法学研究院教員選考手続規程」に基づき、ワーキンググループおよび推薦候補者審査委員会を設置して、慎重に資格審査をしている（法学研究院教員選考手続規程第12条・15条）《資料 804》。その際、法学研究院長は、採用候補者が法曹養成専攻において授業を担当することが予定されている場合には、研究院会議が行う表決に先立って、採用の可否について、専攻会議の意見を聴取しなければならないとされている（法学研究院教員選考手続規程第28条）《資料 804》。

(3) 非常勤講師を本法科大学院の教員とする場合

非常勤講師である兼任教員については、法曹養成専攻教員選考手続規程第15条に基づき、

本法科大学院において担当予定科目を担当する者として適任か否かを、専攻会議において経歴および研究業績に基づいて慎重に審査することにより、採用の可否を決している（法曹養成教員専攻手続規程第15条）《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.8参照》。

以上のように、全学の体制として人事委員会の下に選考委員会が設置されることに加えて、人事委員会へ申出する際に推挙する推薦候補者の選考においても、専攻会議においても選考委員会が設置され、法学研究院会議においてワーキンググループおよび推薦候補者審査委員会が設置されることとされており、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

資料 801 大阪市立大学教員選考基準（抜粋）

第1条 この基準は、本学に勤務する教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任についての選考基準を規定することを目的とする。ただし、医学研究科に勤務する教員の選考基準は、別に定める。

第2条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会における報告等に基づいて行わなければならない。

第3条 教授は、前条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位又はこれと同等と認められる外国の学位を有し、かつ教育能力をもつと認められる者
- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績があり、かつ教育能力をもつと認められる者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の教授としての経験を有し、かつ研究上教授上の業績がある者
- (4) 大学の助教授、専任講師、又は短期大学の教授として3年以上在職し、かつ研究上教授上の業績がある者
- (5) 大学卒業後13年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、15年以上の経歴を要する。
- (6) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いでかつ教育に経験がある者
- (7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

第4条 准教授は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位若しくはこれと同等と認められる外国の学位を有する者
- (2) 公刊された著書、論文、報告等により前号の学位保有者に相当する研究上の業績がある者
- (3) 大学の准教授、専任講師、又は短期大学の教授として在職し、かつ研究上、教授上の業績がある者
- (4) 大学卒業後にして2年以上、短期大学の助教授又は専任講師として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、3年以上の経歴を要する。
- (5) 大学卒業後にして3年以上大学の助手として在職し、かつ研究上教授上の業績がある者、又はこれらの能力があると認められる者
- (6) 大学大学院学生として3年以上在学し、研究上教授上の能力があると認められる者
- (7) 大学卒業後6年以上の研究歴を有し、かつ研究上の業績のある者で教育能力をもつと認められる者。ただし、本人が短期大学卒業者のときは、8年以上の経歴を要する。
- (8) 体育その他の技能に関する学科目を担当する者については、その学科目に関する学術・技能に秀いで、かつ教育能力をもつと認められる者
- (9) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

第5条 講師は、第2条に定めるところに従い、教授及び准教授の資格に準じて選考する。

第6条 助教は、第2条に定めるところに従い、次の各号の1に該当する者の中から選考する。

- (1) 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

【出典： 公立大学法人大阪市立大学規程集】

資料 802 公立大学法人大阪市立大学教員の人事に関する規程（抜粋）

（教員の採用及び昇任）

第2条 教員の就業規則第4条に定める採用（以下「採用」という。）及び同規則第13条に定める昇任（以下「昇任」という。）は、学長の発議又は研究院長の申出により、第5条に定める人事委員会（以下「人事委員会」という。）の審議を経て行う。

2 教員の採用は、公募によるものとする。ただし、人事委員会が認めたときは、この限りでない。

（採用及び昇任の選考）

第3条 教員の採用及び昇任のための選考は、人事委員会が行う。

2 前項の選考の基準は、教育研究評議会の審議を経て、理事長が定める。

3 理事長は、人事委員会の選考結果の報告に基づき、採用又は昇任の予定者を決定する。

（職務）

第5条 人事委員会は、教員の人事に関し、その公正を期し、適正な人事事務の遂行に資するため設置する。

2 人事委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

（1） 教員の採用及び昇任の審議及び選考に関すること。

（2） 教員の降任及び解雇の審査に関すること。

（3） 前各号に規定するもののほか、本法人の規程及び理事長の指示に基づきその権限に属せられた事務に関すること。

（組織）

第6条 前条第2項第1号にかかる事項について次条の会議を行う場合は、理事長が指名する理事及び副学長3名（以下「常任委員」という。）並びに次の各号に掲げる者2名を委員として組織する。

（1） 採用又は昇任の申出を行った研究院長

（2） 前号以外の研究院長又は理事長が指名する者

2 前条第2項第2号及び第3号にかかる事項について次条の会議を行う場合は、常任委員のほか、会議の事案に関し、専門的な知識及び経験を有する者として理事長が必要と判断した者を委員とすることができる。

（会議）

第7条 人事委員会に人事委員会委員長（本条及び次条において「委員長」という。）を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

3 委員長は、委員長に事故がある場合にその職務の代行をさせるため、委員長代理を指名することができる。

4 委員長は、事案の必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（議事）

第8条 会議は、出席を必要とする委員の3分の2以上（降任及び解雇に関する事項を議題とする場合には4分の3以上）の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（調整会議）

第9条 人事委員会は、採用及び昇任について議を行うに当たって、法人の人事方針全般に関わる事項について関係する研究院間で調整を行う必要がある場合に、関係する研究院長等による調整会議の意見を聴くことができる。

2 調整会議は、人事委員会委員長が開催を要請し、人事委員会委員長及び次の各号の委員をもって構成する。

（1） 採用又は昇任の申出を行った研究院長

（2） 前号以外の研究院長等、人事委員会委員長が必要に応じ指名する者

3 調整会議の議長は人事委員会委員長とする。

（選考委員会）

第10条 人事委員会は、教員の採用及び昇任の選考にあたっては、専門的見地から十分な評価、審議を行うために、人事委員会のもとに選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者のうちから人事委員会委員長が指名する者4名以上で構成するものとし、選考委員会委員長（以下「委員長」という。）は互選とする。

（1） 当該分野又は関連する分野の教員

（2） 選考を行うために必要と判断された場合にあつては、学内外の者

3 選考委員会は、評価と審議の内容を書面により人事委員会委員長に報告する。

4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を選考委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 選考委員会は、出席を必要とする委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

【出典： 公立大学法人大阪市立大学規程集】

資料 803 法学研究院会議規程（抜粋）

（審議事項）

第4条 研究院会議は、教員人事の管理および法学部・研究科における教育研究の円滑な遂行に必要な教員体制の構築に関する次の事項を審議する。ただし、法曹養成専攻に関する事項は、法曹養成専攻会議規程による法曹養成専攻会議の議をもって研究院教授会の議とみなすものとし、研究院会議は、法曹養成専攻において専攻長が決定された旨の報告を受けたとき、及び法曹養成専攻において教員人事が決定された旨の報告を受けたときは、これを承認するものとする。

- (1) 人事委員会への申出に関する事項
- (2) 学部・研究科等の教員体制に関する事項
- (3) 海外出張に関する事項
- (4) 兼業に関する事項
- (5) 教員の人事上の管理に関する事項
- (6) 教員活動点検・評価の運用に関する事項
- (7) 研究院長の推薦に関する事項
- (8) その他、研究院の運営に関する重要事項

【出典：法学研究科内規集】

資料 804 教員選考手続規程（抜粋）

（ワーキンググループの設置）

第12条 第1回全員懇談会において、前条第2項により推薦された推薦候補者について形式的要件の充足を確認の上、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、少なくとも5名のメンバーで構成する。

3 ワーキンググループのメンバーは、各自、推薦候補者の業績を中心に経歴、学界における一般的評価等を加味して評価を行う。ワーキンググループのメンバーは、事前に意見交換をすることは差し支えないが、統一的結論を出すことはできない。

（推薦候補者審査委員会委員の選出）

第15条 研究院会議は、全学人事規程第2条第1項に定める申出の際に研究院長が人事委員会に対して行う推薦候補者の推挙について審議するために、3名の委員で構成する推薦候補者審査委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

2 推薦委員会委員の選出には、構成員の3分の2以上の出席を要する。

3 推薦委員会委員の選出は、3名連記無記名の投票による。得票数第3位に同数の者が2名以上いるときは、抽選とする。

（法曹養成専攻会議の意見聴取）

第28条 研究院長は、採用候補者が法曹養成専攻において授業を担当することが予定されている場合又は昇任候補者が法曹養成専攻において授業を担当している場合には、研究院会議が行う第9条第1項又は第18条第1項（第23条第4項で準用される場合を含む。）に定める表決を行うに先立って、採用又は昇任の可否について、法曹養成専攻会議の意見を聴取しなければならない。

【出典：法学研究科内規集】

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下切り捨て）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の必置専任教員は12名である。

また、同告示別表第三の定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数は15人であることから、収容定員90人の学生に対して6名以上の必置専任教員が必要である。

したがって、本法科大学院の設置基準上の必置専任教員数は12名である。本法科大学院の専任教員は13名であり、基準8-2-1に定める数を満たしている。専任教員13名のうち教授の数は11名である《様式3および様式4参照》【解釈指針8-2-1-1、解釈指針8-2-1-2】。

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。すなわち、憲法1名、行政法1名、民法2名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名である《様式3および様式4参照》。入学定員100人を超える法科大学院に関する指針については、該当なし【解釈指針8-2-2-1】。

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本法科大学院が配置する専任教員 13 名について、授業科目別に配置される「延べ人数」をあげるならば、法律基本科目である憲法 1 名、行政法 1 名、民法 2 名、商法 2 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 2 名、法律実務基礎科目 2 名、基礎法学・隣接科目 1 名、および展開・先端科目 4 名であり、科目別配置のバランスは適正である《様式 4 参照》【解釈指針 8-2-3-1】。本法科大学院において教育上主要と認められる科目としては、以下の表のとおり必修科目延べ 32 科目があるが、このうち延べ 24 科目（全体の 7 割以上）について専任教員が配置されている《様式 1 および 3 参照》。

専任教員 13 名の年齢構成は、36～45 歳 3 名、46～55 歳 4 名、56～65 歳 5 名、66 歳～75 歳 1 名であり、年齢構成のバランスがよく、著しい偏りはない《様式 3 参照》【解釈指針 8-2-3-1】。

科目	必修科目	担当教員名	分類
法律基本科目	人権の基礎理論	渡邊 賢	研・専
	統治の基本構造		
	公法総合演習Ⅰ（憲法訴訟論）		
	行政活動と法	重本 達哉	研・専
	公法総合演習Ⅱ（行政救済論）		
	民法ⅠA（民事取引法の基礎①A）	杉本 好央	研・専
	民法ⅠB（民事取引法の基礎①B）		
	民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）	高橋 眞	兼任
	民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）	森山 浩江	研・専
	民法Ⅳ（家族法の基礎）		
	民法総合演習Ⅰ（民事取引法総合演習①）×2		
	民法総合演習Ⅱ（民事取引法総合演習②）×2	高橋 眞	兼任
	商法（企業組織法）	吉井 敦子	研・専
	商法総合演習Ⅰ（企業組織法）	高橋 英治	兼任
	商法総合演習Ⅱ（企業取引法）	小柿 徳武	研・専
	民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）	鶴田 滋	研・専
	民事訴訟法Ⅱ（複雑な訴訟・上訴）		
	民事訴訟法総合演習	高田 昌宏	兼任
	刑法ⅠA（刑法総論）	金澤 真理	研・専
	刑法ⅠB（刑法総論）		
刑法Ⅱ（刑法各論）			
刑法総合演習			
刑事訴訟法	松倉 治代	兼任	
刑事訴訟法総合演習×2	三島 聡 高見 秀一	研・専 実・み	
法律実務 基礎科目	法曹倫理	原田 裕彦	実・専
	民事訴訟実務の基礎		
	刑事訴訟実務の基礎×2	高見 秀一 杉本 吉史	実・み 兼任
	法文書作成	山本 健司	兼任

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

本法科大学院における設置基準上の必置専任教員数12名のうち2割以上である3名が実務家教員である。その内訳は、実務家・専任教員1名、実務家・みなし専任教員2名である。

これらの実務家・専任教員は、いずれも弁護士として5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者である。また、1年あたり4単位以上の授業科目を担当し、かつ、専攻会議の構成員として、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織の運営について責任を担っている(法学研究科法曹養成専攻会議規程第2条)《別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集、p.1参照》【解釈指針8-2-4-2】。

本法科大学院の実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員の担当科目は、以下の表のとおりであり、その実務経験との関連が認められる科目を担当している《様式3参照》【解釈指針8-2-4-1】。これら3名の実務家教員のうち実務家・みなし専任教員は2名であり、3分の2の範囲内にある【解釈指針8-2-4-2】。

実務家・専任教員 原田 裕彦 教授	法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判、中小企業向け法律相談、エクスターンシップ、中小企業法
実務家・みなし専任教員 松村 信夫 特任教授	知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法演習、中小企業法
実務家・みなし専任教員 高見 秀一 特任教授	刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

本法科大学院の実務家である必置専任教員は、実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員のいずれもが、弁護士として 5 年以上の実務経験を有している。

実務家教員名	主要経歴
原田 裕彦 教授 (実務家・専任教員)	平成 5 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 平成 5 年 4 月 松田定周法律事務所 平成 7 年 3 月 原田法律事務所 (平成 22 年 3 月まで)
松村 信夫 特任教授 (実務家・みなし専任教員)	昭和 56 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 昭和 56 年 4 月 淀屋橋法律事務所 (昭和 59 年 3 月まで) 昭和 59 年 4 月 松村信夫法律事務所 (現 プログレ法律特許事務所) 開設 平成 12 年 4 月 弁理士登録 (日本弁理士会)
高見 秀一 特任教授 (実務家・みなし専任教員)	昭和 63 年 4 月 大阪地方裁判所判事補任官 平成 2 年 5 月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 平成 2 年 5 月 岡・明賀法律事務所 (平成 7 年 3 月まで) 平成 7 年 4 月 ヒューマン法律事務所

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各専任教員の平成 30 年度の授業負担は、他専攻、他研究科および学部等（他大学の非常勤を含む）を通じて、2 名を除き年間 20 単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。また、平成 30 年度の授業負担が 20 単位を超える教員 2 名のいずれについても、その授業負担も年間 30 単位を超えるものではないことに加えて、平成 30 年度においては法学研究科法学政治学専攻対象の授業（刑事法第 1 および行政法第 1。いずれも 4 単位）が不開講であり、その実質的な授業負担は 20 単位以下となっている《様式 3 参照》【解釈指針 8-3-1-1】。

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院は、専任教員数が少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を配置する余裕がない。そのため、法律基本科目等を担当する教員が当該年度の授業を提供しない場合、カリキュラム全体に支障をきたすおそれがある。これが、専任教員が研究専念期間（サバティカル）制度《資料 805 参照》を利用するに当たっての障害となっている。

特定の教員にサバティカルを認める場合、当該教員の担当する科目について非常勤の代替教員を確保するための予算確保などが課題である。

もともと、長期在外研究に関する限りは、いずれの教員も学内外の資金を得て長期在外研究を希望する場合は、伝統的にその希望を尊重する慣行が存在しており、本法科大学院においてもこのような在外研究に専念することはむしろ積極的に奨励されている。

資料 805 公立大学法人大阪市立大学教員のサバティカル期間に関する規程（抜粋）

(目的)

第 1 条 この規程は、教員が一定の期間において専門分野に関する研究に専念できる環境を整備し、教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(資格要件)

第 3 条 サバティカル期間の取得資格を有する者は、次の各号の要件を満たす教員とする。

- (1) 教員としての在職期間が 6 年以上であること
- (2) 以前にサバティカル期間を取得したことがある者については、前回のサバティカル期間の終了日以後の在職期間が 6 年以上であること
- (3) この規程の施行日以後に長期出張等を行ったことがある者については、当該長期出張等のうち最後に行われたものの終了日以後の在職期間が 6 年以上であること
- (4) サバティカル期間終了日以後 2 年以上の在職期間が見込まれ、かつ、サバティカル期間終了後に継続して勤務する意思があること

(期間)

第 4 条 サバティカル期間は、原則として 6 月以上 1 年以内の継続した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、1 年間以内であれば当該期間を 2 回に分けて取得することができる。この場合、1 回目のサバティカル期間開始日から 1 年以内に 2 回目のサバティカル期間を終了するものとし、分割後の期間はそれぞれ 3 月を下回ることができない。

(サバティカル期間における業務)

第 5 条 サバティカル期間中においては、専門分野に関する研究に従事するものとし、それ以外の業務は免除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、部局の長が業務上特に必要と認める場合については、この規程の目的の達成を妨げない範囲内において、専門分野に関する研究以外の業務のうち当該必要と認める業務に従事させることができる。

(研究成果等の報告)

第 9 条 教員は、サバティカル期間が終了したときは、当該期間の終了後原則として 10 日以内に、サバティカル期間中の研究成果等について所定の様式の報告書により部局の長に報告しなければならない。

2 部局の長は、報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを速やかに理事長に提出しなければならない。

【出典：別添資料 1 公立大学法人大阪市立大学規程集】

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上および研究上の職務を補助するため、以下の職員が配置されている。

まず、法学研究科の事務を担当する者として8名が配置されており、うち2名が本法科大学院関連業務に係る重要な事務を担当し、他の職員のうち6名が、本法科大学院を含めて法学研究科および法学部の教務事務、入試事務、学生関連事務等関連事務その他を分担している《資料 905 参照》。

次に、法学研究科資料室には司書の資格を持つ2名が配置されており、すべての教員の研究用図書および本法科大学院資料室の図書の管理および整理を行っている。これらの者は、専任教員の教育・研究を補助するために必要な資質および能力を有している。

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院が配置する専任教員は13名であり、設置基準上の必置専任教員数12名を満たす。さらに、専任教員13名の年齢構成は、36～45歳3名、46～55歳4名、56～65歳5名、66歳～75歳1名であり、年齢構成のバランスがよい。

本法科大学院の実務家教員は、常勤の実務家・専任教員、実務家・みなし専任教員のいずれもが、弁護士として5年をはるかに超える豊富な実務経験を有しており、実務経験と関連のある科目を担当している。

2 課題

本法科大学院は、専任教員数が少なく、専任教員の中に同じ法分野を専門とする教員を配置する余裕がない。そのことが、研究専念期間（サバティカル）制度の利用にとって障害となっている。今後は、専任教員数の増加または非常勤等の代替教員の確保が検討すべき課題である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院における教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員の人事その他運営に関する重要事項は、専攻会議において審議・決定されている（法学研究科法曹養成専攻会議規程第3条）《資料901参照》【解釈指針9-1-1-1】。また、本法科大学院に係る校務を司る機関として、専攻長がおかれている（法学研究院・法学研究科・法学部運営規程第5条）《資料902参照》。専攻長は、上記専攻会議の議長を務める（法学研究科法曹養成専攻会議規程第4条）《資料901参照》。なお、専攻長に事故あるときに備え、副専攻長1名が専攻会議において選出されている（法学研究科法曹養成専攻運営規程第4条）《資料903参照》。

専攻会議は、専任教員13名（実務家・みなし専任教員2名を含む）のほか、兼任教員7名、および本学の雇用に関する規程等においては「法曹実務教員」と称される実務家兼任教員4名から構成されている。兼任教員は、本学法学研究科教員であって本法科大学院の授業を担当し、かつ本法科大学院の教育課程の編成その他の組織運営に関与すべき立場にあることから、法曹養成専攻会議規程第2条に基づき専攻長が専攻会議の構成員として必要と認めた者である。専攻会議の構成員のうち教授は16名、准教授は2名、特任教授（法曹実務教員）は6名である【解釈指針9-1-1-2】。

専攻会議は、原則として月1回開催されるが、必要に応じて臨時会議も開催されている。上記のように、専攻会議は、本法科大学院における教育活動のほか、人事、予算、その他法曹養成専攻の運営に関する重要事項を審議する任務と責任を負い、かつ権限を持つが、専攻会議にて決定された事項のうち重要なものは、法学研究科教授会においても審議・報告される。そして、本法科大学院の専任教員でない法学研究科の教員も意見等を述べることができるようになっている。それは、本法科大学院が法学研究科の専攻の1つであって、法学研究科全体としての運営方針との整合性を保つために必要であるからである。法学研究科教授会における審議・報告は、かかる整合性を維持する役割を果たすとともに、専攻会議における決定事項を精査する場としても機能している。もっとも、教育方針等、本法科大学院の運営に関する重要事項を決定するのはあくまで専攻会議であって、法学研究科教授会においても専攻会議の決定が尊重されている（法学研究科教授会規程第3条）《資料904》【解釈指針9-1-1-3】。

資料 901 法学研究科法曹養成専攻会議規程（抜粋）

（審議事項）

第3条 専攻会議は、次の事項を審議する。

- (1) 専攻の専任教員の人事に関する事項
- (2) 専攻の専攻長の選挙に関する事項
- (3) 専攻の教育に関する事項
- (4) 学位（法務博士（専門職））の授与に関する事項
- (5) 専攻の学生の入学、休学、留学、退学その他学生の身分に関する事項
- (6) 法曹養成研修生に関する事項
- (7) 専攻の内規の制定及び改廃に関する事項
- (8) その他専攻における重要事項

（議長）

第4条 専攻会議は、法曹養成専攻長（以下「専攻長」という。）が招集し、その議長となる。専攻長に事故あるときは、副専攻長が議長の職務を行う。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

資料 902 法学研究院・法学研究科・法学部運営規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、法学研究院（以下「研究院」という。）、法学研究科（以下「研究科」という。）及び法学部（以下「学部」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（法曹養成専攻長）

第5条 法学研究科の法曹養成専攻に専攻長を置く。

【出典：法学研究科内規集】

資料 903 法学研究科法曹養成専攻運営規程（抜粋）

（副専攻長の選出及び任期）

第4条 副専攻長1名は、専攻会議において選出する。

- 2 副専攻長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

【出典：別紙資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

資料 904 法学研究科教授会規程（抜粋）

（審議事項）

第3条 研究科教授会は、次の事項を審議する。ただし、法曹養成専攻に関する事項は、法曹養成専攻会議規程による法曹養成専攻会議の議をもって法学研究科教授会の議とみなすものとする。

- (1) 研究及び教育に関する事項
- (2) 学位（修士・博士）の授与に関する事項
- (3) 課程及び専攻に関する事項。
- (4) 学生の入学、休学、退学その他学生の身分に関する事項
- (5) 科目等履修生、研修生及び研究生に関する事項
- (6) 研究科内規の制定及び改廃に関する事項
- (7) その他研究科における重要事項

【出典：法学研究科内規集】

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5-1-1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

本法科大学院の置かれている法学研究科ならびに法学部は小規模であって、人的・物的資源を効率的に活用するためにも、これら研究科（法曹養成専攻を含む）および法学部に係る諸事務を一体として行う事務体制が採用されている。この事務に従事する職員の総数は8名である。このうち、2名が本法科大学院に係る主要な事務を担当している。大阪市立大学中小企業支援法律センター（「I 現況及び特徴」参照）について、専属の職員は配置されていないものの、本法科大学院の授業科目である「中小企業向け法律相談」を実施するための種々の業務や同センターの受付業務などは、職員が分担して行っている《資料 905 参照》。

現在までのところ、学生に対しても、教員に対しても、水準が高く行き届いた事務処理が行われており、教員・学生の事務体制と職員に対する満足度と信頼は、非常に高い。事務職員らは、新たに生じたニーズや苦情、突発的に生じた事柄に対しても、柔軟かつ迅速に対応している。職員能力の向上に対する意欲は高く、事務に係るもののほか法科大学院をとりまく情報の収集に日ごろから努め、法曹養成専攻事務室内で共有している。

処理すべき事務の量に鑑み、本法科大学院の主要事務の担当者数としては必ずしも余裕のある人員数とはいえないが、個々の事務職員の献身的な努力によって適切な事務機能が維持されている。

なお、このほかに法学研究科資料室および法曹養成専攻資料室の管理運営のため、司書の資格を持つ職員2名が法学研究科資料室に配置されている《資料 905 参照》。

資料 905 大学運営本部学務企画課（法学部）事務分担表

（ただし氏名は省略する。）

2018(平成 30)年 4 月 9 日

電 話	氏 名	担 当 事 務
2303 2301	—	法学部運営担当係長（総括）
共通業務		
1 学生からの各種証明書の受付・交付に関すること		
2 学部・大学院の入試関連業務に関すること		
3 入学・卒業・修了関連行事に関すること		

		<p>4 大学説明会に関すること</p> <p>5 学部等学舎の運用管理に関すること</p> <p>6 学部生・大学院生の窓口対応</p> <p>7 アカデミック・アドバイザーの実施に関すること</p> <p>8 中小企業支援法律センターの受付・実施に関すること</p> <p>9 すべての業務について繁忙期の相互応援</p>
2303	---	<p>1 学部の授業時間割編成・カリキュラムに関すること</p> <p>2 各種教務系調査（学校基本調査を含む）に関すること</p> <p>3 教務事務システムに関すること（新システム導入関係を含む）（主）</p> <p>4 全学ポータルに関すること</p> <p>5 大学入試センター試験に関すること（主）</p> <p>6 教授会に関すること</p> <p>7 内規等の管理に関すること</p> <p>8 学部の非常勤講師に関すること（主）</p>
2303	---	<p>1 大学院法学政治学専攻に関すること</p> <p>2 学位審査に関すること</p> <p>3 研修生・研究生に関すること</p> <p>4 外国人留学生に関すること</p> <p>5 TAの勤務・経費執行に関すること</p> <p>6 各種奨学金（日本学生支援機構含む）及び授業料減免に関すること（主）</p> <p>7 就職に関すること</p> <p>8 科目等履修生に関すること</p> <p>9 編入学試験に関すること</p> <p>10 大学説明会・広報関係（案内冊子・Web サイト等）に関すること</p> <p>11 大学入試センター試験に関すること（副）</p>
2303	---	<p>（学部 1, 2 年次生の教務事項）</p> <p>1 学部生の履修・受験届等に関すること（1, 2 年次生）</p> <p>2 学部生の休学・退学・転学部等の動態に関すること（1, 2 年次生）</p> <p>3 学部授業の休講・開講及び集中講義等授業に関すること（主）</p> <p>4 学部の定期試験及び追・再試験に関すること（主）</p> <p>5 全学共通教育に関すること</p> <p>6 学部の授業アンケートに関すること</p> <p>7 学生への各種証明書の受付・交付に関すること（主）</p> <p>8 個別学力検査等に関すること（副）</p>
2303	---	<p>（学部 3, 4 年次生の教務事項）</p> <p>1 学部生の履修・受験届等に関すること（3, 4 年次生）</p> <p>2 学部生の休学・退学・転学部等の動態に関すること（3, 4 年次生）</p> <p>3 学部授業の休講・開講及び集中講義等授業に関すること（副）</p> <p>4 学部の定期試験及び追・再試験に関すること（副）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 5 個別学力検査等に関すること（主） 6 学部卒業判定に関すること 7 大学入試センター試験に関すること（副） 8 便覧の作成に関すること 9 シラバスの作成に関すること 10 教職課程に関すること 11 他の職員の所管に属さないこと
2301	---	<ul style="list-style-type: none"> 1 庶務に関すること 2 学舎の運用管理に関すること 3 教育・研究用器具の保守管理に関すること 4 小口支払基金の出納保管に関すること 5 無料法律相談所に関すること 6 中小企業支援法律センターに関すること 7 学部及び大学院の非常勤講師に関すること（副） 8 各種奨学金（日本学生支援機構含む）及び授業料減免に関すること（副） 9 大学院法曹養成専攻の自習室の管理に関すること
2301	---	<ul style="list-style-type: none"> 1 大学院法曹養成専攻の入試に関すること（主） 2 大学院法曹養成専攻のシラバスの作成に関すること 3 大学院法曹養成専攻学生の修了に関すること 4 大学院法曹養成専攻学生の進級に関すること 5 大学院法曹養成専攻の休学・退学等学生動態に関すること 6 大学院法曹養成専攻の広報（説明会、案内冊子を含む）に関すること 7 大学院法曹養成専攻の Web サイト・ Moodle (Moodle) に関すること 8 大学院法曹養成専攻の内規等の管理に関すること
2301	---	<ul style="list-style-type: none"> 1 大学院法曹養成専攻会議に関すること 2 大学院法曹養成専攻の修了生に関すること 3 大学院法曹養成専攻のアカデミック・アドバイザーに関すること 4 大学院法曹養成専攻の各種調査（文科省、ジュリナビ等）に関すること 5 大学院法曹養成専攻の認証評価及び自己点検・評価に関すること 6 教務事務システムに関すること（新システム導入関係を含む）（副） 7 司法試験に関すること 8 学生への各種証明書の受付・交付に関すること（副） 9 大学院法曹養成専攻の入試に関すること（副） 10 他の職員の所管に属さないこと
2301	---	<ul style="list-style-type: none"> 1 大学院法曹養成専攻の授業時間割編成・カリキュラムに関すること 2 大学院法曹養成専攻の便覧の作成に関すること 3 大学院法曹養成専攻の履修・受験届等に関すること 4 大学院法曹養成専攻の定期試験及び追・再試験に関すること 5 大学院法曹養成専攻授業の休講・開講・補講に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> 6 大学院法曹養成専攻の非常勤講師に関する事 7 大学院法曹養成専攻の授業アンケートに関する事 8 大学院法曹養成専攻の特待生に関する事
2305	---	<ul style="list-style-type: none"> 1 法学部資料室に関する事（国際関係法制資料室含む） 2 法曹養成専攻資料室に関する事 3 図書委員会に関する事
2305	---	<ul style="list-style-type: none"> 1 法学部資料室に関する事（国際関係法制資料室含む） 2 法曹養成専攻資料室に関する事 3 図書委員会に関する事

【出典：法曹養成専攻事務室保管資料】

また、本法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図り、その能力および資質を向上させるため、教員は、適宜、安全衛生などに関する研修会に参加しているほか《資料 906 参照》、職員も、各年度1回程度以上の各種の研修に参加し、必要な知識および技能を習得し、また、その能力および資質を向上させている《資料 907》【解釈指針9-1-2-1】。

資料 906 教員研修実施・参加状況

実施年度 (平成)	実施日	研修名	参加 者数
26	9.18	科研費公募説明会	2
	9.22	ハラスメントに関する研修（第1回）	4
	9.24	学生生活相談研修	3
	9.25	情報セキュリティ講習会	1
	9.26	ハラスメントに関する研修（第2回）	2
	10.9	障がい学生支援に関する啓発研修会	0
	11.10	安全衛生講習会	0
27	9.25	学生生活相談窓口教員等への研修会	2
	11.2	安全衛生講習会	1
	11.9	障がい学生支援に関する啓発研修会	5
	12.1	情報セキュリティ講習会	0
	12.4	人権問題研修	0
	12.8	省エネルギーに関する研修会	0
28	5.27	人権問題研修（第1回）	0
	9.14	管理監督者に対するメンタルヘルス講習会	0
	10.24	障がい学生支援に関する啓発研修会	0
	11.28	安全衛生講習会	2
	12.7	省エネルギーに関する研修会	0
	12.8	障がいのある学生および関連課題に関心のある方々との懇談会	0
	12.9	人権問題研修（第2回）	1
29	5.26	人権問題研修（第1回）	0
	6.8	発達障がい勉強会（第1回）	0
	7.21	発達障がい勉強会（第2回）	0
	9.12	管理監督者に対するメンタルヘルス講習会	0
	9.20	学生生活相談窓口教員等への研修会	0
	9.27	障がい学生支援に関する啓発研修会	0
	10.17	安全衛生講習会	3
	12.8	人権問題研修（第2回）	0
	12.14	省エネルギーに関する研修会	0

【出典：大学運営本部学務企画課保管資料】

資料 907 職員研修実施・参加状況

実施年度 (平成)	実施日	研修名	参加 者数
26	5.23	人権研修	1
	8.22	学生サポートセンター業務研修	2
	8.25 他	係員ベース・アップ基礎研修	6
	9.17	講演「公立大学を取り巻く状況」	0
	9.17	管理監督者に対するメンタルヘルス講習会	1
	9.17 他	クレーム対応・カウンセリングマインド研修	4
	9.18	科研費公募説明会	0
	9.24	学生生活相談研修	1
	9.30	ノートテイク講習会	0
	10.9	障がい学生支援に関する啓発研修会	2
	9.18 他	簿記・会計基礎研修 (計4回)	1
	9.22	ハラスメントに関する研修 (第1回)	0
	9.26	ハラスメントに関する研修 (第2回)	1
	9.25	情報セキュリティ講習会	1
	11.4	事例研究会	0
	11.10	安全衛生講習会	2
	11.14	人権問題研修	1
	11.28	大阪府立大学・大阪市立大学 合同研修会	0
	12.9	車椅子介助講習会	0
	27	5.11	公立大学に関する基礎研修
11.2		学生サポートセンター配属者研修	2
—		放送大学教養学部 科目履修生「大学マネジメント論」受講	0
—		職場課題研修 (各種)	0
—		ビジネス・英語研修	0
8.21		係員ベース・アップ基礎研修	1
8.27		学生サポートセンター事務研修会	2
9.25		学生生活相談窓口教員等への研修会	0
9.28		「効果的なプレスリリース作成ノウハウ」講座	0
10.14 他		プレゼンテーション力強化研修	2
10.28		全学ホームページ編集 講習会	1
11.9		障がい学生支援に関する啓発研修会	3
11.12		安全衛生講習会	2
11.18		大学判例研究会	1
11.19	大学のマネジメントに資する IR 機能	0	

	12.1	情報セキュリティ講習会	1
	12.4	人権問題研修（第2回）	1
	12.8	省エネルギーに関する研修会	1
	12.22 他	人事評価制度職場グループワーク	4
28	5.10	公立大学協会「公立大学 FSDS 研究会」及び「公立大学に関する基礎研修」	0
	5.17	車椅子介助講習会	0
	5.27	教務事務セミナー	0
	5.27	人権問題研修	0
	6.8	ゲートキーパー研修	1
	7.13 他	公立大学職員セミナー	0
	7.29	学生サポートセンター配属者研修	2
	8.24	SD研修	1
	9.9	学生サポートセンター事務研修会	3
	9.12	情報セキュリティ講習会	0
	9.14	管理監督者に対するメンタルヘルス講習会	1
	9.23	公立大学協会事務研究会	1
	10.24	障がい学生支援に関する啓発研修会	2
	—	職場課題研修（各種）	0
	10.28	アンガーマネジメント×メンタルヘルス研修	2
	11.9	判例研修会	1
	11.28	安全衛生講習会	2
	12.5 他	ワーク・ライフ・バランスにかかる SD 研修	0
	12.7	省エネルギーに関する研修会	2
	12.7	障がいのある学生および関連課題に関心のある方々との懇談会	0
	2.6	ダイバーシティ推進シンポジウム	0
	2.17	災害対策特命ワーキンググループによる災害対策研修	3
29	4.13	新規採用者説明会	1
	5.2	人権問題研修（第1回）	0
	6.2	公立大学協会教務事務セミナー	0
	6.23	係長研修	0
	7.10 他	公大協主催の「公立大学職員セミナー」	0
	7.21	発達障がい勉強会	0
	8.24	OJT トレーナー研修	2
	9.14	学生サポートセンター事務研修会	1
	9.15	公立大学協会事務研究会	1
	9.20	学生生活相談窓口教員等への研修会	1
	9.27	障がい学生支援に関する啓発研修会	2

	10.13	全国図書館大会（法情報分科会）	1
	10.17	安全衛生講習会	1
	11.16	チームワーク向上研修～ドミノインテリア～	1
	11.30	図解思考力向上研修	1
	12.8	人権問題研修（第2回）	1
	12.14	省エネルギーに関する研修会	2
	1.24	障がい学生支援担当者研修会	1

【出典：大学運営本部学務企画課保管資料】

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3に係る状況)

本法科大学院における教育活動等を実施するために必要な資金は、設置者である大阪市立大学から法学研究科に配分される予算による。本学の財源は、主に大阪市からの運営費交付金と大学収入によって構成されるところ、大阪市の財政事情との関係で、本法科大学院の予算は余裕をもって確保されてきたとはいいがたい。しかし、本法科大学院開設以来今日に至るまで、教員および事務職員の献身的な努力により、本法科大学院の教育活動等は適切に実施され、それに必要な経費が設置者により負担されてきた【解釈指針 9-1-3-1】。

設置者に対する予算要求等は法学研究科として行われているものの、専攻長は、法学研究科の副研究科長として法学研究科長により指名されており（法学研究科・法学部運営規程第3条）《資料 908》、専攻会議で示された見解等をふまえて、法学研究科予算の要求に関わることになる。

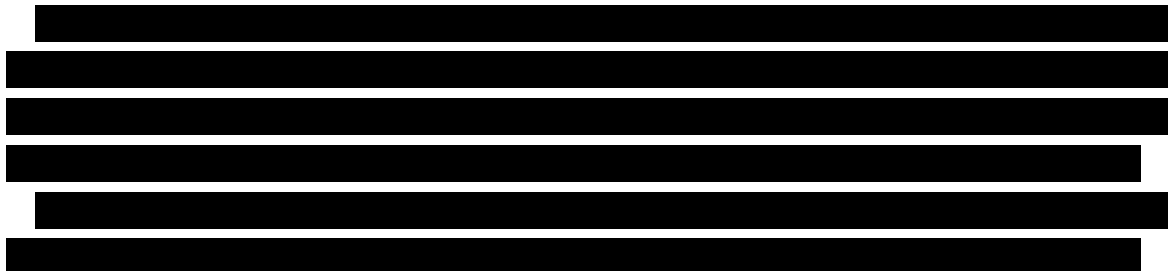
もっとも、現在本学においては、各研究科等の部局が大学の予算構築に際して個別折衝を行う場自体が、経常経費については設定されておらず、このことは、今後の本法科大学院の財政的基礎に不安をもたらす要因となる可能性がある。

資料 908 法学研究院・法学研究科・法学部運営規程（抜粋）

（副研究科長）

第3条 副研究科長は2名とし、研究科長が指名する。

【出典：法学研究科内規集】



資料 909



資料 910



2 特長及び課題等

1 特長

管理運営の体制と実施状況について、本法科大学院に設置された専攻会議は、多角的な視点から活発かつ充実した議論を行い、名実ともに本法科大学院の意思決定機関としての機能を果たしている。

また、事務に関しては高い水準の対応・業務処理が実施されている。

2 課題

配分された予算が、本法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分なものであるかどうかを判断することは難しい。教育活動および事務処理等は適切かつ十分に行われており、現在配分された予算の額が教育活動を適切に遂行する上で不十分であることを明白に示す事実は見出しがたい。

しかし、法学研究科を含む本学のほぼすべての部局の予算が毎年減額され、予算が全般的に圧迫されている状況に鑑みると、より充実した財政的基盤を有していれば、本法科大学院における講義科目の設置、中小企業向け法律相談など特色ある講義科目の充実、教員または教育補助者の雇用と配置、施設の整備などを、よりよく行えるであろうことは確かである。本法科大学院での教育活動等は適切に行われているものの、十分でない財政的基盤を人的努力により補うことによって成し遂げられていることは、本法科大学院に配置された教員・事務職員の多くが感じているところである。また、本法科大学院における教育活動を十分に行えるだけの資金が設置者によって配分され続けるかどうか不確実な状況が続いており、さらに、現在本学においては、各研究科等の部局が大学の予算構築に際して個別に意見を聴取される場が一般的な制度としては存在していないという問題がある。これらの点について、大学または大学設置者である大阪市の理解を得て改善を進めることが重要な課題となっており、改善の必要性は年々増している。

このことは本法科大学院における適切な教育活動の提供を継続するについて、深刻な問題であり、将来に不安を与える要因となっている。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

1 本法科大学院は、入学定員が現在 30 名（平成 27 年度入学者までは 60 名）と小規模であることもあり、専用の教室・演習室を有していない。教員による教育（講義・演習等）は、法学部および他の文系学部と共用で利用されている大阪府立大学杉本キャンパスにある 1 号館を中心に提供されている《別添資料 2 法学研究科法曹養成専攻便覧、pp. 61～63、および別添資料 4 時間割参照》。他学部と共用の施設については、法学研究科の各種委員および事務職員を通じて、その管理に参画し、すべての授業が支障なく実施されている【解釈指針 10-1-1-1、10-1-1-7】。

主として利用されている 2 つの教室は、本法科大学院の開設に際して、法科大学院の講義・演習用に特化した形に改修されたものである（130・131 教室：いずれも定員 45 名（約 90 m²））。この 2 つの教室は、本法科大学院が優先的に利用できることとなっており、1 年次生および 2 年次生の法律基本科目のうちのほとんどの科目をはじめとして、多くの科目の授業をこれらの教室で行っている。それ以外の科目は、受講人数により、小規模または中規模の教室を機動的に使い分けて利用している（133・134 教室：いずれも定員 74 名（約 80 m²）、127 教室：定員 117 名（約 130 m²）、137 教室：定員 120 名（約 130 m²）、122 教室：定員 180 名（約 180 m²）など）。また、模擬裁判の授業については、いわゆる法廷教室は設けていないが、一般教室に教壇周辺のスペースを拡充するという改修を行い、そこに可動式の机を法廷風に配置する等の工夫を施すことによって、授業を効果的に実施している（132 教室（約 180 m²））。

なお、上記の教室は、いずれも自習室・教員室および法曹養成専攻事務室からのアクセスが比較的よい場所に配置され、マイク、スクリーン、プロジェクター等が必要に応じて設置されている。また、1 号館全体の大規模な内装工事が行われた結果、トイレ等が改修されたうえ、各教室の映像機器、設備の充実がはかられ、一層効果的に授業を実施できる基盤が整った《別添資料 2 法学研究科法曹養成専攻便覧、pp. 61～63 参照》【解釈指針 10-1-1-1】。

2 学年ごとに合計 3 室の自習室が整備されており（1 年次生用：定員 25 名（約 52 m²）、2 年次生用：定員 35 名（約 80 m²）、3 年次生用：定員 81 名（約 210 m²））、いずれの自習室も、教室・法曹養成専攻事務室および図書室からアクセスがよい場所に配置されている。自習室内に、学生 1 人についてパーティション付きの専用の学習用の机 1 台が割り当

てられ、自習のための十分なスペースが確保されている。また、いずれの自習室にも、共用のパソコンおよびプリンタを設置するとともに、無線 LAN を配備し、学生が各自のコンピュータによってインターネットに接続し、判例検索等を行うことを可能にしている。それとともに、講義等の資料の配付等の便宜を図るために Moodle を導入し、多数の科目において利用されている。

なお、自習室の利用時間は、原則として、従来は午前8時から午後9時50分までとしていたが、平成29年度から午前7時から午後9時50分までに延長した。一部の学生からはさらに延長することを望む声もあるものの、概ね十分な利用時間が確保されている【解釈指針10-1-1-2】。

3 自習室が設けられている建物に隣接する法学部棟6階には、本法科大学院専用の図書室として、法曹養成専攻資料室（約85㎡）が設けられている。その蔵書は、図書約5000冊（うち加除式2タイトル）、雑誌53タイトル（判例時報、判例タイムズ、金融商事判例、金融法務事情、ジュリスト、法律時報、法学教室、法学セミナー、法曹時報、自由と正義、刑事法ジャーナル、NBL、商事法務、公正取引、知財管理、労働判例など）に上り、日本十進分類法に従って配架されている。

法曹養成専攻資料室に配架される新規図書の購入については、平成19年度より、専攻会議において新刊法律図書のリストおよび学生からのリクエストリストを回覧・チェックすることにより、適時に、必要かつ適切な図書が整備されるよう努めている。法曹養成専攻資料室に対する予算配分等は、法学研究科および後掲の学術情報総合センターに対するものとは厳密に分離されており、法曹養成専攻資料室の図書・雑誌を独立して充実する体制を整えている。

法曹養成専攻資料室内には、パソコンおよびプリンタが設置されている。学生は、インターネットを介して、TKC が提供する判例・法律文献データベースを利用できるほか、最高裁判所判例解説や別冊ジュリスト等の資料をプリントアウトすることができる。法曹養成専攻資料室の利用時間は、原則として午前8時から午後9時50分までである。各学生には、入学時に、法曹養成専攻資料室に入室できるカードキーが貸与されている。文献や資料は法曹養成専攻資料室から持ち出さず、その場で参照したり、コピーしたりするよう定められ、法曹養成専攻資料室を利用するすべての学生が、常に必要な調査や書物の参照等ができる体制が整えられている。また、法曹養成専攻資料室所蔵の文献や資料をコピーするための複写機が、法曹養成専攻資料室内に2台設置されており、その利用のために、学生には、各年度の始めに600枚分のコピーができるコピーカードが貸与されている。なお、600枚を超えて利用する場合には、実費を徴収している《資料1001参照》【解釈指針10-1-1-3】。

資料 1001 法曹養成専攻資料室における暫定的な措置に関する規程（抜粋）

（利用資格）

第2条 本専攻に在籍する学生及び大阪市立大学大学院学則第29条の2第1項にいう法曹養成研修生（以下「法曹養成研修生」という。）は、法曹養成専攻資料室を利用することができる。

（利用時間）

第3条 法曹養成専攻資料室は、午前8時より午後9時50分までの間、利用することができる。ただし、入構が禁止される期間についてはこの限りでない。

（設備）

第4条 法曹養成専攻資料室には、書籍、電子資料、雑誌等を設置する。これらの資料は、帯出することができない。

2 法曹養成専攻資料室には、複写機を設置する。本専攻に在籍する学生に対しては、複写機用のプリペイドカード（年間600枚）を支給する。

3 法曹養成専攻資料室には、パソコン及びプリンタを設置する。

（貸与物）

第5条 本専攻に在籍する学生及び法曹養成研修生に対しては、法曹養成専攻資料室のカードキーを貸与する。学生及び法曹養成研修生は在籍期間中、これを自ら管理し、返却の指示があったときは、返却しなければならない。

（法学研究科資料室の利用）

第6条 本専攻に在籍する学生及び法曹養成研修生は、必要な資料が法曹養成専攻資料室、学術情報総合センターにないときは、資料室資料管理規程に従い、法学研究科資料室の資料を利用することができる。

【出典：別添資料1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

本法科大学院専用の図書室のほかに、全学的な施設として、250万冊余りの蔵書が備えられ、無線LAN設備の整えられた学術情報総合センター（平成8年に開館し、地上10階、地下4階建てで国内最大規模の大学図書館の機能を有する）が設置されている。本法科大学院の学生は、大学院生として、学部学生よりも優先的に各施設を利用することができる。それに加えて、法学部棟7階にある法学研究科資料室（約380㎡）には、法学関係の大学の紀要や判例集を中心として、国内外の図書約56,000冊および雑誌約660タイトルが配架されており、また、法学部棟6階にある国際法制資料室には、諸外国の法令集や判例集および外国法関連文献が、あわせて約10,000冊配架されている。それらは、主として教員が研究目的で利用するために収蔵しているものであるが、本法科大学院の学生も、必要に応じて利用することができる。なお、本法科大学院の学生は、学術情報総合センターおよび法学研究科資料室の資料の収集、配置、利用方法について、必要がある場合には、本法科大学院の図書委員をつうじて、意見・要望を伝えることができる【解釈指針10-1-1-3】。

4 法曹養成専攻資料室の管理運営は、法学研究科資料室に配属されている2名の職員が担当し、資料の管理、図書の発注ならびに発注に係る相談業務を行っている。これらの職員は両名とも司書資格を有しており、折に触れて法情報調査に関する講習を受けることで、学生の学習支援の要請に応えられるように努めている（平成26年度以降については、平成26年4月4日、平成27年4月7日、平成28年4月5日、および平成29年4月6日にTKCの講習を、平成27年11月8日および平成29年11月15日のJuris Onlineの講習を、平成27年7月2日、平成28年6月4日、平成29年6月23日、同年11月7日および平成30年5月18日にLexisの講習を受けるとともに、平成29年10月12日および13日に開催された図書館大会の法情報調査に関する分科会にも参加している）【解釈指針10-1-1-4、10-1-1-7】。

5 常勤の専任教員には全員に個人別の教員室が整備されている。教員室には、教員用机・椅子のほか、ソファ、応接台などの基本備品が備えられている。非常勤の教員には、共用の教員室が用意されている。教員室の備品（パソコン等）は、必要に応じて整備され、年度計画を立てて順次更新しており、研究、教育の効果的な実施をはかっている。また、本法科大学院の授業で用いる資料の作成には、主として、法学研究科資料室内に設置された教材作成専用のコピー機が利用されている【解釈指針10-1-1-5】。

6 教員と学生との面談のための専用のスペースは設けられていないが、授業終了後の教室や教員室をはじめとして、法曹養成専攻事務室内の共用スペース、研究科長室および各種の会議室などを適宜利用することにより面談や意見交換が行われており、学生のプライバシーが保障された十分なスペースが確保されている【解釈指針10-1-1-6】。

7 教室等の施設の利用に関しては、上記のとおり130教室および131教室（いずれも定員45名（約90㎡））の2つの教室を、本法科大学院が優先的に利用できることとなっており、1年次生および2年次生の法律基本科目のうちのほとんどの科目をはじめとして、

多くの科目の授業をこれらの教室で行っている。また、その他の法学部もしくは他学部との共用の施設については、本法科大学院専任の事務職員が、法学部および法学研究科他専攻の事務職員と連携し、各種の全学委員会や全学の事務組織を通じてその管理に参画することによって、本法科大学院における教育に支障を来さないようにするために必要な調整が円滑に行われている【解釈指針 10-1-1-7】。

8 本法科大学院が設置されている杉本キャンパスの本館地区入口は夜間（午後 10 時から午前 8 時まで）は施錠されており、本法科大学院の教室、自習室、法曹養成専攻資料室、事務室および教員室が設置されている建物も夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）は施錠されている。施錠されている夜間については、警備員が午後 12 時と午前 6 時に校内と建物内を巡回している。施錠されていない昼夜の時間帯においても警備員が随時（通常 5 回ほど）構内および建物内を巡回している。また、学生や教職員の往来が少なく、死角となりやすい場所には、防犯カメラが設置されている。さらに、本法科大学院自習室のドアはオートロックとなっており、その鍵は、本法科大学院学生にのみ貸与されているため、本法科大学院学生以外の者が自習室に入室することはできない。加えて、本法科大学院自習室が配置されている 1 号館は、職員が不在となる休日には施錠され、本法科大学院学生は、本法科大学院学生にのみ貸与されている鍵を用いて入室することとなっている。このように本法科大学院においては、不審者が自習室等に侵入しないためのセキュリティ対策は十分講じられている。

また、大阪市立大学においては年 1 回、大規模火災や地震の発生を想定して教職員および本法科大学院の学生を含む学生全員が参加する防火・防災総合訓練を実施している（平成 30 年度においては平成 30 年 5 月 31 日にこれを実施した）。さらに、本法科大学院の学生を含む学生については全員、OCU メールと Web 履修システムから登録したアドレスが大学において自動登録（ただし、後者に関しては安否確認システムに同意した学生のみ登録）され、また教職員については各自がこれに登録することにより、災害等の発生時に安否確認のメールが登録したアドレスに配信され、それに返信することにより学生・教職員の状況が判明するシステムが構築されている。

以上のことから、本法科大学院においては、施設の維持管理に当たって、通常利用時および緊急時に、学生、教職員その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されているとすることができる【解釈指針 10-1-1-8】。

2 特長及び課題等

1 特長

第1に、本法科大学院は小規模であり、それゆえに、専用設備はそれほど多くはない。しかしながら、教室等の施設・設備の多くを他学部等と共用しつつ、教育の効果をあげられるように機動的な管理運営を行っている。特筆すべき点として、自習室に学生1人ずつに専用の学習用の机が整備されている点、専用の法曹養成専攻資料室に学习上必要な資料が適切に整備され、休日も使用できる点、これらの諸施設が学生からアクセスしやすい場所に配置されている点、無線LAN環境が整備されている点、Moodleが整備されている点等、学習環境の整備がはかられている点をあげることができる。

第2に、大学図書館である学術情報総合センター、法学研究科資料室、および国際法制資料室もアクセスしやすい至近距離に位置しており、法曹養成専攻資料室との有機的連携が確保されている。

第3に、法学研究科資料室の2名の職員は、両名とも司書の資格を有しているのみならず、日頃より法情報調査等、必要な知識・技能の習得に努めており、本法科大学院の学生の学習支援の一翼を担っている。

2 課題

第1に、自習室や法曹養成専攻資料室等の施設の利用時間については、一部の学生から1日24時間利用できるようにして欲しいという要望があるが、全学の管理体制との調整が必要であり、そうした要望に全面的に応じるには至っていない。平成28年度から自習室が利用可能となる時間を1時間早めたが、学生の安全を確保しつつ、さらなる施設の利用時間の延長がどこまで可能であるかを、引き続き検討していく必要がある。

第2に、大阪市立大学の設置者である大阪市から交付される運営費交付金は年々削減される傾向にあり、それに伴って、教育・研究のために必要な図書予算や機器・整備の更新のための予算も漸減傾向にある。この数年は、学内外の競争的資金の獲得や卒業生からの寄付によって不足分を補ってきているが、将来的には、本法科大学院の安定した運営を継続していくために必要な予算をどのようにして確保し続けていくかについて、抜本的な検討が必要となる可能性がある。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1 に係る状況）

1 自己評価委員会

本法科大学院の教員は、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすことに対する自覚が強い。本法科大学院が社会的使命を果たしているかどうか、および教育の内容や水準に対する学生の評価がどのようなものかといった点について、FD 活動（基準 5-1-1 に係る状況参照）などを通じて、検証・討議が日常的に行われている。個々の教員の自覚は、重要な意義を有するものである。

これを前提としつつ、本法科大学院は、その独自の体制として「自己評価委員会」を設置して、定期的に総括的な自己点検および評価を行っている。自己評価委員会は、専攻長、副専攻長および 2 名以上の自己評価委員をもって組織される（法曹養成専攻自己評価委員会規程第 2 条）《資料 1101 参照》。自己評価委員会は、少なくとも 3 年に 1 度、本法科大学院における自己点検および評価を実施し、その結果に関する報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとされている（同規程第 4 条第 1 項）《資料 1101 参照》。法科大学院に関する自己点検および評価を実施するための適当な体制を、法科大学院を置く大学において整備する場合に関する指針については、該当なし【解釈指針 11-1-1-1】。

これまで、平成 20 年度に、自己評価を実施して、大学評価・学位授与機構の認証評価を受けた。平成 22 年度に、自己点検・評価を実施して、外部評価を受けた。平成 25 年度に、自己評価を実施して、大学評価・学位授与機構の認証評価を受けた。平成 28 年度に、自己点検・評価を実施して、外部評価を受けた《別添資料 12 平成 28 年度自己点検・評価報告書参照》。

なお、自己評価委員会は、定期的・総括的な自己点検および評価のほか、平成 26 年 2 月の専攻会議で決定された申し合わせ事項により、各年度におけるシラバス作成時において、シラバスの「5. 評価方法」がシラバスの記載における留意事項およびその他の申し合わせ事項に沿って記載されているかを点検すること、および、各年度末に、大学 Web サイトの「大阪府立大学研究者要覧」において、法曹養成専攻の専任教員の「最近 5 年間における教育上又は研究上の主要業績およびその専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動」が開示されているかを点検することをその任務とするものとされている。

2 適切な評価項目

自己点検・評価の点検項目は、大学改革支援・学位授与機構による認証評価の項目を参考としており、下記のとおり適切な評価項目が設定されている（法曹養成専攻自己評価委員会規程第4条第2項）《資料1101参照》【解釈指針11-1-1-2】。

- (1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること【自己点検・評価報告書第1章】。
- (2) 教育内容及び方法に関すること【自己点検・評価報告書第2章、第3章、第5章】。
- (3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること【自己点検・評価報告書第4章】。
- (4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること【自己点検・評価報告書第6章6-1】。
- (5) 収容定員及び学生の在籍状況に関すること【自己点検・評価報告書第6章6-2】。
- (6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関すること【自己点検・評価報告書第7章】。
- (7) 教員組織及び教育能力に関すること【自己点検・評価報告書第8章】。

3 自己点検・評価の結果の活用

自己点検・評価の結果は、適宜、専攻会議において報告され、改善策が提案され、改善に取り組んでいる（法曹養成専攻自己評価委員会規程第6条）《資料1101参照》。

法科大学院という制度ならびに本法科大学院設置の趣旨・目的に照らして本法科大学院の教育活動等が適切に行われているかどうかについての意見交換等は、日常的に実施されている（担当教員による面談、修了生に対するアンケートおよび学期ごとに教務委員が実施するアンケートなどを含む（基準7-1-1に係る状況、特に資料703および704参照））。このような機会を通して学生等から聴取された重要な意見等については、専攻会議や関係する委員会等に適宜フィードバックされ、改善される体制となっている【解釈指針11-1-1-3】。

4 外部委員による検証結果の活用

自己点検・評価報告書は、外部評価委員による評価を受けている。外部評価委員は、事前に自己点検・評価報告書を読み、訪問調査をして、外部評価書を作成する《別添資料12平成28年度自己点検・評価報告書参照》。外部評価書で受けた指摘は、専攻会議等で報告され、改善策が提案される。平成28年度に受けた外部評価の外部評価委員は、三阪佳弘教授（大阪大学大学院高等司法研究科）、平野恵稔弁護士（大阪弁護士会、大阪弁護士会法曹養成・法科大学院運営協力センター委員長）、森恵一弁護士（大阪弁護士会、日本ペラー工業株式会社社外監査役）である。専攻会議において、上記委員による外部評価書における検証の結果が報告され、改善策が提案されている。

外部評価委員からは、たとえば、自習室の利用時間の延長、採点基準の一層の明確化、早期卒業制度の導入、受講生の超少人数化に対応した本法科大学院における教育方法の再構築の模索、学生アンケートに対するフィードバックの在り方に関する改善の必要性、ア

カデミック・アドバイザー制度の定期的な点検の必要性等が指摘されたほか、授業参観の実施の提案がされた。そこで、自習室の利用開始時間の 1 時間前倒しが平成 29 年 5 月の専攻会議で決定された。また、答案返却を可とする教員分の答案を事務から返却する方が平成 29 年 6 月の専攻会議において承認され、これによって、採点終了後の答案の返却を可とする教員に係る答案を事務から返却する仕組みが設けられた。この仕組みにより、従来から開示されてきた採点基準の個別的具体的な適用の在り方が学生との関係で明確化されることが期待できる。さらに、授業見学制度の導入に関して FD 集会において議論がされ、法律実務基礎科目の授業内容に関する実務家教員と研究者教員の協力に関する平成 30 年 4 月の専攻会議における決定を受けて、実務家教員担当の授業を研究者教員が見学し意見交換を行う機会が設けられた(基準 2-1-6 に係る状況も参照)。その他、リスクに十二分に配慮した上での早期卒業制度の導入について法学研究科において検討が行われるなどの対応がされており、外部委員による検証結果の多くが実際に活用されている。

このように、自己点検・評価の結果について、法律実務に従事し、本法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む、本法科大学院を置く大学の教職員以外の者によって構成される外部委員による検証が行われており、その結果を本法科大学院の教育活動等の改善に活用している【解釈指針 1 1-1-1-4】。

資料 1101 法曹養成専攻自己評価委員会規程（抜粋）

（組織及び任命）

第 2 条 委員会は、専攻長、副専攻長、法曹養成専攻会議（以下「専攻会議」という。）の構成員の中から専攻会議により選出された 2 名の自己評価委員、及び、次項の規定する自己評価委員が選出された場合はその委員をもって組織する。委員長は互選によって決する。

2 専攻会議は、必要に応じ、さらに自己評価委員を選出することができる。

（自己点検及び評価に関する活動）

第 4 条 委員会は、少なくとも 3 年に 1 度本専攻内の自己点検及び評価を実施し、その結果の報告書を専攻会議の議を経て、公表するものとする。

2 委員会は、前項の自己点検及び評価を行うに当たり、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況について適切な項目を設定し実施するものとし、また、結果の報告書には、本専攻における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組みの状況等を示すものとする。

3 委員会は、自己点検及び評価の結果について、本学職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者による検証を行うものとする。

（専攻会議への提案・報告）

第 6 条 委員会は、前 2 条の任務に関して、専攻会議に提案又は報告する。

【出典：別添資料 1 法学研究科法曹養成専攻規程集】

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

1 インターネット等を通じた主要な情報の公表

本法科大学院の教育活動等ならびに自己点検および評価の結果については、下記のとおり、本法科大学院の Web サイト等で公表している【解釈指針 11-2-1-1】。

また、本法科大学院の概要については、毎年発行するパンフレット《別添資料 6 大阪市立大学ロースクールパンフレット参照》および募集要項《別添資料 7 大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項参照》にも記載している。上記パンフレットは、学内外の説明会において配付されるほか、随時、希望者に配付している。

(1) 設置者に関すること

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/outline/index.php>

(2) 教育の理念及び目標に関すること

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/consept/index.php>

(3) 教育上の基本組織に関すること

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/outline/index.php>

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff/index.php>

(4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/outline/index.php>

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/staff/index.php>

(5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/admissions/index.php>

http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/admissions_outline/index.php

(6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/outline/index.php>

(7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/academics/graduate/law>

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/outline/index.php>

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/curriculum/index.php>

- http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/curriculum_outline/index.php
- (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること
http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/coursemethod_credits/index.php
- (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること
<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/facility/index.php>
- (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること
<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/cost/index.php>
- (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/support/index.php>
http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/education/life_support
- (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること
<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/outline/index.php>

2 学生が修得すべき知識および能力に関する情報

下記 Web サイトにおいて教育の理念および目標に基づき学生が修得すべき知識および能力に関する情報を積極的に公表している【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】。

<http://www.law.osaka-cu.ac.jp/lawschool/consept/index.php>

3 教員の教育研究業績および実務経験の内容

教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料として、研究者教員については、教員の担当授業科目名、主な職歴、最近 5 年間に於ける主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、ならびに法律実務に関する主な経歴、実績および著作、専任教員については、その専門知識を生かした学外での主な公的活動および社会貢献活動を含む事項について、本法科大学院 Web サイトにおいて公表している【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 3】。

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2に係る状況)

本法科大学院は、自己評価の基礎となる情報については、自己評価委員会が、自己点検・評価作業の過程において、研究科の組織体制上各々の事項に関する資料を保管する教員および事務職員から調査・収集を行い、必要に応じて、収集した情報を整理し、本評価書の作成に使用できるものとしている。

これらの調査・収集、整理した情報および文書については、それぞれファイルとして整理し、当該年度の自己点検・評価報告書の付属資料として法曹養成専攻事務室において保管している【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】。

「公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則」（平成 18 年 4 月 1 日規程第 5 号）第 34 条は、公文書の保存期間について下記のとおり、その区分ごとに保存期間を定める（別表第 2）。

「学生の入学、卒業および修了の決定並びに学位の授与に関するもの」永年。

「学生の異動に関するもの」10 年。

「大学の授業又は試験に関するもの」5 年。

「その他 1 年保存の必要があると認められるもの」1 年。

本法科大学院では、「評価に際して用いた文書」の保管については特別に、評価を受けた年から 5 年間、事務職員の法科大学院担当者を管理担当者として法曹養成専攻事務室および保管庫で保管することとしている。とくに答案等（筆記試験問題および答案その他成績評価の基礎となる資料）は、少なくとも 5 年間適切に保管することとしている（平成 16 年 9 月専攻会議決定事項）【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】。

評価の基礎となる情報については、以上のように、評価機関の求めがあれば速やかに提出できる状態で保管されている【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】。

2 特長及び課題等

1 特長

自己評価委員会およびFD委員会が中心となって、自己点検および評価の結果を活用して具体的な教育活動の改善につなげる例が多く、自己点検および評価の活動が適正に機能している。学生数や教員数が少ないこともあって、様々な機会を通して意見等がくみ取られており、これに基づいて各種の対応策がとられている。

2 課題

専攻会議のほか、法学研究院会議、法学研究科教授会、各種委員会等において審議すべき事項が多く、教育および研究に費やすべき時間をいかにして確保するかが課題となっている。

自己点検・評価等の結果、改善すべき問題として認識できた事項であっても、財政的・人的資源の制約上、これらを改善することが困難なものであることが多い（基準8-3-2、9-1-3に係る状況参照）。これらを改善できるかどうかは、財政的・人的資源を確保できるかどうか次第であることが多い点が課題である。改善すべき点について、本法科大学院設置者に対して丁寧に説明し、財政的・人的資源を拠出するように真摯に要求しつづけていくことが、本法科大学院として行いうる最善の努力であることが少なくない。